

北海道ブロック 実習前評価システム

(CBT・OSCE 用)

**「実習コンピテンス・アセスメント」
(2015年度版)**

2015年4月

北海道ブロック

実習前評価システム検討小委員会

北海道ブロック『実習コンピテンス』目次

〔凡例〕	1
I 実習へ臨む自己の姿勢	1
1. あなたは自分のことを知っていますか（自己覚知・自己理解と言われる事柄）	2
2. あなたは自己の観察ポイント（何を観察したらよいか）を知っていますか	2
① 自己の身体的姿勢	2
② 自己の精神的構え	2
③ 自分の声（音声）の質	2
④ 自己の視線の質	3
⑤ 自己の服装の傾向	3
⑥ 自己の髪型の傾向	4
⑦ 自己の時間に関する傾向	4
⑧ 自己の判断傾向	4
⑨ 自己が相手に与える印象	4
II 相談援助実習で必要な技術の側面	6
1. 対人コミュニケーションを理解していますか	6
① 自己紹介を的確にできる	6
② 他者に報告・発表・説明ができる	6
③ 他者に物事を的確に依頼できる	6
④ 電話での応答を的確にできる	7
⑤ 文書のやり取りを的確にできる	7
⑥ 文書のやり取りに必要な形式を用いることができる	7
⑦ 学習の仕方をわかっている	7
2. ソーシャルワーク（SW）論	8
① SWの定義・概念	8
② SWの援助対象	10
③ SWの方法	10
④ SWの実践モデル及びアプローチ	11
⑤ フィールドSW（FSW）とレジデンシャルSW（RSW）	13
⑥ 生活構造論	16

3. 利用者に対する援助過程（段階）を理解していますか	17
① インテークができる	17
② 利用者の現在の生活状況をアセスメントできる	18
③ アセスメントの項目を挙げることができ、手順にそってアセスメントすることができる	19
④ アセスメントに必要な情報の情報源を特定しアクセスすることができる	25
⑤ 問題をアセスメントするツールを身につけている	25
⑥ プランニングができる	27
⑦ モニタリングができる	28
⑧ 評価できる	29
4. 利用者と目的に応じて面接することができる	31
① コミュニケーションについて理解することができる	31
② 構造化面接と生活場面面接について理解することができる	32
③ 援助関係形成の原則（バイステックの原則）について理解することができる	32
④利用者に対して適切な姿勢をとることができる	33
1) 利用者と視線を合わせることができる	33
2) 傾聴を表す姿勢ができる	33
⑤面接技法を理解し、かかわり技法を意図的に使用することができる	34
1) 利用者の様子を観察し理解することができる	35
2) 利用者の行動を観察し理解することができる	36
3) かかわり技法を使用することができる	37
4) 面接において、質問を的確に使うことができる	37
5) 面接において、要約の技法を的確に使うことができる	38
6) 面接において、感情の反射（反映）ができる	39
7) 面接において、話の焦点をつかむことができる	40
8) 積極技法について理解することができる	40
9) 面接技法の統合について理解することができる	40
5. 利用者の家族について理解することができる	41
① ジェノグラムについて	41
② ファミリー・マップについて	42
③ 家族歴について	42
④ 家族関係を理解できる	43
⑤ 家族アセスメントができる	44

6. 利用者のグループを運営することができる	44
① グループワークの主要モデルについて	44
② グループワークの過程（発達段階）とワーカーの役割	45
③ グループワークの原則について	47
④ グループワークに必要なプログラム活動を企画することができる	47
⑤ グループワークに必要な運営のポイントを説明することができる	48
⑥ グループメンバーの個別ニーズを理解し、援助関係を形成することができる	49
⑦ グループ・ダイナミックスを説明できる	50
⑧ 相互支援システムを形成し、それを問題解決に向けて活用することができる	51
⑨ グループワークにおける評価について	53
7. 地域の視点から実践できる	54
① 地域の特性を描くために必要な諸要素を頭に描くことができる	54
② コミュニティワークの過程（段階）を頭に描くことができる	55
③ コミュニティワークの技術を頭に描くことができる	56
④ 地域が抱えている問題を把握できる	58
⑤ コミュニティワークの評価ができる	59
⑥ 社会福祉分野における権利擁護システムを挙げることができる	60
8. 事例研究を実践できる	61
① 事例の意味や目的をあげることができる	61
② 事例を読み解くことができる	62
③ 事例を記述し、報告することができる	63
④ エコマップを描くことができる	64
⑤ 生活歴を分析できる	77
⑥ ケースカンファレンスの目的について理解している	65
⑦ ケースカンファレンスの基本枠組みについて理解している	66
⑧ 事例研究を行うことができる	66
⑨ 事例研究における倫理について理解することができる	68
⑩ 実習における事例研究について理解できる	68
9. 記録を実践できる	72
① 記録の意味や目的をあげることができる	72

②	記録の記述様式や形式をあげることができる	72
③	6W1Hに沿って、適切な記録ができる	74
④	記録を活用できる	74
⑤	記録の適切な管理ができる	75
10.	スーパービジョンの意味を理解していますか	77
①	スーパービジョンの機能をあげることができる	77
②	スーパービジョンの種類をあげることができる	77
③	スーパーバイザーの役割をあげることができる	77
④	スーパーバイザーの役割をあげることができる	79
11.	基本的人権について考えることができる	80
①	基本的人権の概念を理解している	80
②	秘密保持義務（守秘義務）を理解している	81
③	プライバシーの権利を理解している	82
④	生存権（生活権）を理解している	83
⑤	幸福追求権を理解している	83
12.	実践の評価に関する理解	84
①	実践の評価におけるワーカーの実践理念を理解している	84
②	ソーシャルワークの評価の考え方について理解している	85
③	利用者に対する実践の効果を測る代表的な方法を理解している	85
④	ソーシャルワーク実践の評価の過程を理解している	86
⑤	事業体が第三者評価を受けなければならないことを理解している	88
⑥	社会福祉施設・機関の苦情解決システムを理解している	89
⑦	リスク及びリスク・マネジメントについて理解している	105
13.	専門職倫理に関する理解	90
①	社会福祉専門職に関する倫理、倫理綱領と行動規範を理解している	90
②	ソーシャルワークの価値に関する倫理上のディレンマを理解している	93
③	倫理上のディレンマの解決方法を理解している	95
14.	実習委託契約について	98
①	実習が関係3者の契約によるものであることを理解している	98
②	実習合意書の仕組みを理解している	99
③	実習指針の仕組みを理解している	101

15. 福祉実践の施設と機関	102
Ⅲ 実習で必要な知識の側面	106

実習コンピテンス・アセスメント

- [凡例] ①本アセスメントは実習生が実習前に整え、備えなければ成らない準備体制を示すものである。
- ②本アセスメントは、自己評価と客観評価の2通りの方法で行われる。客観評価は自己評価・自己学習を前提にして、それを前提にしつつ教員が行う。この客観評価は、実習前知識試験（通称 CBT）と実習前技術試験（通称 OSCE）の形式で行われ、その結果は実習生に伝達され、以後の挑戦のための課題を提示するものとする。
- ③本アセスメントの各項目に関しては、その到達すべき内容として、「記述できる」・「説明できる」・「実行できる」に関する「解答例」を示している。
- ④Ⅱの「現場実習に必要な技術の側面」の各項目にある「記述できる」で要求される内容は原則として辞書レベルのものとする。
- ⑤各項目の評価のために必要な教材は、関連科目や相談援助実習指連科目及び相談援助演習科目等において提供されている。
- ⑥実習に出ることができると評価基準（CBT・OSCE とも6割の得点）を設定し、通過できなかった者に、基準まで到達するための再挑戦の機会を設けるものとする。
- ⑦各項目の知識内容は、知識の記述で提示される場合と、問題の形で提示される場合がある。また、項目によっては、「記述できる」「説明できる」で留まっているものもある。

I 実習へ臨む自己の姿勢

「実習へ臨む自己の姿勢」が問われる理由

実習は、利用者やスーパーバイザーを初めとして、終始、人と人との関係の中で進められていきます。日常生活と同じように、人と人との関係は、関係する人間同士がお互いに印象を与えながら、且つその印象を手掛かりにして、好転したり、悪化したりして進みます。援助関係の基礎としてお互いに信頼できるかどうかという関係も、この相手に対する姿勢を・相手が自分に示す姿勢を見計らいながら作られていると言えるでしょう。ここでは自分の行動の特性があなたの相談者や事業所の利用者にとどのような印象を与えるかということ、あなたが利用者と接するときの姿勢、あなた自身の声の印象、視線などの身体的な属性の他、あなたの外観の印象についても振り返ってみようとするものです。

【チェックの仕方】

① 全体的に 記述できる 説明できる 実行できる のうち、自分の該当するところの数字に○をつけてください。

② 評価の段階は次のようになります。 十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

③ 自分の傾向を判断する段階は次のようになります。 3-2-1-0-1-2-3

1. あなたは自分のことを知っていますか。(自己覚知・自己理解) [全体的に]

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

2. あなたは、自己の観察ポイント(何を観察したらよいか)を知っていますか。[全体的に]

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

① 自己の身体的姿勢について(歩く姿・座る姿・立ち止まる姿等)知っていますか。

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の身体的姿勢について記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の身体的姿勢の傾向が利用者にとどのように受け取られるかを説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 上記の身体的姿勢の傾向を場面にあわせて実行・修正できる

7-6-5-4-3-2-1

② 「何か新しい場面が与えられて対応しなければならないとき」に現れてくる自己の精神的構え(態度の傾向)について知っていますか。

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の精神的構えについて記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の精神的構えの傾向が利用者にとどのように受け取られるかを説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 上記の精神的構えの傾向を場面にあわせて実行・修正できる

7-6-5-4-3-2-1

以下の軸ではどちらに傾きますか

a) 積極的	3-2-1-0-1-2-3	消極的
b) 明朗	3-2-1-0-1-2-3	陰鬱
c) 楽観的	3-2-1-0-1-2-3	悲観的
d) せっかち	3-2-1-0-1-2-3	じっくり
e) 行動的	3-2-1-0-1-2-3	思索的

③自分の声(音声)の質について知っていますか。

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の音声の質について記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の音声の質の傾向が利用者にどう受け取られるかを説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 上記の音声の質の傾向を場面にあわせて実行・修正できる

7-6-5-4-3-2-1

以下の軸ではどちらに傾きますか

- | | | |
|------------|---------------|---------|
| a) 高い | 3-2-1-0-1-2-3 | 低い |
| b) 早口 | 3-2-1-0-1-2-3 | ゆっくり |
| c) 歯切れが良い | 3-2-1-0-1-2-3 | くぐもる |
| d) 鋭い | 3-2-1-0-1-2-3 | 軟らかい |
| e) 大きい | 3-2-1-0-1-2-3 | 小さい |
| f) 聞き取りやすい | 3-2-1-0-1-2-3 | 聞き取りづらい |

④ 自己の視線の質について知っていますか。

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の視線の質について記述できる

7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の視線の質の傾向が利用者にどのように受け取られるかを説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 上記の視線の質の傾向を場面にあわせて実行・修正できる

7-6-5-4-3-2-1

以下の軸ではどちらに傾きますか。

- | | | |
|---------------------|---------------|----------|
| a) 他人の視線に
合わせられる | 3-2-1-0-1-2-3 | そらせる |
| b) じっくり視る | 3-2-1-0-1-2-3 | きょろきょろする |

⑤ 自己の服装の傾向を知っていますか。

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の服装の傾向について記述できる

7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の服装の傾向が利用者にどのように受け取られるかを説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 上記の服装の傾向を場面にあわせて実行・修正できる

7-6-5-4-3-2-1

⑥ 自己の髪型の傾向を知っていますか

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の髪型の傾向について記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の髪型の傾向が利用者にどのように受け取られるかを説明できる
7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 上記の髪型の傾向を場面にあわせて実行・修正できる
7-6-5-4-3-2-1

⑦ 自己の時間に関する傾向を知っていますか [全体的に]

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

記述できる : 自己の時間に関する傾向について記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 上記の時間に関する傾向が利用者にどのように受け取られるかを説明できる
7-6-5-4-3-2-1

実行できる :

a) 上記の時間に関する傾向を場面にあわせて実行・修正できる
7-6-5-4-3-2-1

b) 約束の時間（開始の時間）を守ることができる。 7-6-5-4-3-2-1

c) 提出物の締切の時間を守ることができる。 7-6-5-4-3-2-1

⑧ 「物事に対応しなければならない時に」その時の自己の判断傾向を知っていますか。 [全体的に]

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

以下の軸ではどちらに傾きますか

- | | | |
|------------|---------------|--------|
| a) 自罰的 | 3-2-1-0-1-2-3 | 他罰的 |
| b) 自己判断傾向 | 3-2-1-0-1-2-3 | 他者判断傾向 |
| c) 理想的 | 3-2-1-0-1-2-3 | 現実的 |
| d) 物事にこだわる | 3-2-1-0-1-2-3 | こだわらない |
| e) 利己的 | 3-2-1-0-1-2-3 | 愛他的 |
| f) 理論的 | 3-2-1-0-1-2-3 | 実践的 |

⑨ 自己が相手にどう見えているか、どのように見られているかを分かっていますか。 [全体的に]

充分に分かっている 7-6-5-4-3-2-1 全然分からない

記述できる : 自分が他者に与える印象を記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる : 自分が他者に与える印象を説明できる 7-6-5-4-3-2-1

実行できる : 自分が他者に与える印象を場面に合わせて実行・修正できる
7-6-5-4-3-2-1

II. 相談援助実習で必要な技術の側面

1. 対人コミュニケーションを理解していますか [全体的に]

充分理解している 7-6-5-4-3-2-1 全然理解していない

① 自己紹介を的確にできる

充分にできる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

記述できる: 何について自己紹介するべきかの内容を記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる: 紹介する相手 (ex. 利用者、SW、実習施設職員、関係機関・施設職員など) と場面 (ex. 面接・訪問、職員への挨拶場面など) 及び内容を説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる: a) ロールプレイにおいて、相手と場面に合わせて、自己を紹介できる

7-6-5-4-3-2-1

b) 他者を訪れる際に、先に自己を紹介できる 7-6-5-4-3-2-1

② 報告、発表、説明ができる

充分にできる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

記述できる: 報告、発表、説明する内容を的確に記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる: 報告・発表・説明すべき内容と方法を説明できる 7-6-5-4-3-2-1

実行できる: 報告、発表、説明ができる 7-6-5-4-3-2-1

③ 他者に物事を的確に依頼できる

充分にできる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

記述できる: 依頼する内容を明確に記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる: 依頼内容と方法 (ex. 電話、文書、直接) を検討し、説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる: 周りの人に対し、適切な依頼方法で物事を依頼できる 7-6-5-4-3-2-1

④ 電話での応答を的確に出来る

充分にできる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

記述できる: 電話をかける／受ける際のルールを記述できる 7-6-5-4-3-2-1

a) (かける) かける時間帯、伝言の依頼、言葉遣い 7-6-5-4-3-2-1

b) (受ける) 最初の挨拶、伝言を受ける、メモを残す、言葉遣い 7-6-5-4-3-2-1

説明できる: 上記と同様に、電話をかける、受ける際の正しいルールを説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる: ロールプレイにおいて、実習機関、関係機関等に適切に電話をかけることができる。

7-6-5-4-3-2-1

⑤ 文書(履歴書や礼状などのフォーマルな文書)のやり取りを的確にできる

充分にできる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

記述できる: どのような文書が必要か記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる: 文書をいつ、どこで、だれと、どのような場面でやり取りを行うか説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる: 実習において、必要な文書を実習先、大学などとやり取りできる

7-6-5-4-3-2-1

⑥ 文書(履歴書や礼状などフォーマルな文書)のやり取りに必要な形式を用いることができる

充分にできる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

記述できる: 文書の形式にどのようなものがあるか記述できる 7-6-5-4-3-2-1

説明できる: 正しい文書(履歴書、礼状など)の書き方を説明できる

7-6-5-4-3-2-1

実行できる: 誤字・脱字がなく、用紙に必要な事項を記入することができる

7-6-5-4-3-2-1

⑦ 学習の仕方がわかっていますか。[全体的に]

充分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然分からない

実行できる:

a) 図書館を利用できる。 7-6-5-4-3-2-1

b) 主題に必要な文献・資料を探し出すことができる。 7-6-5-4-3-2-1

c) メモを録る、ノートを作成する等の作業ができる。 7-6-5-4-3-2-1

d) 分からなければ他人に聞いて学習できる。 7-6-5-4-3-2-1

2. ソーシャルワーク (SW) 論 [全体的に]

充分に分かっている 7-6-5-4-3-2-1 全然分からない

① SW の概念・定義

記述できる : SW の定義を記述しなさい。

(解答例1) : IFSWとLASSWの定義の場合

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知¹⁾を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける²⁾。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい³⁾。」

1) 「地域・民族固有の知 (indigenous knowledge)」とは、世界各地に根ざし、人々が集団レベルで長期間受け継いできた知を指している。中でも、本文注釈の「知」の節を見ればわかるように、いわゆる「先住民」の知が特に重視されている。

2) この文の後半部分は、英語と日本語の言語的構造の違いから、簡潔で適切な訳出が非常に困難である。本文注釈の「実践」の節で、ここは人々の参加や主体性を重視する姿勢を表現していると説明がある。これを加味すると、「ソーシャルワークは、人々が主体的に生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう人々に関わるとともに、ウェルビーイングを高めるための変革に向けて人々とともにさまざまな構造に働きかける」という意味合いで理解すべきであろう。

3) 今回、各国および世界の各地域 (IFSW/IASSWは、世界をアジア太平洋、アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパという5つの地域=リージョンに分けている) は、このグローバル定義を基に、それに反しない範囲で、それぞれの置かれた社会的・政治的・文化的状況に応じた独自の定義を作ることができることとなった。これによって、ソーシャルワークの定義は、グローバル (世界) ・リージョナル (地域) ・ナショナル (国) という3つのレベルをもつ重層的なものとなる。

(2014年7月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) 総会において定義を採択。日本語定義の作業は社会福祉専門職団体協議会と (一社) 日本社会福祉教育学校連盟が協働で行った。2015年2月13日、IFSWとしては日本語訳、IASSWは公用語である日本語定義として決定した。

社会福祉専門職団体協議会は、(NPO) 日本ソーシャルワーカー協会、(公社) 日本社会福祉士会、(公社) 日本医療社会福祉協会、(公社) 日本精神保健福祉士協会が構成され、IFSWに日本国代表団体として加盟している。)

(解答例2) : 辞書的定義の場合 (『新版・社会福祉実践基本用語辞典』日本社会福祉実践理論学会編)

「基本的には、社会福祉の制度体系として具体化されてくる一定の社会福祉機関・施設を基盤にして、そこに配置される専門的教育・訓練を受けた職員 (ソーシャルワーカー) によって、社会福祉サービスを利用する者もしくは利用することを必要としている者に対応して進められていく援助活動である。」

説明できる：

(問題1)： IFSW・IASSWのSWの定義の特徴を説明しなさい。

(解答例)： この定義には10点ほどの特徴がある。

- ①ソーシャルワークの多様性と統一性。
(ナショナル(国)・リージョナル(地域)レベルの定義が認められた、グローバル(世界)定義である。)
- ②「先進国」の外からの声の反映。
(発展途上国の意見や実情の尊重、西洋中心主義(近代主義)への批判、多様性の尊重。)
- ③集団的責任の原理。
(人々がお互い同士、環境に対して責任を持つ限りにおいて、「人権」が日常レベルで実現される。人々が互いのウェルビーイングに責任を持ち、人と人との間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重している状態を指す。)
- ④マクロレベル(政治)の重視。
(マクロレベルの社会変革、社会開発の協調。人々の希望、自尊心、想像力を高め、行動戦略をもって抑圧や不正義に挑戦し、社会を変革するソーシャルワークを目指す。)
- ⑤当事者の力。
(当事者の力を重視し、主役はあくまでも当事者である。ソーシャルワークは人々のためというより、人々とともに働く。)
- ⑥「ソーシャルワーク専門職」の定義。
(ソーシャルワークは実践に基づいた専門職であり、学問である。)
- ⑦ソーシャルワークは学問で。
(実践と研究をソーシャルワークの両輪として位置づけている。)
- ⑧知識ベースの幅広さと当事者関与。
(地域・民族固有の知、特に、先住民の知の協調。サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通して、当事者の力と主体性を重視。)
- ⑨自然環境、持続可能な発展。
(自然環境の保全、将来にわたる持続可能な発展を重要視し、人々が環境に対して責任を持つ。第三世代の権利、自然界、生物多様性や世代間平等等の権利に焦点をあてる。)
- ⑩社会的結束安定。
(ソーシャルワークの目的は、社会変革と社会の一体性や安定である。社会的包摂と社会的結束を促進すべく努力する。社会的安定の維持にも強く関与する。)

(問題2)： SWとカウンセリングの違いを説明しなさい。

(解答例)： 一般的にカウンセリングは、人の適応上の問題について心理的援助を必要とする来談者に、カウンセラーが、来談者のパーソナリティの再編や成長に向けて主として言語的手段によって援助することを言うが、これと比較すると、SWは、人の生活上の問題を対象とし、人とその環境の相互作用の状況に焦点を当て、そして、言語的手段のみならず具体的社会資源やサービスを活用することで援助するのであるから、その対象、焦点、援助手段において違いがあると言える。

② SWの援助対象

記述できる： SWの援助対象について一般的に記述せよ。

(解答例1)： SWの援助対象を一般的に言えば、人の社会生活上の諸問題・困難であると言え、一言で生活課題と呼ぶ。人の生活は、生物—心理—社会的欲求の充足過程として現れるが、その欲求充足が、その人の環境との相互作用においてうまくいかない場合に、生活上の諸問題・困難(生活課題)として表現される。人の生活の側面は、例えば、経済・就労・居住・健康・教育・対人関係・養育/介護・余暇/休養といった多面的なものであるが、各側面において、あるいは複数の側面が重なり合ってしまううまくいかないという形で現れる。この時にSWは、その人の「社会生活機能」と「環境の応答性」との相互作用を同時に対象としながら援助を行う。

(解答例2)： SWの援助対象は、その対象規模によって、個人・家族・小集団・組織・地域・制度・社会という具合に同心円的に広がる。このうち、個人・家族・小集団はミクロレベル、組織や地域をメゾレベル、制度や社会をマクロレベルと分類することもある。それぞれの単位が援助対象となることができるが、このとき、より大きな単位は、その下の小さな単位の援助手段となることがある。たとえば、個人を援助対象とした場合に、家族や集団、地域が援助手段として活用されることや、家族の問題を地域や制度が援助手段となるといった例である。

説明できる： 人の「社会生活機能(Social Functioning)」とは何か、説明しなさい。

(解答例1)： 人は環境の中で生きており、且つ一人では生きていけないという自明の事柄を見れば、当然に人は他者なり、環境との相互作用の中で生きていく(生活していく)ことになる。このとき、人は成長の過程で親や家庭という環境、そして次第にその外部に生活圏を拡大しながら他者・環境と交渉を重ねつつ、成長し、且つ生きるすべを獲得していく。このように人の生物—心理—社会的欲求体系が形成されると同時にその欲求充足の方法も獲得する。このとき、特に他者・環境と交渉しつつ欲求充足を行う働きを社会生活機能といい、それが適切に機能するとは、その人自身の内部からの欲求を適切に認知し、且つ外部からの要請をも適切に認知し、それらの調整を行いつつ充足するための適切な手段を探り、それらの手段を動員しながら充足することになる。この一連の過程を適切に行う働きを社会生活機能という。

説明できる： 人の「対処行動(Coping Behavior)」とは何か、説明しなさい。

(解答例1)： 人は生活していく上で何らかの困難に出会った時に、自分なりにその困難に立ち向かおうとする。一般的には、この行動を対処(対処行動)と呼ぶ。具体的には、特定の環境からの要請や自分自身の内部の要求によって引き起こされた困難状況を低減しようとするものであるが、これは、その何からの情動的な苦痛を低減させるための情動焦点型対処(コーピング：回避、静観、気晴らし等)と外部環境や自分自身の内部の問題を解決しようとする問題焦点型対処(問題の所在の明確化、情報収集、解決策の考案や実行等)に分類される。両者は、同時的あるいは継時的に行われ、相互に促進的もしくは抑制的に働くことが多い。ソーシャルワークでは、情動焦点型対処を支えながら問題焦点型対処を促進するように働きかける。

③ SWの方法

記述できる： SWの方法と呼ばれる事柄を分類して記述せよ。

(解答例)： SWの方法とは、援助対象に関連して、その対象の課題を適切に解決するためにソー

ソーシャルワーカーが駆使する専門的なやり方のことであり、援助の技術と呼ばれることもある。これは、直接援助技術・間接援助技術・関連援助技術に分類される。直接援助技術には、ソーシャルケースワーク（個別援助）、ファミリーソーシャルワーク（家族援助）、ソーシャルグループワーク（集団援助）があり、間接援助技術には、コミュニティワーク（地域援助）、コミュニティオーガニゼーション（地域組織化）、ソーシャルアクション（社会活動）、ソーシャルアドミニストレーション（施設管理）、ソーシャルワークリサーチ（調査研究活動）があり、関連技術には、カウンセリング（心理援助）、ケース（ケア）マネジメント、ネットワークング、家族療法、その他の療法（回想法、SST、音楽療法、等多数）がある。

説明できる： 方法論統合化について説明せよ。

(解答例)： SWの方法は、その対象の規模や対象の世代区分、対象の課題の性質によって細分化・特殊専門化されてきた。たとえば、個人にはケースワーク、家族には家族SW、集団にはグループワーク、地域にはコミュニティワークといったように対象規模に応じ、また、対象の世代区分では、児童のためのSW、高齢者のためのSW、障害別のSW、また、課題の性質によっては、虐待SW、公的扶助SW、リハビリテーションSW、医療SW、精神保健SW、スクールSWといったように限りなく細分化される傾向にあった。この中で次第にSWのアイデンティティの拡散が起り、統合の必要性が叫ばれた。また、方法の細分化はあるとしても、その根幹（考え方、視点、価値、知識、技術）はSWとして統一できるものであるという認識の下で、SW理論としての統合の試みが行われたのである。つまり、それまでの「方法・技能モデル」から「専門職モデル」へ移行したといえる。統合化の試みは、多数の方法を一人のワーカーが使用するという意味でも、諸方法は単一のSWになるという意味でも、行われた。

④ SWの実践モデル及びアプローチ

記述できる：

(問題1)： SWの実践アプローチとは何を意味するか述べなさい。

(解答例)： ソーシャルワーカーの目の前に現れるクライアントは常に個別的・具体的・個性的・特殊な姿で現れるが、この時、そのクライアントとその生活困難・課題をソーシャルワーカーがどのような枠組みで捉えるかによって、その後のSWの展開過程は異なる。この枠組みとは、クライアントとその生活困難状態のどの側面に焦点を当てるか、その困難を生み出している要因をどう捉えるか、クライアントの範囲をどこまで広げるか、援助方法に何を採用するか、どの程度の時間・期間で援助を考えるか、といった観点で構成されるものであり、多様なものがある。

(問題2)： 実践モデルの種類を挙げなさい。

(解答例)： 実践モデルとは、SWの種々の実践アプローチの基盤にある物事の捉え方の類型であるが、①クライアントの生活困難の原因を主としてクライアント自身の要因に帰属させ、その診断による原因の除去を試みる「治療モデル（医学モデル）」、②クライアントの生活困難をクライアントと環境の相互作用において認識し、クライアントのそこでの対処能力と環境の応答性の中で相互の適合性を図るとする「生活モデル」、③クライアントの生活困難の要因をクライアント及びその環境の弱点・欠陥の結果と見る見方とは異なり、クライアントが元々備えている強さ、能力に焦点を当ててその力の発揮を支援しようとする「ストレングスモデル」といったものがある。

説明できる： 以下のSWアプローチを説明しなさい。

(問題1)： 心理社会的アプローチ (Psychosocial Approach)

(解答例)： 「状況中の人」あるいは「人と状況の全体性」という視点の下で、クライアントの心理的側面だけでなくその社会的側面も視野に入れ、ワーカーとのコミュニケーションを通じたクライアントへの直接的援助によるパーソナリティの変容とともに環境への間接的な働きかけも強調するものである。代表的理論家は、F.ホリス。

(問題2)： 問題解決アプローチ (Problem-solving Approach)

(解答例)： 人間の生活は何らかの問題を解決しながら営まれる過程であるとの認識から、援助の過程も「治療」ではなく「問題解決」の過程であると捉える。ワーカーはクライアントの「動機付け」や「能力」(ワーカビリティ)を問題解決に向けて高め、そのための「機会」を積極的に活用する。この援助過程には6つのPが関わる、即ち、援助を求めてくる人(Person)、発生している問題(Problem)、具体的援助が展開される場所(Place)、援助課程(Process)、専門家(Professional)、制度・政策や供給される資源(Provisions)である。代表的理論家はH.H.パールマン。

(問題3)： 課題中心アプローチ (Task-centered Approach)

(解答例)： 一つの折衷的アプローチであるが、短期処遇として明確化され、そのために段階的な計画的な実践を志向する。この時の「課題」とは、現在の問題が解決された時の状態を実現するためにクライアント自身が着手して実行できる一連の問題解決行動のことであり、ワーカーはそれに向けて遂行していけるように援助することになる。代表的理論家はリードとエプスタインである。

(問題4)： 危機介入アプローチ (Crisis Intervention Approach)

(解答例)： 個人あるいは家族が日常生活において、何らかの危機(例えば災害に遭遇したり、誰かに死別したり)に直面した場合に、できるだけ早く援助者がその状態に介入して危機以前の状態に回復することを意図して行う援助方法であるが、この時の「危機」とは、クライアントがこれまで用いてきた対処能力(問題解決方法)が損なわれて(もしくはその状態に通用せずに)生ずる急性の対応困難による混乱をいう。この危機も予想できる危機と予想できない危機に分けられ、いずれも早期介入が望まれている。代表的理論家にはアギュララやキャプランがいる。

(問題5)： エンパワメントアプローチ (Empowerment Approach)

(解答例)： クライアント自らが、置かれている否定的な抑圧状況を認識し、自らの潜在能力に気づき、その能力を高め、抱える問題・課題に対処していくことと、抑圧状況を作り出している構造要因を変革することに焦点が置かれる。このような抑圧状況を認識するための枠組み、その状況に対して声を上げる力・スキル、変革するための共同的行動に向けて支援することになる。

(問題6)： ナラティブ・アプローチ (Narrative Approach)

(解答例)： 現実とは人と人との対話を通じて構成されるという社会構成主義に基づき、クライアントの生活困難を描いている支配的物語(ドミナント・ストーリー)を傾聴することによって、問題の外在化、反省的質問といった技法を用いて、もう一つの物語(オールタナティブ・ストーリー)を描くことで人生の再構築ができるように支援すること。代表的理論家は、ホホワイト

とエプスタイン。

(問題7)： 解決志向アプローチ (Solution-focused Approach)

(解答例)： 問題解決を直線的原因—結果の関係で捉えて原因の除去によって行うとは考えず、クライアントがこれからどのようにになりたいか、どうしたいかといった解決へのイメージに焦点を当て、その問題が解決した状態へ向かって進むためのクライアントの社会的機能を高めることによって支援する。その時にミラクル・クエスチョン、スケーリング・クエスチョン等の特徴的な質問法を使用する。

(問題8)： ジェネラリスト・アプローチ (Generalist Approach)

(解答例)： SW 方法論統合化にもたらされた、一体的なまとまりをもった SW の体系であり、ケースワーク・グループワーク・コミュニティワークといった個別方法論に拘泥せず、SW という介入方法を成立させた。システム論や生態学的見方を基盤にして SW の共通基盤を明らかにし、インテーク・アセスメント・プランニング・介入・モニタリング・評価という展開過程を確立し、対象特性が何であれ、SW の考え方と方法で対応できることを理論的に示した。

(問題9)： 行動変容アプローチ (Behavior Modification Approach)

(解答例)： 行動理論に基づくもので、言葉を媒介にしたアプローチや行動の内面的な原因を探ろうとするアプローチの限界を認めつつ、いわゆる学習理論 (古典的条件付け、オペラント条件付け、社会的学習理論等) を基礎にして、クライアントの問題行動を客観的に観察可能なものと捉え、その行動を維持・強化している環境的因子を見出してその因子に働きかけ、新しい刺激や環境との関係をクライアントが経験するなかで、モデリングやロールプレイを用いてその行動の除去もしくは消去を図ろうとするアプローチである。

(問題10)： 認知行動アプローチ (Cognitive Behavior Approach)

(解答例)： 人の感情や行動は、その人が自分の周辺・環境世界をどのように見て (認知して) 構造化するかによって決定されるという基礎理論に基づいて、問題行動を生み出している認知の歪みを修正しようとする。この場合の認知とは幅の広い概念であり、世界への認識だけでなく、考え方や価値観、イメージ (例えばボディ・イメージ) 等も含む。この認知の変容を目指す技法と行動の変容を目指す技法を組み合わせるによって問題の改善を図ろうとするアプローチである。

⑤ フィールドSW (F SW) とレジデンシャルSW (R SW)

記述できる：

(問題1)： F SWとR SWの区分を述べよ。

(解答例)： F SWのフィールドとは、クライアントが在宅 (自宅) に住んでいて、その普段の自然な生活の場において生じている生活困難に対して、地域にある相談機関 (福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の各種地域生活支援センター、各種相談所等) が相談を受けたり発見したりした場合に、その機関が進めるSWの援助のことである。これに対してR SWのレジデンシャルとは、「施設での」という意味であり、ある目的のために人為的に設置された人工的生活環境において、そこに転居するという形で、多くの場合は集団化されて生活している状況にあり、そこでの生活過程を支えつつ生活困難に対応するという援助である。

(問題2)： RSWの9機能を列挙せよ。

(解答例)： RSWの9機能とは次のものをいう。

- ①利用者の [心=身=社会連関・生活・環境] に関する情報の集約点であること。
- ②利用者への個別支援計画の作成・実施・モニタリング・評価の機能
- ③利用者の個別相談援助機能 (狭義のソーシャルワーク機能)
- ④調整機能
- ⑤施設評価機能と施設改革機能
- ⑥資源開発機能
- ⑦研究機能
- ⑧教育機能
- ⑨リスク・マネジメント機能

説明できる：

(問題1)： 施設においてRSWを成立させるための視点を説明せよ。

(解答例)： 施設の利用者は何らかの意味において、居宅(自宅)での生活が不可能もしくは困難な状況にあり、その状況に対して何らかの地域サービスを導入しても通常の生活を保障することが難しいという状態にある。この状態が施設利用を促すことになるが、施設のソーシャルワーカーは、その利用者の入所前の状態の把握から始まり、入所後の適応、そして退所計画を持ちながら時間軸上での一貫した援助計画を持つ。更に、入所前の状態把握においても施設の複数の専門職員のチームによる情報収集から始まり、入所後においてもその利用者の施設での生活に現れる多様な生活課題、ニーズを解決・充足するように、複数の部署及び専門職員のチームアプローチによって効果的な援助を生む計画を立てて進めていく。つまり空間軸上の一貫した援助である。加えて、その利用者の施設での生活過程を豊かにし、対処条件を整備するために、そして退所後も必要な援助を提供するために、施設外の様々な資源(家族を含む)との関わりを形成・維持しながら援助を進めるのである。このような全体的な援助の基本的視点がRSWを成立させるのである。

(問題2)： RSWの9機能のうち、「情報の集約点である」ことを説明せよ。

(解答例)： 施設利用者に対する全体的サービスを計画するために、施設入所前の生活状況に関する情報、利用者の身体=精神=社会的側面の状態に関する情報、利用者の生活空間(居住環境)や対人環境、情報文化環境に関する情報、家族・地域等の外部環境に関する情報、利用者の生活習慣・価値観、そこから評価される「生活の質」の状況に関する情報、入所中に関わる諸専門職の当該利用者に関する情報、等の諸情報が総合的に集約されることで、利用者を全体的に把握することができ、この集約の役割をSW(生活相談員及びその部門)が担うことになる。

(問題3)： RSWの9機能のうち、「利用者への個別支援計画」を説明せよ。

(解答例)： 利用者に関わる諸専門職は、それぞれの援助計画を有するが、SWは、利用者の入所前の状況に関する情報の把握から始まり、入所時の対応、入所初期の集中的対応、生活適応援助、生活実現対応、退所への展望といった、時間軸上の流れを見通しつつ、かつ利用者の生活する施設の空間軸での人と環境の関係を総体的に見て、他専門職の援助計画をも含みつつ、その利用者の総合的な支援計画を策定する。

(問題4)： RSWの9機能のうち、「利用者の個別相談援助機能」を説明せよ。

(解答例)： SWは、利用者の日々の生活過程において発生する諸問題・諸課題に対して、SW援助を実施する。各種相談事、生活上の困難等に対して、「人とその環境の相互作用」に着目し

つつ、その人の「社会的機能」に焦点を当てて強化するとともに、環境調整を行いつつ問題解決を図る。狭義のSW援助過程である。

(問題5)： RSWの9機能うち、「調整機能」を説明せよ。

(解答例)： 施設における実践は、基本的に多職種によるチームアプローチである。利用者の最善の生活を実現するために、この施設内部の他職種の実践を調整しつつ生活過程及び生活課題を解決する一方で、施設の外部にある諸機関及び諸資源（保健・医療・福祉系のもの、家族や地域資源、諸社会制度等）を調整・動員することで、目的の実現を図る。

(問題6)： RSWの9機能のうち、「施設評価機能と施設改革機能」を説明せよ。

(解答例)： あらゆる社会制度はその実行に関して評価を受けなければならない。施設という社会制度も同じであり、法令的に義務化もしくは努力義務化されている「自己評価」「第三者評価」「情報公開」「苦情解決システム」「事故報告」等によって施設の実行が評価される。この評価計画自体を構想し、その結果に基づいて施設の弱点を改革するための「施設改革計画」が一体となって施設の実行水準が向上し、利用者の生活の質が向上する。

(問題7)： RSWの9機能のうち、「資源開発機能」を説明せよ。

(解答例)： 施設は、内部に用意している物的・人的・経済的・情動的資源のみによって十全に運営されるわけではない。利用者の最善の利益を実現するためには、施設内外の諸資源を動員するだけでなく、その不足・不十分に対して開発していく働きが必要とされる。資源が産み出されるには、その必要性を訴え、可能性を測り、資源の提供の意思決定を支援するという過程が展開されることになる。

(問題8)： RSWの9機能のうち、「研究機能」を説明せよ。

(解答例)： 施設における実践は、日常的に提供される諸サービスを確実なものにすると同時に、その提供されるサービスの水準（実践水準）が評価されなければならない。この実践水準は、自らの実践を反省的に捉えるだけでなく、外部で実践され開発されている水準を導入するという視点も必要である。この意味で、内外の最先端の実践を研究的に開発する働きや導入する働きが必要となる。

(問題9)： RSWの9機能のうち、「教育機能」を説明せよ。

(解答例)： 上記の研究機能と連動して、現状の実践の弱点を克服すると同時に、最先端の実践水準を導入し、普及するためには、施設内外において学習・研究・教育・講習・研修の機会が設けられなければならない。この計画を立て、遂行し、評価することによって施設の実践水準の向上が図られることになる。

(問題10)： RSWの9機能のうち、「リスク・マネジメント機能」を説明せよ。

(解答例)： 施設の実践には常に「リスク（危険性）」が伴う。リスクには、施設の経営レベルのものがあり、これには理事等の経営陣が対応するが、サービスレベルにおけるリスクにはSWを中心として各専門職が対応することになる。リスクは常にあるという認識の下に、リスクの予測・予防・起こったときの対応、事後の対応の流れで、リスク・コミュニケーションを中心として最善の「原因探求」を行って再発を防止しようとする。

⑥ 生活構造論

記述できる

(問題1)： 「生活」の意味を記述せよ。

(解答例)： 生活とは日々の暮らしのことであるが、この生活という語は英語ではライフ (Life) である。ライフという英語には、生物としての人間の生命の維持・再生産、日々の暮らし、そして人生という意味が含まれており、いわば生命を維持しつつ日々暮らしながら人生を作っていくという意味となる。従って、日本語で「生活」という場合にも、生命を維持しつつ暮らしながら人生を作っていくという過程の意味が含まれていると理解するべきであろう。

(問題2)： 「生活構造」の意味を記述せよ。

(解答例1)： 上記の「生活の意味」で、生活は生命を維持しつつ日々暮らしながら人生を作ると理解されたが、この生活は(生物的・精神的・社会的)欲求充足を日々反復しながら継続していることであることが分かる。この生活は、1日・1週間・1月・季節・1年といった時間的条件、生活の範囲・圏域といった空間的条件、あるいは日々得られる情報的条件によって、効率的効果的にパターン化される。これによって生活が構造化されるのである。

(解答例2)： 日々の生活を振り返ってみると、生活を成り立たせるために労働(広くは仕事)・休養・娯楽といった3大要素に時間・資源を振り分けている。この振り分けの中心にあって他の要素を規定しているのが労働(仕事)であるが、その労働を再生産するために娯楽・休養(広くは消費過程)が必要である。この労働(による生活財の生産)と娯楽・休養(における生活財の消費)の循環過程を生活構造と呼ぶ。

(問題3)： 生活の要素を挙げよ。

(解答例)： 生活の要素としては、生活構造の中核にある労働、その労働や他の源泉による経済、日々の生活の拠点となる住居(居住環境)、日々の生活活動を支える健康、日々の生活で交流する対人関係(家族・職場・地域)、新たな情報の獲得のための学習等の文化、地域や政治等へのかかわりを示す参加、そして生活を取り巻く諸環境(自然的・社会資本的・制度的)である。

(問題4)： 生活構造の単位が「家族(家庭)」であることの意味を述べよ。

(解答例)： 人の誕生から死までのライフサイクルは、定位家族から生殖家族へ移行しつつも、家族を基盤にして営まれている。たとえ単身であるとしても、その背景には家族があるといえる。また、先に触れた日々の生活の再生産には、家族のライフサイクル上の移行を展望しつつ、家族の生活の再生産として営まれている。この意味で生活構造の単位は「家族(家庭)」であるといえる。

(問題5)： 家族の構造を分析するための概念を述べよ。

(解答例1)： 家族の構造を分析するためには、外部構造と内部構造に分けて理解する必要がある。先ず外部構造とは、家族の成員数(規模)、成員の続柄や年齢の構成、家族の社会階層的地位、家族が居住する居住地や居住年数等、一般に人口学的変数と呼ばれるもので、外部から観察可能性の高い要素の複合を指す。これに対して家族の内部構造とは、家族成員の活動、感情、相互作用、規範等の相互関連とその複合として捉えられる人間関係について認識されたものである。

(解答例2)： 家族の内部構造を分析するためには、以下の3つの概念が重要である。①家族の勢

力構造：家族において何かを決めなければならないときに、家族の誰がどのような理由でその決定権を持っているかに関する概念である。②家族の役割構造：家族の日々の再生産において誰がどのような理由でどのような役割を担っているかに関する概念である。③家族の情緒構造：家族間の対人的関係において、内部の情緒性、関係の濃淡、また外部に対して閉鎖・開放を示す概念である。

3. 利用者に対する援助過程（段階）を理解していますか [全体的に]

充分理解している 7-6-5-4-3-2-1 全然理解していない

① インテークが出来る。

記述できる： インテークの意味について記述することができる。

(解答例)：機関や施設が、利用者と最初に接触することを指し、「受理面接」や「初回面接」と訳され、ソーシャルワークの援助過程の最初の段階として位置づけられる。インテークでは、相談機関・施設等に所属するワーカーと相談者が、今後の援助を展開することを合意した場合、援助契約が結ばれる。しかし、利用者の抱えている問題への対応が当該機関では困難な場合、その説明を分かりやすく行い、適切な機関を紹介しなければならない。

説明できる： インテーク面接の目的を説明することができる。

(解答例)：インテークにおいては、利用者からの基本的な情報収集と援助者からの提供可能な援助の内容、利用要件、料金等の情報提供を基本としつつ、利用者の直面している問題や悩みを（主訴）明確化することを目的に実施される。その際、以下の事項が重要なポイントとなる。①クライアントの立場や心情を共感的に受け止め、傾聴し心理的サポートを十分に行う。②クライアントが置かれている状況（事実）と感情（情緒）を理解する。③必要最低限の情報収集を行う。④緊急性の判断を含め、今後の方向性を明確化するである。

実行できる： 下の会話は電話における初回面接の様子を会話記録である。ある相談者から、特別養護老人ホームの相談員にかかった電話である。

相談者

相談員

①そちらでの施設では、ショートステイサービスを実施していると聞いて電話したのですが。今、よろしいですか？
(戸惑っている様子で)

② (嫌そうな声で) 今、昼休みの途中ですが・・・。まあ、相談に乗りましょう。

③ありがとうございます。現在、主人の介護を一人行っていて、もう疲れてしまって・・・・・・・・・・・・。
(不安そうな声で)

④緊急な状態ですか？施設側も余裕がない状況ですので、緊急のケースを優先的に利用してもらっています。

⑤利用は無理な状況ですか？

⑤そんな事は言っていません。ところで、要介護認定は済んでいますか。現在の要介護度は？それと、介護支援専門員は決まっていますか？

⑥要介護認定とは何のことですか。まだ主人にも話していないので・・・・・・・・・・。

⑦サービス以前の問題ですね。とりあえず、住所と名前を聞いておきます。それと、介護保険の申請を市役所ですることが最初ですね。

⑧ありがとうございます。いろいろ難しく、私には無理なようです。(電話切る)

⑨もしもし、住所と名前は・・・・・・・・。

(問題1)： この面接記録から、インテーク面接における相談員の問題点について答えなさい。
(解答例)： 電話での対応から、相談員の暖かさ、受容・共感・傾聴的態度が全く見られず、面接者としての基本的態度の形成ができていない現状が窺える。さらに、相談者の置かれた状況を総合的に理解するために情報収集しようとする面接技術の未熟さも感じられる。相談者は、相談員の心理的サポートの不十分さから、支えられた・理解してもらったとか感じずに、むしろ、絶望感を抱いたかもしれない。

(問題2)： 相談員の対応②の部分について聞きます。どのように対応したらよいか、自己紹介を含め実際に対応してください。
(解答例)： 私は〇〇特別養護老人ホームの相談員の〇〇です。私どもの施設でショートステイサービスを実施していますが、それは利用者様の状況にもよりますので、どのような御事情でショートステイサービスが必要になったかお話しいただけますか。

(問題3)： 相談員の対応④の部分について聞きます。感情の反射と開かれた質問、感情の反射と閉ざされた質問それぞれについて、実際に対応してみてください。
(解答例)： 【感情の反射と開かれた質問】：お一人で大変だったでしょうね。ご主人の状況をもう少し詳しくお話しくさいますか。
【感情の反射と閉ざされた質問】：随分とお疲れのようですね。ご主人は、今、何かお医者様の治療を受けておられますか。

(問題4)： 電話におけるインテーク面接が目的に沿って展開された場合、今後の方針として、在宅に訪問し利用者に会い、詳細なアセスメントをする場合どのように対応したらよいか、実際の応対例を示しなさい。
(解答例)： お話からお一人で苦勞している状況が理解できました。私どもがお手伝いできる事があるようです。本日は電話でしたので、次回は、実際にご主人様にお会いする為にお宅に伺って、少し時間をかけて詳しい話を聴かせて頂き、今後の方針を相談したいと思いますが、いかがでしょうか。

② 利用者の現在の生活状況をアセスメントできる [全体的に]

充分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

③ アセスメントの項目を挙げる事ができ、手順にそってアセスメントする事ができる。

記述できる： アセスメントとはなにか、記述することができる。

(解答例)：ソーシャルワークの援助課程の一つであり、事前評価と訳される事もある。利用者が置かれている状況を総合的に理解する事であり、面接・観察、他職種・施設・機関、家族・地域等から情報を収集する段階、集められたデータを客観的に分析しニーズを構造化し、支援の方向性を示す段階、アセスメント報告書作成・報告する段階等に分けられる。

説明できる： アセスメント項目について説明することができる。

(解答例)：①クライアントに関する情報として、
(身体的側面)：ADL・IADL状況、介護状況、精神状況、医学的管理状況等。
(心理的側面)：情緒的反応、知的能力、情緒的能力、価値観等。
(社会的側面)：社会的役割、家族関係、人間関係等。
②環境に関する情報として、
(クライアントの環境)：地域の環境、家屋の環境、経済状況等。
(社会環境)：法律、制度、社会サービス、交通システム等。
(ソーシャルワークの機関)：機能、権限、責任、能力等。

実行できる：以下の事例を読み、それぞれの事例におけるミクロ・メゾ・マクロ領域のニーズを簡潔に述べなさい。

事例 1

北海道に在住するAさん(47歳・男性)は、不況の煽りを受け、代々受け継いできた飲食店業を廃業することになった。資金繰りが困難になり、負債を抱えての倒産であった。Aさんは、妻・長男・長女の4人暮らしであったが、持ち家や土地を売却しなければならず、当面の生活費の中からアパートを借りて生活する事になった。Aさんは仕事を探す為、僅かなお金を持ち本州に渡り、日雇いの仕事をしながら、自分の生活費や仕送りに充てていた。

6ヶ月程経つと、日雇いの仕事もなくなり、途方にくれるも日々が継続したが、何とか家族のために仕事に就こうと知り合い・友人等を頼ったが、働ける場所は見つからなかった。やがて、家族との連絡は絶え、公園で野宿生活をする日々が続いた。誰にも相談できず、働きたい気持ちもありながらも、働けない状況に加え、体調の悪化もあり、生きる意欲を失いかけていた。

(解答例)

- 現状・将来に対する不安等から自尊心が低下し、生きる意欲が低下している
- 体調の悪化がみられ、健康が損なわれている状況が窺える。
- 安定した居住空間や必要な生活費が確保されていなく困窮状態にある。
- ホームレスに関する地域住民の理解、および、地域住民の構成員として地域社会で生活するための支援が必要な状況にある。
- ホームレスの自立支援に必要な制度(就業機会の確保、自立支援事業等)の確立が必要である。

事例 2

Aさん(24歳・男性)は、母のB氏(47歳)と同居している。A氏は、行動障害を伴う自閉症があり、療育手帳の中度の判定を受けている。ADLは、ほぼ自立しているが、一方的に話すことが多く、会話にならない。読み書きは、簡単な文章であればできる。時間は5分単位で理解することができる。なれた区間であれば公共交通機関の利用は可能であり、お金の理解は大まかであるが、不十分ながら買い物は出来る。周囲からの影響を受けやすく、騒がしかったり、乱暴・命令長調の言動に対して、精神的に不安定になったり、時には暴力的になる。A氏は、特別支援学校(高等部)を卒業後、G作業所に通所していたが、A氏の暴力行為がP作業所を利用する他の家族から問題になり、このままの利用が困難になった。Aさんの母B氏は、G作業所の職員や家族の対応について不信感が募り、A氏の希望もあり他の作業所の利用を考えている。しかし、地域にどんな作業所があるのか、誰に相談していいのかわからず、インターネットや広報誌等をみても記載がなく困惑している。

〈解答例〉

- Aさんは、集団行動や人との交流等の対人行動が苦手な状況にある。
- A氏や母であるB氏に対して不安や悩み等を相談出来る関係づくりが必要である。
- Aさんの行動に対する周囲の人々の理解が必要な状態にある。
- 地域生活を支える社会資源の情報や地域生活上生じる問題を調整する相談機関が知られていない現状がある(不足している可能性がある)。
- 多様化する障害に対応できる機能を持つ施設・機能の整備が必要である。

事例 3

A子(36歳)は、高校卒業後、建設関係の会社の事務員として勤務していた。21歳の時、会社に出入りしていた職人と結婚し、その後退職し、2男を出生した(現在、長男・中学校3年生、次男・中学校1年生)。2年前より夫のアルコール等の問題からによる職場の解雇、A子に対する暴力が頻繁に起こり、別居生活を始めた。現在、子供と同居しながら、アルバイトによる収入で何とか生活している。夫とは離婚に向けて協議中である。しかし、最近になって、頻繁に、復縁を求めてA子宅を訪れ、暴言を吐く、物を壊す等の行為がみられる。昨日は、夫の行動がエスカレートし、訪問を拒否した長男に対して殴る等の暴力行為を行い、とめに入ったA子に対しても羽交い絞めをする等の行為があった。今までにはなかった、子供への暴力に対してA子は危機感を抱き、「夫が知らない場所へにげたい」と親子とも精神的に追い詰められている。

〈解答例〉

- A子や子供達に対して、暴力を受けた事による精神的フォローが必要である。
- 夫に知られていない安全な生活スペースを緊急に確保する必要がある。
- 夫に対する法的対応が必要である。
- 継続して生活できる居住環境、経済的支援、子供に対する進路確保と学業継続への支援が必要である。
- 地域社会において、DV問題や相談機関に対する情報が十分に浸透していない状況が伺える。
- DV防止法に対する一般住民の理解不足、さらには、緊急・長期的なニーズに対応できる総合的な制度の確立が必要な状況にある。

事例 4

次の事例展開を読み、下記の問いに答えなさい。

< 1. 事例の概略（初回訪問時） >

（1）プロフィール

○氏名 : Sさん（女性）

○年齢 : 65歳

○家族状況 : 平成13年に夫が死亡した。現在・長女と次女の二人暮らしである。長女（42歳）は知的障害があり、精神障害者保健福祉手帳2級（統合失調症）・療育手帳B判定を受け、月～土に、作業所に通所している。次女（38歳）は体調不良により無職であり、S氏・長女の保佐人である。

○要介護度 : 要介護 3

○ADL状況 : ほぼ自立している。障害老人日常生活自立度（j 2）。

S氏は入浴したがらず、2ヶ月程度入浴していないとのこと。

○IADL状況 : 買い物・掃除・洗濯・調理は一部介助。

内服管理・金銭管理・電話利用は全介助。

住居内ゴミが散乱し不衛生である。

○認知状況 : 認知症高齢者日常生活自立度 III a

平成13年に夫が亡くなり、それ以降2～3ヶ月程無気力状態になる。2年程前から、物忘れ・失行（食器洗いの際、洗剤をつけない）・見当識障害等みられる。

最近になって、S氏は、現住居を「自分の家ではない、自宅に帰る」との訴えが頻繁にある。家族が制止するが聴き入れず家族に対して手を上げる、嘔む等の行為があるとのこと。家族が目を離れた隙に、布団・トイレトパーパーを持ち出し、他者宅前にうずまり警察に保護されたこともある。頻繁に家を出て行くため玄関ドアは、3重の施錠ができるよう交換した。本人は〇区の以前住んでいた自宅を現住居と思っている様子。現住所に転居して10年程度経過している。

○健康状況 : 50代より糖尿病を患い、主治医からはインスリンの投与をすすめられるが管理・金銭的な問題により服薬にて血糖値管理し（朝・昼・夕食後服薬）、投薬は家族の用意・声かけにより行っていた。現在は、半年ほど通院していなく服薬していないとのこと。

○社会的な交流 : S氏は長女・次女以外の接点は、ほとんどない。

○経済状況 : 長女（障害年金）132,000円（2ヶ月）

本人（遺族年金）188,000円（2ヶ月）

次女（遺族年金）72,000円（2ヶ月）

○その他の情報 : ①今年度はじめ、S氏はリフォーム業者との不必要なリフォーム契約（自宅外装、屋根、浴室）を結ぶ。次女が気づき法律事務所に相談した。S氏は認知症の疑いがあることからMメンタルクリニックへ受診をすすめられ、アルツハイマー病との診断を受ける（Drより判断能力はないとのこと）。リフォーム契約については、S氏のみ契約であったため、自宅外装・屋根部分についての契約は破棄されたが、実施してしまった浴室については、現在も弁護士と相談中（189万円程度の負担をした）。同時にS氏と長女について成年後見制度の活用を促され、次女が保佐人となった。

②現住居は、亡くなったS氏の兄弟の名義であり、兄弟には家族がいないため、S氏が相続したとのこと。以前に住んでいた〇区にある家は、土地は借地であったが、土地代が払えない為返還しなければならない。ただ、現在住居を貸している人が出て行かなく返却できないため、現在裁判中である。」

- ③Sさんと長女・次女との間で口論する場面が頻繁に見られ。特に、長女がSさんに対して「何度言ってもわからない」「同じことを何度も言わずな」等の暴言がみられる。

(2) 活用した社会資源等

地域包括支援センター(社会福祉士)、居宅介護支援事業所(介護支援専門員)、通所介護事業所、介護老人福祉施設(ショート・入所)、医療機関、訪問介護事業所、弁護士(弁護士費用助成)、家庭裁判所、行政書士、民生委員、行政機関、保健師、保健センター(精神保健福祉士)、

<Ⅱ. 援助の内容>

平成18年6月10日

弁護士から連絡を受けた民生委員より、地域包括支援センター・ソーシャルワーカー(社会福祉士)に安否確認の訪問以来があった。内容は、リフォーム詐欺に合い、弁護士が相談にのっていたが、しばらく連絡が無いのとのことだった。

平成18年6月11日

民生委員同行のもと支援センター・ソーシャルワーカーとSさん、2人の娘と、居間で面談を行う。室内は雑然としていて尿臭がひどく、カビの生えたパン等がそこら辺においてある状態。Sさんとの意思疎通は簡単な単語のやりとりのみ可能だが、理解はしていない様子。面接は次女を中心にこなす。

介護認定の申請を行い介護サービス利用の説明を行うも、娘はリフォーム詐欺にだまされたことがあるので、あまり信用していない様子。玄関には3重に鍵がかけられていて、娘に尋ねると「家に帰るといって出て行こうとするので、別途シリンダー錠を設置した」とのこと。入浴もしばらくしていない様子。「母親は、言うことを聞かない」と話していて、認知症の理解はほとんどない。

早期の関わりが必要と判断されたが、相談のうえ、認定結果が出た時点で何らかの働きかけを行う事で訪問は終了した。

平成18年8月11日

地域包括支援センターよりB居宅介護支援事業所のケアマネジャー(社会福祉士、以下ケアマネ)に、要介護3の判定がでたS氏のサービス導入に向けての訪問依頼があったため、ケアマネは訪問した。

「室内が雑然としているのは、娘が介護の手間により掃除等の余裕が無いのでは・・・」とケアマネが話して、通所介護を2回程度利用して様子を見ることとした。費用面でも次女が同意した。

平成18年8月18日

ケアマネがサービス利用に伴う初回訪問を実施する為通所介護事業所に見学に行ったところ、入浴も無事終了し、落ち着いて過ごした様子であった。その後、ケアマネはSさん宅を訪れ、次女に通所介護の状況を伝えた。次女が帰宅したSさんにその旨尋ねても、全て否定するので、次女が少し混乱する。しばらくして、通所介護利用を巡って、次女は「利用したでしょう」、Sさんの「そんなの利用していない」で言い争いになる。次女は認知症の関わり方が認識されていない状況であった為、ケアマネは認知症の特徴を説明して、関わり方のポイントを説明した。

平成18年8月28日

次女よりケアマネに電話相談がある。内容は、「現在、週2回(水・金)利用しているが、Sさんが時間を余していることと、トイレの場所がわからずに、洗濯物に排尿したりして、家族はとて

も困っている状況であり、「通所介護の回数増と週末の短期入所をお願いしたい」とのことであった。さらに、借地等の問題も並行して起きており、弁護士に相談しても良い返事が進まない為、司法書士を交えて相談することとする。短期入所については、施設と調整し連絡を入れることにする。

平成 18 年 9 月 6 日

司法書士と訪問し今後の方向性についてアドバイスをする。さらに、夕方 5 時頃まで通所で過ごしており、夜寝るのが 9 時頃なので、自宅に戻って 4 時間程度どのように見守るのかを、今後、検討する。次女は、将来的には施設入所も考えているが、費用面で月 10 万円程度の出費は非常に厳しいし、現在の費用負担も決して楽ではないので、可能な限り自宅で介護を行い、症状が落ち着く事を期待している。通所でも外出活動等を行い、疲れている時は家に戻ってからでもそれ程の動きは無い。通所介護事業所には活動性の高いプログラムを提供するように相談する。

平成 18 年 10 月 13 日

S さんは月～土の週 5 回デイサービスを利用している。ケアマネは状況を確認する為 S 氏宅を訪問し、次女と面接を行なう。S さんも外出に慣れてきたのか、通所には抵抗ない様子であるが、帰宅しても「用意して行かなければ」と言うので、ケアマネは事業所に連絡を入れ、本日は終了し、明日の利用日であることを S 氏に説明して頂く。S 氏はその時は納得するが、30 分程度すると同様の話をする。しかし、通所介護時では安定している様子が、記録から伺える。

平成 18 年 11 月 2 日～平成 19 年 5 月 31 日

- ・今まで利用している通所事業所は休止することになり、新たな事業所を利用することになった。
- ・排泄の失敗が多くなり、リハビリパンツを自費で購入していることから、区分変更を行いオムツサービスの申請を行うこととする。支給開始まで試供品を無料提供するようにする。排泄の失敗から椅子や衣類の汚れにより娘の介護上のストレスが増し、本人への介護は言い争いになりながらも何とか続けている様子。
- ・肛門部分が脱肛状態になり受診し、投薬・塗り薬・注入の指示を受け通所介護で様子を見ることにする。さらに、受診した結果、血糖値が高い事が判明し投薬治療を実施する。^①
- ・異食行動（調味料・洗剤等）がみられるようになる。家族で一緒に行動するように気をつけている。自宅で醤油を飲み救急車で病院へ行くこともあった。
- ・朝の迎え時に用意が出来ていない、帰宅時間に自宅に家族がいない等の事がある。次女に事情を聞くと「長女の話じっくり聴いていると、夜寝るのが遅くなり、必然的に朝起きるのが遅くなる」「今後は長女にも協力を要請し何とか遅れないように準備を行う」とのこと。
- ・前居住地の立ち退きに関する裁判については、未支払い分の地代及び延滞料金については指定額を支払うこととし、借人は退去することとなり土地返還の際の家屋取り壊しについては地主と相談することとなる。
- ・介護者に生活全般を安定的に継続する能力にも少し欠けている事もあり、室内は、新聞や漫画、食べかけのお菓子類で溢れている。
- ・虐待初動会議 2 回ほど開催され、関係者（区保健支援係・福祉支援係）と担当ケアマネで状況確認・今後の支援体制の確認を実施される。

平成 19 年 6 月 11 日

先日、通所介護事業所より、「S さんの入浴介助時に、叩かれたような痣があった」という報告があったので、ケアマネはどのような事情があったのかを確認に S さん宅に訪問する。

次女の話によると「S さんを外出に連れに行った際、こちらの言うことを聞かず服や手を引っ張る等の行為があった・・・・。また、失禁していたので、取り替えようとするので、反抗するので、

大きな声で威圧するように対応した事は認めている」とのこと。ケアマネは次女に「瘧については、入浴介助を行っている通所事業所からの指摘なので信憑性は高いと感じる。介護負担が大きいのは事実だが、家族に虐待したという意識がなくても、虐待の事実があった場合は保護分離の可能性もある」ことを説明した。

「在宅介護が困難な状況にあるが、施設入所となると、費用負担による家族の生活困窮等複数の問題も出現する可能性もあるので、このまま在宅生活の継続を希望したい」と次女は訴える。

平成19年7月～平成19年12月

- ・7月に自費で掃除のホームヘルパーを利用したが、1週間たつと以前より室内の不衛生がひどくなる。また、介護方法等も次女の話だけでは分らない点が多いため、定期的な訪問介護を導入して、専門職による介護方法を伝えていくことになる。
- ・「自分もイライラしていて悪いとは分かっていたがたたいてしまった。いつも一緒にいるとストレスとなるので手が出てしまった。短期入所を利用したい」等の発言がある。
短期入所も定期的に月3日×2セット（水～金）利用する。
- ・次女より「生活を送るうえで金銭的に困窮しているので、何らかの支援をお願いしたい」「自分の年金は、好きな事に使ってしまう、残りもほとんど無い状態。家計簿については一応記入しているが、実際に整合性はとれていない」、さらに、「食べるものがなくなってきているので、お米を2キロ程度支援願いたい。オムツが無くなって来たので、いただけないか。ボイラーの修理を困っているのでお願いしたい」との相談あり。経済的管理が困難になってきている。
- ・移乗の状況から、特養入所の手続きをする。

平成20年1月31日

ケアマネは、S氏の特養入所後の娘二人の生活について、行政含めて話し合いすること、さらに、いろいろと心配している〇市に居住している父親の兄嫁に、現状・今後の方向性について連絡する許可を次女から得る。

平成20年2月1日

ケアマネは、今後の娘2人の生活について相談する為に〇市に住む父親の兄嫁に電話連絡した。元々生活基盤が弱い家族で、心配していたと話す。距離や関係上、直接的な支援は難しいとのことであったが、状況連絡の承諾を得た。

平成20年2月18日

S氏は、E特養施設へ入所となった。今後の娘2人の支援については、保健センターの精神保健福祉士と保健支援係の保健師が中心となり関ることとなる。

(問題1)： 事例の概略(初回訪問時)の記録から、マイクロ・メゾ・マクロ領域におけるニーズを簡潔に抽出しなさい。

(解答例)： ○アルツハイマーであるSさんは日常生活全般にわたり見守り・介護が必要な状況にあるが、同居している娘(長女・次女)の不適切な介護により安定した日常生活ができない状況にある。現在の状況が継続したならば認知症(アルツハイマー)の悪化が考えられる。

○Sさんの糖尿病の管理が出来ていない。

○同居している娘(長女・次女)が認知症に関する理解が不足している。さらに、住居内ゴミが散乱し不衛生である状況から、生活管理能力が低い状態にあることが考えられる。介護負担の増大や虐待のリスクも予想される。

- Sさんや同居している家族に対して地域住民との交流がほとんどなく、地域の中で孤立している状況が伺える。
- リフォーム詐欺やアルツハイマーが進行した状態にあるにも拘らず、適切な社会資源が導入されていないことから、このような家族を支援する制度が十分に機能していない状況が伺える。

④ アセスメントに必要な情報の情報源を特定しアクセスすることができる

記述できる： 情報源への接近（アクセス）方法を記述することができる。

(解答例)：アセスメント項目について、本人及び家族、親戚、友人、地域住民、関係施設・機関等を情報源として、直接会う・電話・聞き取り、依頼文書、電子ネットワーク等の活用によるアクセス方法がある。本人や家族以外から情報を得る場合は、事前に本人・家族の理解が必要になる。また、個人情報の取扱いについて十分な知識・方法の理解が必要である。

説明できる：それぞれの情報源の特徴を理解するうえで考慮しなければならないポイントを説明できる。

(解答例)：各専門職の業務内容・守備範囲、関係機関の役割・機能、さらには、そこに集まる情報の種類・特徴を理解していなければならない。

実行できる：上記事例の経過記録・平成18年11月2日～平成19年5月31日の中の肛門部分

が脱肛状態になり受診し、投薬・塗り薬・注入の指示を受け通所介護で様子を見ることにする。さらに、受診した結果、血糖値が高い事が判明し投薬治療を実施する。④この部分について詳細な情報を得たい場合、どの施設・機関の専門職にアプローチするか説明しなさい。さらに、アクセスする方法をこたえなさい。

(解答例)：基本的には、かかりつけの医療機関の主治医に対して、ソーシャルワーカーが配属されている場合は、ソーシャルワーカーを通して情報提供の依頼を行う事になる。その際、事前にクライアント及び家族に目的確認のうえ、了解を得る必要がある。アプローチの方法としては、文章・電話等の方法や、事前にアポイントをとったうえで直接会って依頼する場合が考えられる。その際、所属機関名、クライアントとの関係、情報が必要な目的を明確にする事が重要である。

⑤ 課題をアセスメントするツールを身につけている。

記述できる：アセスメントツールの構造を記述できる。

(解答例)：基本的には、記述式とチェック方式で構成されている。記述式は決められた事柄に対する記述とワーカーの自由裁量で記述できる自由記述に分類される。チェック方式は決められた事項に対して、一定の判断基準に従ってレ点や○、数字等の記号を記入する方法で実施される。

説明できる：各アセスメントツールを使用する際の長所・短所を挙げる事ができる。

さらに、短所においては改善点も説明しなさい。

(解答例)：長所としては、アセスメント項目が明確であり、情報収集の際、担当者によって情報収集内容のばらつきが少なく、効率的に情報を収集することができて、情報の整理・管理がしやすい。さらに、実践評価する場合のベースラインとして活用することができる。短所としては、事前に情報収集項目が決定されている為、その項目がクライアントの置かれている状況に当てはまらない場合は、クライアント像を描きにくい面がある。その為、特記事項欄等を用いて情報収集者が自由に記録できる箇所をアセスメント用紙に整備するとよい。また、面接等において情報収集する際、アセスメント項目を埋める為の調査的な面接に終始する恐れがあるため、クライアントの立場や心情を傾聴し心理的サポートを十分に行えるように注意する必要がある。

実行できる： 初回訪問の記録からアセスメントについて整理しなさい。

(解答例)

(1) **Sさんのクライアント像**—Sさんは現在、長女・次女との3人暮らしである。平成13年に夫が亡くなり、それ以降2～3ヶ月程無気力状態になる。2年程前より、物忘れ・失行(食器洗いの際、洗剤をつけない)・見当識障害等の中核症状がみられ、BPSDも出現している。アルツハイマー病との診断を受けていて、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲaの状態である。ADL状況は、J2でほぼ自立しているが、日常生活全般にわたり見守りや・介助が必要な状態である。要介護度3の判定を受けている。

50代より糖尿病を患い、医療的管理が必要な状況にあるが医療サービスは導入されていない。Sさんは現在、本人は〇区の以前住んでいた自宅を現住居と思っている様子。現住所に転居して10年程度経過している。現住居を自分の家では無いと言い、「自宅に帰る」との訴えが頻繁にある。社会的な交流は、家族以外にほとんどない状況である。

(2) **家族との関係について**—Sさんは現在・長女と次女の二人暮らしである。長女(42歳)は、知的障害があり、精神障害者保健福祉手帳2級(統合失調症)・療育手帳B判定を受け、月～土に、作業所に通所している。次女(38歳)は体調不良により無職であるが母・長女の保佐人であり、キーパーソンの存在である。Sさんの生活は、次女を中心とした娘の援助を受けて維持されているが、アルツハイマーにあるSさんの症状に対しての理解が不足している為、頻発しているBPSDに対して不適切な対応がみられる。さらに、住居内はゴミが散乱し不衛生であり、リフォーム詐欺や土地問題等、複数のニーズを抱えており、今後、家族のコンピテンスについてアセスメントを行いつつ、社会資源の導入が必要な状態にあると考えられる。

(3) **環境との関係について**—Sさん・長女・次女の家族は、リフォーム詐欺・土地問題により弁護士・民生委員とのつながりがあるが、地域の中では孤立した状態にある。次女は、作業所に通所しているが、他の社会資源は導入されていない。今後、はニーズに対応した、フォーマル・インフォーマルなネットワークの形成が必要である。

(4) **アセスメントのまとめと援助方針**—S氏はアルツハイマー疾患を抱え、日常生活全般にわたり見守り・介助や糖尿病により医学的管理が必要な状態にある。同居している長女は、作業所に通所し、次女は母親であるS氏と長女の保佐人を担い、ケースにおけるキーパーソンの存在である。次女はS氏の介護者としての役割を担っているが、日常生活の様子から日常生活管理能力の低さが感じられる。さらに、家族のS氏に対する対応の仕方が適切ではなく、不安や混乱の為にS氏のBPSDは悪化し、対応はさらに困難になりという悪巡回になり、S氏のアル

ツハイマーの進行、介護者の介護負担の増大により、今後、虐待のリスクが増える事が予想される。さらに、地域において孤立している状況に加えて、リフォーム詐欺・土地問題等の複数の問題を抱え、家族の力量を考えたならば、S氏・家族の支援を目的とした、フォーマル・インフォーマルなネットワークの形成が必要な状況にある。

今後、S氏と長女・次女に対して、地域社会の中で、良好な親子関係を通して穏やかな在宅生活が実現できるように、①S氏の情緒的・感情的側面を理解し穏やかな社会生活が営まれるための援助、さらに、疾病に対する援助、②家族の介護負担を軽減しつつ、アルツハイマーに関する理解を深め適切な介護が出来るようになる援助、③S氏と家族の生活の見守り・相談出来る場所や人の確保のための援助、④不衛生な生活環境を改善するための援助、⑤リフォーム詐欺やアルツハイマーが進行した状態にあるにも拘らず、適切な社会資源が導入されていないことから、ニーズキャッチ・システムを含めた制度の検討が必要になる。

⑥ プランニングができる。

記述できる： プランニングの目的を記述できる。

(解答例)：①共有化されたニーズの中での標的の確定、②各標的に応じた短期・中期・長期的な支援目標の確定、③利用者及びその環境の変化の可能性の状況と、介入の必要性の緊急度の判断、④支援目標との関連で動員されるクライアントの内的資源、インフォーマル・フォーマルな外的資源、開発されるべき資源等を明確にする

説明できる： プランニングする際の重要なポイントを説明できる。

(解答例)：①当面の問題解決を含み、長期的にはQOLを高めるような支援を目標にしつつ、中期・短期の目標がどの時点までに達成される必要があるのかを含めた時間的要素を考慮に入れる、②可能な限りプランニングにおいては利用者自身が参加し(権利擁護)、自己の実施の可能性(ストレングス視点)を確認しつつ進められる(自己決定過程)、③プランニングにおいては、個人・家族・地域・社会制度までを視野に入れた包括的視点を持つ。

実行できる：事例の概略(初回訪問時)の記録から実際にプランニングしなさい。

(解答例)

○長期目標としては、安全・快適に可能な限り在宅生活を継続することを主眼に置く。

(援助目標1)：今後の支援の方向性について次女をキーパーソンとした相談支援体制を構築する。

(援助計画)：可能な限り早く面接の機会を持ち、ラポール形成を主眼に置きつつ今後の方針について話し合う。(地域包括支援センター・ソーシャルワーカー、保健師、介護支援専門員等)

(援助目標2)：アルツハイマーのS氏に対して、その症状を理解したうえで、穏やかな社会生活ができるように支援する。

(援助計画)：S氏S氏や家族の状況に応じてサービスの種類を選択する。

例：通所系サービスを利用し健康管理・食事サービス・入浴サービス、レクリエーション等の機会を提供する。

訪問系サービス(訪問介護・訪問看護)を導入し日常生活支援・健康管理のサ

ービスを提供する。

(援助目標3)：アルツハイマー・糖尿病に対する医療的支援を治行う為に医療機関へ受診する。

(援助計画)：適切な医療機関を紹介する。状況によっては、移送サービス等を利用し通院援助を行う。(地域包括支援センター・ソーシャルワーカー、介護支援専門員、保健師等)

(援助目標4)：不衛生な居住環境を整える。

(援助計画)：室内清掃業者等を利用し、室内を清潔にする。

※家族の状況によっては、公的なサービスである訪問介護サービスを導入し、生活支援として継続的に支援する方法も考えられる。また、町内会との連携を深め、自主的なボランティアを組織化し支援する方向性も検討できる。その際、リフォーム詐欺にあったことによる不信感や、S氏がアルツハイマーにあることを考慮し、丁寧にインフォームドコンセントを実施しながらすすめることが重要である。

(援助目標5)：同居している娘の介護・生活能力の観察を行いつつ介護負担の軽減を図る。

同居している娘が、S氏のアルツハイマーの状況を受け止め、理解することができる。

(援助計画)：(1) 通所・訪問・短期入所系のサービスを定期的に利用する。

(2) 家族教室・家族会への参加を勧める。(地域包括支援センター・ソーシャルワーカー、介護支援専門員、保健師等)

(3) 継続的な家族に対するサポート面接を実施する。(地域包括支援センター・ソーシャルワーカー、介護支援専門員、保健師等)

(援助目標6)：S氏と家族を支える地域ネットワークづくりを構築する。

(援助計画)：(1) S氏の行動を見守り、S氏と家族が関係よく地域で暮らすために地域住民や関係機関・施設等とのネットワークを形成する。(地域包括支援センター・ソーシャルワーカー、介護支援専門員、保健師等、近隣施設・機関、民生委員、福祉委員、町内会関係者、近隣住民)

(援助目標7) 地域におけるニーズキャッチ・システムや見守り等の支援体制が確立しているか検討する。

(援助計画) 他にS氏のようなケースが発生していないか実態把握や支援状況について調査し、運営協議会・地域ケア会議等で検討する。

⑦ モニタリングができる。

記述できる： モニタリングについて記述できる。

(解答例)：モニタリングは、援助が計画に沿って進んでいるか、利用者のニーズに変化はないか、問題解決のためになされた介入が実際に解決に有効であるかどうかを見極める段階をいう。利用者の状況の変化に対応するためにも、必要があればプランの見直しを行う。

説明できる： モニタリングが実際にどのように行われるのかを説明できる。

(解答例)：クライアントとその環境における状況の観察を行う参与観察、利用者から直接の情報収

集による調査的面接、さらには、本人・家族が参加する事を基本としてサービス提供に係る関係者・関係機関らの参加によるケースカンファレンスの場で行われる。この際、ワーカーは利用者へのアドボカシーの視点やサービス提供システムとの連携の視点が必要になる

実行できる：平成19年6月11日までの記録から、モニタリングについて実際にまとめなさい。

(解答例)：B居宅介護支援事業所のケアマネの支援により要介護3の判定を受け、通所介護を週2回から利用した。S氏は施設において落ち着いて過ごすも、自宅においてはトイレの場所がわからず洗濯物に排尿したり、帰宅しても再度利用しようとしたりして、落ちつかない状況が継続している。家族は介護上のストレスから本人と言い争いになりながらも、何とか継続して介護している様子である。また、家族は生活全般において管理する能力も欠けており、室内は新聞・漫画・食べかけのお菓子で溢れていて、不衛生な生活環境が継続している。このような状況が、S氏に対する不適切な関りを誘発し、通所介護事業所における入浴介助にて、虐待とも思われるあざが発見される。今後、支援方法・内容について、至急検討が必要な状況にある。

⑧ 評価できる。

記述できる：評価とは何かについて記述できる。

(解答例)：相談援助の評価には大きく分けてプロセス評価とアウトカム評価に分けられる。プロセス評価は、モニタリング等で得られた情報を整理し、支援プログラムの目標を参照しながら、特に目標が達成されたかどうか、援助内容がクライアントニーズの解決に向けてどのような影響を与えたか、新たなニーズが発生していないか等、社会資源の種類と活用方法を確認しながら、支援の継続、強化、終結かを決定する。

アウトカム評価は、最終的な成果についての評価であり、アセスメントにより設定した、特に長期目標が介入により達成できたどうかを判断することである。

説明できる：評価において客観性を証明する為にどのような方法があるか説明できる。

(解答例)：それぞれの介入の効果測定を行う方法としては、シングル・システム・デザイン(単一事例実験計画法)と集団比較実験計画法(集団比較実験デザイン)がある。シングル・システム・デザインとは、援助プログラムを実施する前の状態時期である「ベースライン」(援助をせず観察だけを行う)とプログラム実施期間時期の「インターベーション」から構成されている。例えば、個別ケースについてソーシャルワーカーが行った支援の有効性を評価する場合、その支援内容が独立変数となり、支援結果が従属変数になる。結果である従属変数が、支援内容の独立変数によってもたらされたのかを検討するのがシングル・システム・デザインの重要な視点である。「ベースライン」と「インターベーション」を交互に繰り返すことによって支援の有効性を確認することになる。データは数値化される場合と、ナラティブな記録を蓄積される場合等がある。

集団比較実験デザインは、シングル・システム・デザインと比較して、より集団的な母数を対象として、「無作為抽出」した対象者に対して「実験群」(プログラムの提供を受けるグループ)と「統制群」(プログラムの提供を受けないグループ)の二群に分けて比較検討する。その際、実験群に対しては、同様に「ベースライン」と「イン

ターベーション」を交互に繰り返すことによって支援の有効性を確認することになる。費用・時間の問題、統制群に対しての援助をしないという倫理的な課題も指摘されている。

その他、プロセス評価では、利用者の主観的評価と支援者側の客観的評価をつき合わせ、更には第三者からの評価を導入する場合もある。

実行できる： 事例について、特養への入所方針が決定される前までの状況について、援助目標との関連で実際に評価しなさい。

(解答例)

(援助目標1)：今後の支援のあり方について次女をキーパーソンとして相談する。

(援助目標1に対して)：ケアマネは、定期的にS氏宅を訪問し状況に応じてサポートしている状況が伺える。家族からも相談がきていることから信頼も厚いと判断で切るため、目標1に対しては達成されていると判断できる。

(援助目標2)：アルツハイマーのS氏に対して、その症状を理解したうえで、穏やかな社会生活ができるように支援する。

(援助目標2に対して)：S氏は、通所介護利用中において、落ち着いて過ごすが、在宅においては、BPSDが頻繁に出現して不安定な状態にある。介護者の生活対応能力・介護力の低さは、よりS氏の不穏な状態を助長している。今後、プランニングの変更が必要である。

(援助目標3)：アルツハイマー・糖尿病に対する医療的支援を治行う為に医療機関へ受診する。

(援助目標3に対して)：通所介護の利用を通して医療機関への受診が開始され投薬による糖尿病の管理が行われているが、室内の乱雑さも原因してか、調味料・洗剤等の異食行動もあり、食事管理が不十分な状況が伺える。さらに、外出の機会も制限され運動する機会も乏しい状況が伺える。アルツハイマーについては、診断は受けたものの医療的ケアについては実施されておらず、今後、医療機関との連携を強化する必要がある。

(援助目標4)：不衛生な居住環境を整える。

(援助目標4に対して)：現在の家族の日常生活対応能力から考えると、家族による不衛生な室内環境を改善する事は困難な状況にあるため、具体的な改善の為に支援が必要な状況にある。

(援助目標5)：同居している娘の介護・生活能力の観察を行いつつ介護負担の軽減を図る。

同居している娘が、S氏のアルツハイマーの状況を受け止め、理解することができる。

(援助目標5に対して)：定期的な短期入所の利用・通所介護の利用回数増により介護負担の軽減を図るも、家族のS氏のアルツハイマーに対する理解及び支援の質的向上は図られていない。逆に、家族のS氏に対する不適切なかかわりがあり、身体に虐待によるあざと疑われる箇所が発見される。さらに、経済的・衛生的管理を主として日常生活における管理能力の低さが目立ち、次女の保佐人としての適格性も含め、家族の再アセスメントが必要な状況にある。ま

た、虐待の疑いもあることから、各サービス機関が連携して状況観察、緊急時の対応に備えなければならない。

(援助目標6) : S氏と家族を支える地域ネットワークづくりを構築する。

(援助目標6に対して) : 虐待に関連する会議等が開かれ、専門機関によるネットワーク体制の確立に向けた取組みは実施されている。今後、町内会関係者・近隣住民等のインフォーマルな部分を含んだネットワーク体制の確立が必要である。

(援助目標7) 地域におけるニーズキャッチ・システムや見守り等の支援体制が確立しているか検討する。

(援助目標7に対して) : 具体的に制度の検討は行われていないが、今後、認知症を抱えた、問題対処能力が低い家族が地域に点在している可能性がある。このようなケースに対して、ニーズをキャッチするシステムが地域に存在するのか、さらに、検討・対応するネットワークや社会資源が確立しているか等吟味し、これらのシステムや社会資源が構築されていない場合は、関係機関と連携し確立していかなければならない。

4. 利用者と目的に応じて面接することができる [全体的に]

充分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

①コミュニケーションについて理解することができる

記述できる : コミュニケーションとは何かについて記述できる

(問題1) : コミュニケーションの3つの概念について記述しなさい。

(解答例) : 相互作用過程、意味伝達過程、影響過程。

相互作用過程とは当事者が相互に働きかけと応答を繰り返すプロセスである。意味伝達過程とは当事者間で一方から他方へと意味を伝達するプロセスである。影響過程とは当事者の一方が他方に影響を及ぼすプロセスである。

(問題2) : コミュニケーションの定義について記述しなさい。

(解答例) : あるシステムから別のシステムへの言語記号および非言語記号による情報の移動を含む過程である。

(問題3) : コミュニケーションの5つの基本的構成要素について記述しなさい。

(解答例) : ①送り手 : 伝達したい情報内容を言語・非言語記号に変換し、記号化する

②メッセージ : 送り手によって変換された記号の集合体

③チャンネル : メッセージが運ばれる経路、メディア (媒体)

④受け手 : 送られたメッセージの意味を解釈する、記号解読をする

⑤効果 : メッセージによって送り手が受け手に及ぼす影響

説明できる : コミュニケーションの種類について説明できる

(問題1) : コミュニケーションの種類を3つあげ具体的に説明しなさい。

(解答例) : メッセージを構成する記号に基づく類型には言語的と非言語的コミュニケーションがある。メッセージの流れの方向性に基づく類型には一方的 (直流的) と双方向的 (交流的)

コミュニケーションがある。当事者の役割関係を反映しているかどうかに基づく類型には公式的（公的）非公式的（私的）コミュニケーションがある。

②構造化面接と生活場面面接について理解することができる

記述できる：構造化された面接と構造化されない生活場面面接について記述できる

（問題1）：構造化された面接と生活場面面接について具体的な場면을記述しなさい。

（解答例）：構造化された面接とは主に面接室など空間と時間を限定しなされるものであり、相談機関で多くみられる。生活場面面接とは利用者の居住空間で行われるもので、生活型施設で多くみられる。

説明できる：構造化された面接と構造化されない生活場面面接の相違点について説明できる

（問題1）：面接の構造によって利用者に与える影響の違いについて説明しなさい。

（解答例）：構造化された面接は空間が確保されることで利用者のプライバシーの保護やセンシティブな問題といった秘密保持が可能であること、インテーク受理など一定の目的を達するために有効であるが、閉ざされた空間であることから利用者にとっては緊張や不安を高める場合もある。生活場面面接は利用者の空間に援助者が入ることから利用者主体での面接展開となり、自由な語りを生むことができる。しかし他の利用者の存在があることからプライバシーの尊重、秘密保持が侵される可能性があり、また具体的課題の検討がしにくいこともあげられる。

（問題2）：構造化された面接と生活場面面接の共通点を説明しなさい。

（解答例）：面接の主体者が援助者であるか利用者であるかの違いはあるが、援助者にとって利用者との関わりは日常的な会話であっても目的をもった意図的な関わりである。

③援助関係形成の原則（バ이스ティックの原則）について理解することができる

記述できる：援助関係形成の原則（バイスティックの原則）について記述できる

（問題1）：援助関係形成の原則について全て記述しなさい。

（解答例）：利用者を個人としてとらえる（個別化）、利用者の感情表現を大切にする（意図的な感情の表出）、援助者は自分の感情を自覚して吟味する（統制された情緒的関与）、受け止める（受容）、利用者を一方的に非難しない（非審判的態度）、利用者の自己決定を促し尊重する（自己決定）、秘密を保持して信頼感を醸成する（秘密保持）。

説明できる：援助関係形成の原則（バイスティックの原則）について説明できる。

（問題1）：意図的な感情の表出とはどのようなことか説明しなさい。

（解答例）：利用者は感情を表出したい欲求を持っているが、不安や不快、怒りなどネガティブな感情は表出しがたい。このような感情を抑えている状態を察知して、利用者が感情を表出しやすいように会話を促進したり、非難せず傾聴することである。これによって援助関係を強化したり、問題を明確にしたりして援助効果を高めることができる。

（問題2）：非審判的態度とはどのような態度か説明しなさい。

（解答例）：利用者の行動や態度、考え方について、援助者自身の価値観や倫理的判断によって批判

や審判したり、自身の価値観を押し付けてはならない。なぜそのような言動をしたのかを理解する態度を示し、利用者の世界を理解することである。

実行できる：ロールプレイにおいて援助関係形成の原則（バ이스ティックの原則）を意識して面接することができる。

★ ロールプレイ（他の項目と一緒にしてもよい）において評価する。

④利用者に対して適切な姿勢をとることができる

1) 利用者と視線を合わせることができる

記述できる：利用者と視線を合わせることについて記述できる

（問題1）：視線を合わせることで相手にどのような影響を与えるか記述しなさい。

（解答例）：面接において利用者と視線を合わせながら話を聞く姿勢は、「利用者の話を聞いている」「受け入れている」「理解している」ということを伝えることができる。一方、視線をずっと合わせ続けることで、利用者に緊張感を与える場合もあるので、適度に視線をはずすなどの配慮も必要である。

説明できる：文化的に適合した視線の合わせ方やどのように視線を合わせるべきか説明できる

（問題1）：視線を合わせる場合と合わせない場合の利用者に与える印象の違いについて説明しなさい。

（解答例）：視線を合わせると利用者は援助者から、受容や傾聴の姿勢を感じ取ることができ、安心感を得ることができる。視線を合わせない場合、面接に集中していない、落ち着きがない、受け入れられてもらえてないといった印象を与え、利用者に対し不安感や不快感を与えることとなる。しかし、視線を合わせすぎると緊張感や威圧感を与えるため、適度に外すことが必要である。

（問題2）：利用者の心身の状況に応じた視線の合わせ方について説明しなさい。

（解答例）：利用者の目線に合わせることが重要である。子どもや車椅子、臥床している利用者に対しては、かがむなどをして視線を合わせる。また、緊張が高い利用者に対しては、視線を合わせ続けることはより緊張感を高める恐れもあることから、適度に外す方が望ましい。

実行できる：ロールプレイにおいて相手と適切に視線を合わせることができる

★ ロールプレイ（他の項目と一緒にしてもよい）において、視線の使い方が適切かどうか評価する。またロールプレイの利用者を、子どもや高齢者、身体や知的に障害を抱える人など多様に設定する。

2) 傾聴を表す姿勢ができる

記述できる：傾聴の意味や姿勢について記述できる

（問題1）：傾聴の意味について記述しなさい。

（解答例）：「傾聴」とは「聞く（hear）」ことではない。利用者とは効果的なコミュニケーションを

とるための手段である。「援助者が聞きたいこと」ばかりではなく、「利用者の言いたいこと、伝えたいと願っていること」を「聴く (listen)」ことである。つまり、利用者が話さない事柄にも注意深く耳を傾け、心の声を聴くことである。

(問題2) : 姿勢が相手に与える印象について記述できる

(解答例) : 面接の時に、体の向きや視線が利用者の方向を向いているかで、利用者に関心があるかどうかの印象を与える。少し上体を前に傾けたり、うなづく等のジェスチャーも傾聴の姿勢である。また、車椅子の利用者や児童に対して立位で背筋を伸ばしたままの姿勢でいると、利用者に威圧的な印象を与えるため、かがんで視線を合わせることが必要である。椅子に深く腰をかけ反るような姿勢は威圧感や自身が優位に立っているかのような印象を与える。過度に手を動かさず、視線を動かさずなどは落ち着きがない印象を与える。声の調子や早さも相談者へ与える印象に影響を与える。

説明できる : 傾聴の意味や姿勢について説明できる

(問題1) : 「聞く」と「聴く」の違いについて説明しなさい。

(解答例) : 「聞く」とは日常的に使われる言葉であり、「聴く」とは注意を払って利用者の相談を聴くことである。利用者の発する言葉の一つ一つに耳を傾けることである。

(問題2) : 傾聴の姿勢をとることで、利用者へどのような効果があるのか説明しなさい。

(解答例) : 安心感や受け入れてもらっている、理解しようとしてくれているという印象を与え、利用者の心を開き、更なる語りを促すことができる。「話を聴いてもらえた」という感情は、様々な問題を抱える利用者に対し、信頼関係の構築にもつながる。

(問題3) : 傾聴を表す身体的姿勢について説明しなさい。

(解答例) : 視線を合わせる、椅子に浅く腰掛け姿勢を正し、若干前かがみになることで利用者との距離を近くし、適度にうなづく、話の内容にあわせた表情をする。

実行できる : ロールプレイにおいて、傾聴の (身体的) 姿勢をとることができる

★ ロールプレイ (他の項目と一緒にしてもよい) において傾聴の姿勢が取れているかを評価する。

⑤面接技法を理解し、かかわり技法を意図的に使用することができる

事例の概要 (例)

Aさんは胃がんの手術のため病院に入院することになった。医師はかねてより入院して手術をすすめていたが、当初Aさんは頑なに拒否。家族の説得により手術目的で入院となった。入院後看護師よりソーシャルワーカーへAさんが義母の介護のことなど心配なことがある様子なのでソーシャルワーカーを紹介したと依頼があった。

面接前の情報 (看護師、カルテからの情報)

* Aさん、女性、50歳、専業主婦

* 夫 (55歳 会社員)、長女 (23歳 アルバイト)、次女 (19歳 大学生) 義母 (78歳) の5人暮

らし。

*一戸建てに住んでいて、経済的には安定している様子。

*義母は身の回りのことはできるが、入浴を本人が手伝っている。家事は全てAさんが行っている。

*今回は胃がんの手術で入院期間は1ヶ月予定。本人にも説明されており理解している。

<インタビュー面接場面>

(相談者はそっと相談室の扉をノックし、ハンカチを握りおそろおそろ相談室の中にいるソーシャルワーカーへ声をかける)

Aさん：相談室はこちらですか。昨日入院したAと言いますが、看護師さんに家のことが心配と言ったらこちらを紹介されました。

S W：(自己紹介模範例) Aさんですね。SWの〇〇です。よろしくお願いたします。看護師から連絡を受けていますよ、お待ちしております。どうぞおかけになってください。看護師からはご家族のことで心配なことがあり、話しを聞いてあげて欲しいと依頼がありました。安心して療養生活が出来るように、ご家族も含めた生活の面でお手伝いさせていただきます。

Aさん：昨日入院したのですが、本当は入院なんてしてられないのです。私が居ないと家の中は大変なので言ったのですが、でも先生は手術しなければならないというので入院しました。家には介護が必要なおばあちゃんがいる、とりあえず他の家族が対応してくれると言ってくれたのですが、でもまかせっぱなしにはできないし、どうしていいかわからなくて・・・(沈黙) (A)

S W：【(A) に対する対応】

Aさん：もちろん自分の病気のことでも心配です。だから家族もこっちはこっちで何とかするから心配しないで、しっかり治してきて、と言ってくれました (B)。

S W：【(B) に対する対応】

Aさん：先生は手術でよくなると言ってくれました。でもやっぱりガンと言われると(うつむく)。今まで家のことで手一杯で自分の身体のことを考える余裕もなかったです。調子が悪いなどは思っていました、まさかこんな病気になるなんて(涙ぐむ)・・・。(はっと顔をあげて) でも不思議ですね。自分がこんなことになることで、介護について家族が協力してくれるようになったのです、ありがたいですね (涙をみせつつも微笑む) (C)。

S W：【(C) に対する対応】

Aさん：これまで私だけが介護していたのです。自分が入院して家のことだけで大変なのに、おばあちゃんのことまで・・・でも主人から協力すると言ってくれたのです。手伝って欲しいとは思っていましたがなかなか言えなくて。

1) 利用者の様子を観察し理解することができる。

記述できる：利用者の表情（音声、視線、服装、雰囲気）を観察し記述することができる。

(問題1)：相談者の表情や様子について記述しなさい。

(解答例)：声が大きい・小さい、早口である・ゆっくり話す、うつむいている・視線が定まっていない・まっすぐ援助者をみている、服装が乱れている・清潔である、おどおどしている・そわそわしている、泣きたいのをこらえている・泣いている・笑っている・微笑んでいる、など

説明できる : 利用者の表情・行動が意味するものを説明できる。

(問題1) : 利用者の表情や行動が意味しているものは何か説明しなさい。

(解答例) : 利用者は自身の感情を表情や行動で表す。視線が定まらない、手が過剰に動くなどは落ち着かなさや不安を表す。足や腕を組む、援助者に対し斜めに座るなどは防衛や拒否を表す。また語りの内容と一致しない表情やしぐさは利用者の中にあるアンビバレントな感情を表現している。

(問題2) : 事例を読み、Aさんの表情や行動から、意味する感情を説明しなさい。

(解答例) : Aさんはハンカチを握る、おそるおそる声をかけるといったことから不安な気持ちを抱えている。話しの中で涙ぐむということはこれまでの大変さや、感情の高ぶりを表している。家族へ迷惑をかけてしまったという思いと、そのことにより家族の協力関係が生じたという状況に対し、涙をながしつつも微笑むというアンビバレントな感情を表している。

実行できる : 利用者の表情や行動などの様子、変化を捉え、状況に即した対応ができる。

(問題1) : 利用者の表情や行動、またその変化に即した対応をしなさい。

(解答例) : 利用者が不安な様子の時は、利用者の答えやすいような質問から始める。利用者が相談室に来てくれたことをまずはねぎらい、利用者の気持ちに焦点をむける。利用者が受け入れているような表情、態度(顔をあげる、笑顔がみられる、身をのりだすなど)が見られてきたら、話しを焦点化し、相談内容を深めていく。

2) 利用者の行動を観察し理解することができる

記述できる : 利用者の時間的行動、空間的行動の観察点を記述できる

(問題1) : 利用者の時間的行動の観察点を記述しなさい。

(解答例) : 面接の予約時間、面接の打ち切り時間、本題に入るまでの時間、話の総量、問いかけに対する反応時間、グループ面接の場合は話の独占量などがあげられる。

(問題2) : 利用者の空間的行動の観察点を記述しなさい。

(解答例) : 援助者や他のメンバーとの距離、座る位置、カバンなど物を置く位置。

説明できる : 利用者の時間的行動、空間的行動の意味を説明できる。

(問題1) : 利用者が面接の予約時間に遅れてくる場合、早く来る場合の意図を説明しなさい。

(解答例) : 遅れてくる場合、面接に対する抵抗感が伺える。早く来る場合は問題解決に対し積極的であるし姿勢が伺える。しかし利用者がもつ時間管理の考え方に留意する必要がある。

(質問2) : 利用者が面接に対し不安を表していると考えられる空間的行動について説明しなさい。

(解答例) : 相談者に対して斜めに座る。カバンを体の前に置き相談者と距離をおく。

3) かかわり技法を使用することができる

記述できる：かかわり技法の種類について具体的に記述できる。

(質問1)：うなづく、話を促す、話を反復することについて具体的に記述しなさい。

(解答例)：「うなづく」とは、無言や「うん」「はい」などと言いながら頷く、「なるほど」「そうなんですか」等と同意・共感の言葉と共に頷く。「促す」とは「それでどうなったのですか」「もう少し具体的に教えてください」等と話を促す。「反復（オウム返し）」は利用者の発した言葉をそのまま繰り返し利用者へ返すことで、更に話を促す。

説明できる：どのような場面で使用することが適切か説明できる

(問題1)：「うなづく」はどのような場面で用いることが適切か説明しなさい。

(解答例)：利用者が語っている時に、援助者のリアクションがないと「本当に聴いているのか」と不安になる。このような場合に利用者の話をさえぎることなく傾聴と受容、共感を伝える

(問題2)：「促し」はどのような場面で用いることが適切か説明しなさい。

(解答例)：利用者の話が止まってしまった場合や、援助者が話を焦点化しながら話を促す場合に用いる。

(問題3)：「反復」はどのような場面で用いることが適切か説明しなさい。

(解答例)：利用者に対し、その概念について詳細な説明を促す場合に用いる。

実行できる：ロールプレイにおいて、かかわり技法を使うことができる

(問題1)：事例の下線部（A）に対し、促しの技法で対応しなさい。

(解答例)：「今までAさんが介護をされてきて、今は他の家族が代わりにしてくれているのですね。」
「その状況についてもう少し詳しくお話しいただいてもいいですか。」

(問題2)：事例の下線部（A）に対し、反復の技法で対応しなさい。

(解答例)：「どうしていいのかわからないのですね。」

4) 面接において、質問を的確に使うことができる

記述できる：開かれた質問／閉ざされた質問について具体的に記述できる

(質問1)：開かれた質問／閉ざされた質問についてどのようなものか記述しなさい。

(解答例)：「開かれた質問」とは、質問に対して具体的に答えることができる質問であり、「閉ざされた質問」とは、質問に対してYes/Noで答えることができる質問である。「開かれた質問」は全般的な情報を、「閉ざされた質問」は特定の情報を得ることが出来る。

説明できる：どのような場合に開かれた／閉ざされた質問が有効か説明できる

(問題1)：それぞれの技法の長所と短所を説明しなさい。

(解答例)：「開かれた質問は、利用者が自分の考えや気持ちを自由に、また自己選択しながら答える場合に有効である。ただし利用者の緊張が強い場合はより緊張を与えることになる。

また、閉ざされた質問は、正確な情報を必要とする場合に有効。「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」といった内容を確認する場合に用いる。ただし利用者に尋問的に受け止められる場合がある。初対面のときは緊張している利用者に閉ざされた質問から始める。何度か繰り返しコミュニケーションが成り立ってきたら、開かれた質問を織り交ぜる。

(問題2) : 「開かれた質問」が有効な場面を説明しなさい。

(解答例) : 利用者が「どのように」感じているのか、考えているのかなど利用者自身の考えを語ってもらう場面で有効である。

(問題3) : 「閉ざされた質問」が有効な場面を説明しなさい。

(解答例) : 相談受理面接や初回面接など一定の枠組みが決まっている面接において、正確な客観的情報を必要とする際に有効である。

実行できる : ロールプレイにおいて、質問を的確に使うことができる

(問題1) : 事例の下線部 (B) に対し、閉ざされた質問で対応しなさい。

(解答例) : 「どのような病気で入院されたのですか。」
「ご家族は何人いらっしゃいますか。」

(問題2) : 事例の下線部 (B) に対し、開かれた質問で対応しなさい。

(解答例) : 「入院について、先生からどのように聞いていますか。」
「ご家族がそう言う事について、どのように思いますか。」
「何とかというのは具体的にどのようなことでしょうか。」

5) 面接において、要約の技法を的確に使うことができる

記述できる : 利用者の話や文章を読み、内容を正確に理解し要約して記述できる

(問題1) : 要約の技法とはどのようなものか記述しなさい。

(解答例) : 要約とは、利用者が語ったことの重要点を繰り返し、短縮し、具体化することである。適切な要約は、利用者に対し利用者の語りを理解したことを伝えることとなり、利用者に受容と共感を与える。

説明できる : 利用者の話や文章を読み、内容を的確に要約し、説明することができる

(問題1) : 事例の A さんの語り部分を読み、内容を要約し、説明しなさい。

(解答例) : A さんは入院後看護師へ家のことへの不安を話したところ、ソーシャルワーカーを紹介された。A さんは入院をしていられないと話し、同居している義母の介護が心配であるとのことであった。A さんの入院中は、他の家族が A さんの代わりに介護すると言っており、そのことを A さんはありがたいと思っている。しかし、まかせっぱなしにできないとも話している。自分の病気については手術をすれば治ると言われているが、まさかこんな病気になるなんてと思っている。今まで介護を家族に手伝って欲しいと思っていたが言えなかった。

実行できる：ロールプレイにおいて、要約の技法を使うことができる。

(問題1)：事例のAさんの語り部分を要約しAさんに伝えなさい。

(解答例)：今までAさんがお義母さんの介護をされてきたけど、入院したことで他のご家族も手伝ってくれるようになったのですね。そのことに対しAさんはありがたいなと思いつつも、まかせっぱなしにもできないし、どうしようかとお考えなのですね。

6) 面接において、感情の反射(反映)ができる

記述できる：感情について言語的、非言語的に利用者がどのように表現するかを記述できる

(問題1)：利用者が感情を表す場合どのような方法があるか記述しなさい。

(解答例)：喜怒哀楽を直接的に言葉で表現する場合、表情で表現する場合、身振りや手振りで表現する場合、声の大きさを表現する場合がある。

(問題2)：喜怒哀楽を表す言語的表現をそれぞれ記述しなさい。

(解答例)：「喜」：嬉しい、幸せ、幸福だ、心躍る、どきどきする、胸が高鳴る、すばらしい、最高
「怒」：腹立たしい、憎い、納得できない、疎ましい、信じられない、有り得ない、最悪、イライラする、悔しい

「哀」：悲しい、さびしい、苦しい、辛い、不幸だ、しんどい、やる気が出ない

「楽」：わくわくする、期待している、たのしい、充実している、頑張る

(問題3)：喜怒哀楽を表す非言語的表現をそれぞれ記述しなさい。

(解答例)：「喜」「楽」：笑う、目が輝く、生き生きした様子、表情が明るい

「怒」：声が大きいい、口調が強い、泣く、こぶしを握り締める、足を組む

「哀」：泣く、うなだれる、表情が暗い

説明できる：感情の反射について説明できる。

(問題1)：感情を返すこととはどのようなことか説明しなさい。

(解答例)：観察された感情を利用者へフィードバックすることであり、援助者が利用者の世界を理解していることを示すことで利用者への受容と共感を示す。また利用者の情動の側面を意識的に強化することができる。

(問題2)：感情を適切に返すことが利用者へ与える影響について説明しなさい。

(解答例)：利用者の感情へ理解を示していることをあらわすことで、受容の態度を示すことができる。感情表出を肯定することは利用者にとって安心して語ることができる自由な空間を保障することである。また利用者はアンビバレントな感情表出をすることもあるため、援助者が感じた感情をフィードバックすることで、利用者自身の気づきになることもある。

実行できる：ロールプレイにおいて、相手の感情を的確に返すことができる

(問題1)：事例の下線部(C)に対して、相談者に対し感情を表現し、返しなさい。

(解答例)：「ガンと言われて不安な気持ちになったのですね。」

「今涙を流しつつも微笑まれましたが、Aさんの中では複雑な気持ちになっているよう

に見えますが。」

7) 面接において、話の焦点をつかむことができる

記述できる：相手の話や文章を読み、重要な点（焦点）をつかみ記述できる。

（問題1）：事例を読んで重要な点を複数記述しなさい。

（解答例）：・Aさんは自分の病気のことに対しショックを受けている。

・それまでAさんが担っていた役割を入院することで他の家族が担うようになった。

・Aさんは感謝しつつも、このままでは良くないと思っている。

説明できる：相手の話や文章を読み、重要な点の重要度を説明できる

（問題1）：事例のAさんの語り部分を読み、重要な点をつかみその重要度を説明しなさい。

（解答例）：Aさん自身の病気については、手術を受けることで改善することが出来るが、介護に対しては入院中のみならず退院後も続く問題である。今まで家族のみで対応していたのなら、今後の負担を軽減する意味でも、何らかの対応と一緒に考える必要がある。

実行できる：ロールプレイにおいて、話の焦点を移動することができる

（問題1）：事例のAさんの語りを読み、Aさんの語りに対し焦点化しなさい。

（解答例）：・先ほど「まかせっぱなしにはできない」とおっしゃっていましたが、どのようなことでなのでしょう。

・介護の状況について具体的に教えていただけますか。

・このことについてご主人やお子さんはどのようにおっしゃっていますか。

・今後の介護のことについてご家族の中ではどのようにお考えなのでしょう。

・どうして「言えない」のですか。

8) 積極技法について理解することができる

記述できる：積極技法について記述することができる

（問題1）：積極技法の種類について記述しなさい。

（解答例）：指示、論理的帰結、自己開示、フィードバック、解釈、積極的要約、情報、助言、教示、意見、示唆

説明できる：積極技法について説明することができる

（問題1）：積極技法を用いる時の留意点について説明しなさい。

（解答例）：面接は相談者に対して何らかの影響を与えるものであるが、その中でも積極技法は直接的に相談者に影響を与える。そのため相談者の状況を適切に観察した上で用いる必要がある。相談者と課題の把握、目標の設定の共有を行う前に相談者から指示、意見を行うことは相談者に対し、「正しく話を聞いてもらえていない」、「一方的に行動を指示された」等の感情を与えてしまうこともある。

9) 面接技法の統合について理解することができる

記述できる：かかわり技法の統合について記述できる

(問題1) : かかわり技法の統合から面接の5段階を記述しなさい。

(解答例) : 面接は意図的なものであり、かかわり技法で利用者と信頼関係をはかり今後の課題、解決方法を検討するものである。かかわり技法を統合して用いることで以下の展開を目指していく。①ラポールの形成/構造化、②問題の定義化、③理想的な結果(目標)の設定、④矛盾との対決/選択肢をひきだす、⑤転移/般化。

説明できる : かかわり技法の統合について説明できる。

(問題1) : かかわり技法の統合から意図的な面接の展開について3段階までを説明しなさい。

(解答例) : 面接の導入においてはかかわり技法により相談者の主訴、感情を聞き、相談者が安心して語ることができるよう信頼関係の形成をはかる。その上で相談者の困っていることを整理し問題を具体的に共有する。問題に対し、「こうなれば

5. 利用者の家族について理解することができる [全体的に]

充分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

① ジェノグラムについて

記述できる : ジェノグラムの意味を記述できる。

(解答例) : 3世代以上の家族メンバーについての情報を家系図で描いたものであり、「世代関係図」、「家族関係図」と呼ばれる。家族をシステムとして家族のなかでの位置を理解するだけでなく、家族や親子関係などの情緒的結びつき、クライアントに重大な影響を及ぼした事故など生活上の出来事を知ることでもでき、複雑な家族模様も一目で把握できる家系図作成法である。

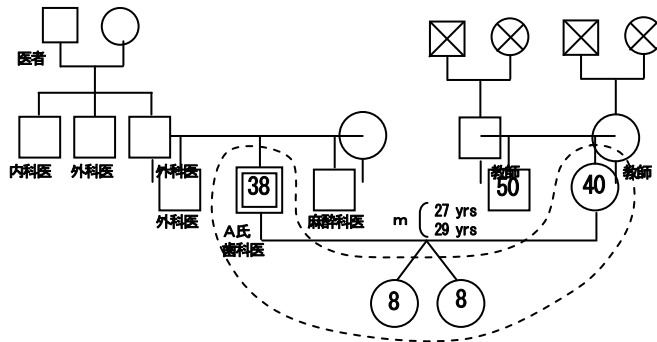
説明できる : ジェノグラムの仕組み・記号類を説明できる。

(解答例) : 核家族の家族成員を中心に拡大家族の構成員の属性(年齢、職業、住居、健康度など)、婚姻関係、親子関係等を図式化し、作成していく。視覚的にわかりやすくするため、女性は○、男性は□、死亡は×、別居は/、離婚は//、婚姻関係や親子関係は一などの記号や線で視覚的にわかりやすくし、文字は簡潔なものとする。

実行できる : 事例を使用してジェノグラムを作成できる。

(事例) 私はAといいます。歯科医師です。妻は結婚後退職しました。本当は商社での仕事を続けさせたかったのですが、私の両親が反対して…。子供は女の子で双子です。なんでも2人一緒にしなければいけないので大変です。妻は2歳上。私の父親は外科医なのです。父は3人兄弟の末っ子で、叔父はみんな内科医、外科医と医者の家系なのですよね。私なんか子供のころから医者にならねばってね。今年で38歳ですよ。私の兄も外科医で、弟は麻酔科医なのですよね。祖父も医者でした。ずっとプレッシャーでね。古い考えの家なのですよ。結婚する時。女性は家にいるべきという考えがあるので、妻が結婚後働くことには猛反対されましたね。妻の家とはまるで違ってね。妻の両親はどちらも教師で共稼ぎだったので理解がありました。妻の祖父母は二人とも亡くなりましたが、生前はとても理解のある人でした。自営業でしたからね。妻は2人兄弟で兄が教員で10歳上なのですよ。いい人でね。結婚してから3年後に子供が生まれてね。今は8歳ですよ。歯科医院の経営が大変な中で、両親、兄も私が歯科医になったことを馬鹿にしているので、不眠になりましたね。うつと診断されました。1か月前ですけどね。

ジェノグラム



② ファミリー・マップについて

記述できる： ファミリー・マップの意味を記述できる。

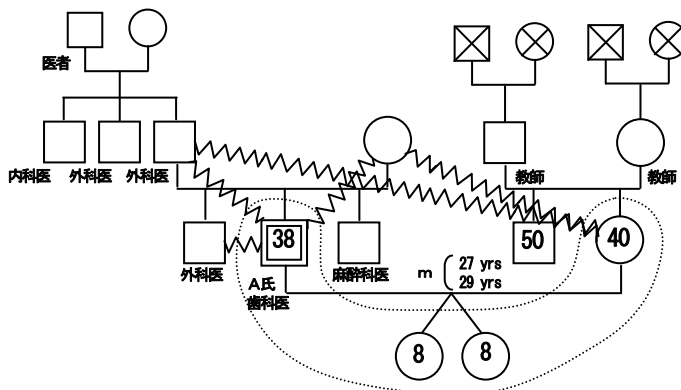
(解答例)： 家族関係を記号で図示するものであり、家族のコミュニケーションや力関係、情緒的結びつきを単純化してとらえる。

説明できる： ファミリー・マップの仕組み・記号類を説明し、且つジェノグラムとの違いを説明できる。

(解答例)： ジェノグラムは家族の構造・年齢などの情報を図式化したものであるが、そこに家族関係の結びつきに対して記号類を活用して加味したものがファミリー・マップである。

実行できる： 事例を使用してファミリー・マップを作成できる。

ファミリー・マップ



③ 家族歴について

記述できる： 家族歴の意味と要素を記述できる。

(解答例)： 家族支援を考える上で、家族を歴史的にとらえる視点が有効である。過去の順応パタ

ーン、特に喪失などの重要な変化に家族が如何に反応し、その後どのよいに立ち直ったか、問題が起こる前、起きてから、外からの援助を求めたとき、現在、といったそれぞれの異なった時点で、家族がどのように変化したかなど、家族の全体像を把握する

説明できる： ファミリー・ライフサイクル（ステージ）の変化を説明できる。

（解答例）： 家族は、定住家族からの独り立ち、結婚、子どもの出産、子育て、子どもの巣立ち、引退などの節目を経て、発達の歩を進める。節目ごとにその家族で何が起こっているかを見ていく必要がある。

実行できる： 事例を使用して家族歴を分析できる。

④ 家族関係を理解できる

記述できる： 家族関係を理解するための観点を記述できる。

（解答例）： 家族の基本構造（構成員・家族形態等）の下で家族成員がどのような感情（情緒）関係・役割関係・権力構造・コミュニケーションスタイル等を有しているかを観点とする。

説明できる： ファミリー・ライフステージの過程に沿った生活と家族の関係の変化を説明できる。

（解答例）： ファミリー・ライフステージを、職業を得て独り立ちしたところから始めてみる。各ステージ（段階）を目標・役割体系・消費体系・習慣体系の4点から記述し、各段階への推移をみると家族経歴が見える。但し、生涯未婚率の増大傾向からすれば、このライフステージのバリエーションは大きいことに注意すべきである。

1) 単身期：

目標は一人で生活できるとともに将来の生活設計をすることであり、そのために職場での役割・別世帯の家族間での役割、友人・知人関係での役割を形成しながら遂行し、日々の生活に必要な消費を行いつつ将来への貯蓄を計画し、自己の生活習慣を定めていく。

2) 結婚期：

目標は配偶者との良好な関係を継続するとともに、子の出生の準備をすることであり、職場での役割のみならず配偶者間での新たな役割関係（分担）を構築し、遂行する。消費は配偶者を含めた世帯の計画的消費と将来的貯蓄であり、配偶者がいる生活習慣を作り上げていく。

3) 2世代期：

子の出生と共に、2世代から成る世帯として子の成長を含めた目標に変わり、役割関係は配偶者・子・職場・外部家族・友人知人と広がることになる。これらの役割の再編をしつつ、消費も子の成長へ向けた体系（特に教育費への支出）へと変化し、将来的な貯蓄も持続する。2世代世帯としての生活習慣体系を作り上げる。

4) 3世代期：

子の成長は学齢期・教育期を経て、いずれ子が独立して世帯を離れることが予想される。子のすべてが独立したとき再度2世代期が訪れる。一種の喪失期でもあるが同時に自らの加齢を意識し中高年から初老期を迎える。目標は喪失感を克服するとともに今後の生活を考えると共に独立していった子らの配慮も行う。役割は次第に縮小するが、その中でも重要な役割（例えば孫ができることでの3世代期）が獲得される。消費はこの独立と同時に大きく変化する。習慣体系も改めて配偶者間での習慣へと変化するが、外部の子や孫との関係を含んだ習慣へと変化する。また、サンドイッチ世代としての成人・壮年期は子と同時に親への配慮が必要とされる可能性も高い。

5) 退職・引退期：

自らの退職・引退は生活目標を大きく変化させる。同時に職場との役割関係が喪失し、それに代わる役割を創設することもある。消費は、年金生活となると大きくその体系を変えざるを得ない。生活習慣も職場や仕事を中心とする組み立てから大きく変化する。

6) 単身期：

配偶者の死によって再度単身期となる。目標は1人でも生きられること。衰えと死を片隅に意識しながら暮らすこともあろう。役割は次第に縮小し、外部家族や近隣・友人関係が主となることもある。消費も年金や貯蓄との相談での計画となる。生活習慣も単調化する傾向がある。なお、この時期に子との同居が起こることもある。とすると、2世代・3世代世帯の在り方に再度戻るが、その時の自己は祖父母の位置にあることになる。

実行できる：

(質問1)： 事例を使用して家族関係を分析・評価できる。

(質問2)： 自己の現在の家族状況をライフサイクルステージとして分析できる。

⑤ 家族アセスメントができる

記述できる： 家族の抱える課題をアセスメントするための観点を記述できる。

(解答例)： 家族の構造を理解した上で、更に家族の中にある問題、関係性そして家族の持つ力に注目して、援助者としてどの関係に働きかけ、どこに目標を置くかを考え、家族と共にその問題解決を目指す。

説明できる： 家族アセスメントにおけるジェノグラム、ファミリー・マップ等の使い方を説明できる。

実行できる： 事例を使用して家族アセスメントを実施できる。

6. 利用者のグループを運営することができる [全体的に]

充分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

① グループワークの主要モデルについて

記述できる： グループワークの主要モデルを記述できる。

(解答例)：

1) 社会目標モデル (Social Goals Model)

ウェイナーによって築かれた理論に依拠している。たとえば、ソーシャルアクションを遂行する際に、民主主義的な参加をとおして個人の成長と発達ならびに学習を促進させていくというものである。

2) 相互作用モデル(Reciprocal Model)

フィリップス (H.Phillips) に始まり、後にシュワルツとシュルマン (L.Shulman) が発展させたモデルである。このモデルは社会システム論とフィールド理論に依拠しており、後に媒介モデル、

交流モデル、ヒューマニスティックモデルへと発展していった。ワーカーの役割は、社会における個人と他者との仲介役を果たすことにある。よって個人は他者との関係において互酬性を築き、相互扶助システムのグループ・プロセスをとおして発展させることになる。

3) 治療モデル(Remedial Model)

ヴィンターと彼のミシガン大学の同僚たちにより築かれた。このモデルは逸脱に関する交流モデルから派生している。また、このモデルには社会役割と自我心理学の概念を用いている。ワーカーの役割としては、個人、グループ、社会システムとの交流から、個人や社会の目標を達成することにある。やがてこのモデルは、予防及びリハビリテーションのアプローチとして発展していった。

② グループワークの過程（発達段階）とワーカーの役割

記述できる： グループワークの過程（発達段階）とそこでのワーカーの役割について記述できる。

（解答例）：

1) 準備期：援助対象の決定、グループの形成計画、所属組織の理解、波長合わせ、記録用紙の検討、出席者の確認。2) 開始期：円滑な開始、契約作業。3) 作業期：メンバーとの関係形成、プログラム活動を通してのグループづくり（グループ・ダイナミックスの活用）、相互援助システムの形成、相互援助システムの活用。4) 終結期：終結と移行の準備、グループ活動の意義の確認、移行への援助。ただし、明瞭に各段階の区分ができない場合も多い。

説明できる： グループワークの過程（発達段階）とそこでのワーカーの役割について説明できる。

（解答例）：

1) 準備期～グループワーク開始の前段階である。この段階でのワーカーは、グループに参加するメンバーの決定、メンバーの情報収集、グループの目的・目標設定、期間の設定、人数・参加条件などの構造を決定、プログラム立案、プログラム実行のための環境整備、メンバーへの予備的接触、メンバーに対するワーカー自身の波長あわせなどを行う。

2) 開始期～グループが実際に始まり、メンバー同士が互いに知り合い、グループの方向性が定まっていくなかで、グループとしてのまとまりが形成される段階である。ワーカーは、グループ活動にスムーズに入れるように、ウォーミングアップの実施、グループの目的確認やメンバー個々の目標確認を行うと共に、グループにおけるルールの確認、スタッフの役割を明示することとなる。

3) 作業期～グループの相互作用が最も活発になって、グループワークにおける問題解決への取り組みが盛んになる段階である。ワーカーは、グループの目的や目標が見失われないように気を配り、時には軌道修正を行うこととなるが、メンバー間のコミュニケーションを高め、共通する問題の見方や解決策について考察を深めるなどの働きかけを行い、徐々にメンバーが自主的に運営し、問題解決に向けて取り組んでいけるように働きかけるよう役割を変化させる。

4) 終結期～グループでの活動を終了する段階である。予定した回数や期間を終了する場合、予定回数・期間前でもグループワークの目的・目標が達成された場合、目的・目標には達していないが、継続しても援助効果が見込めないと判断される場合などがあげられる。ワーカーとしては、グループメンバーが、これまでの経験を振り返り参加した意義を確認できるよう働きかけるとともに、グループの目標達成状況、メンバー個々の目標達成度、スタッフのかかわりの状況などを評価する必要がある。また、必要に応じて次の段階への移行支援が行われる。

実行できる： 次の例を基に、グループの発達段階に応じたワーカーの役割をシミュレーションで

きる。

【例】佐藤君（元サブリーダー）は、震災のテレビ映像を観て何かできることはないかと考え、同じ思いを持つ学生と出会ったことをきっかけに、1年前に廃部となっていたA大学のボランティアサークル「あすなろ」を復活させたいと、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターの斉藤氏（グループワーカー）に相談した。

斉藤ワーカーも、A大学近隣の市営住宅に被災地より避難受入れが決まった高齢者8世帯へのボランティアによる支援を検討していた。ワーカーは、佐藤君やその他の学生の課題を把握し被災者へのボランティアを展開する目的で（1）A大学にボランティアサークルを設立することにした。

（解答例）

準備期～サークルの目的は、市営住宅に避難受入れされた高齢者8世帯へのボランティア活動を行うこと。（2）8世帯の被災家族へのニーズ調査から①病院・買い物等の外出への付き合い、②引越し荷物の整理と掃除が具体的にあげられた。期間は6ヶ月間と設定した。評価しやすいように予め記録用紙と評価票を準備した。大学側との相談の結果、学生会館の一角に部室を借りることができ、部員募集の結果15名の応募があった。（3）個別にワーカーと入会希望者が会い（4）、それぞれの思いを受け止め（5）ボランティア経験等の確認（ボランティア初経験学生5名）とも、ボランティア保険加入の準備が進められた。

開始期～第1回の部会では、自己紹介で「今回の震災で考えたこと」、「自分に何ができるか」などが自由に語られた。全員で共有した後、活動の期間や会の目的が確認された。（6）リーダーは発案者の佐藤君に決定した。事前の調査から、①病院・買い物等の外出サポート、②引越し荷物の整理と掃除が挙げられ、その2項目にどのように対応していけるかについて話し合われた。（7）また、対象者の心身の状況によっては各専門領域との連携も必要となることから稼働後の連絡調整や記録・引継ぎ方法などが話し合われた。（8）さらに、会のリーフレット作成や、被災者世帯が早く新しい生活に馴染めるよう地域の社会資源マップの作成も提案され、作成期間を2週間とし、担当者を決めた。今後は、毎週1回定例会を開催すること、最初に被災者（以下、利用者）と部会メンバーでの顔合わせ会を行うことも確認された。利用者との顔合わせで、①病院・買い物等の外出サポート、②引越し荷物の整理と掃除にメンバーが最大限参加できるよう部会の日程やボランティアの稼働日程・時間数・分担を決め（9）実際の稼働が開始になった。社会資源マップも3週間目で完成し、利用者に配布した。

作業期～リーダーを中心に、順調に活動が進み相談も増えてきた。部員での対応困難な利用者の課題はワーカーに対応を依頼した。例えば、部会での情報共有やかかわりの工夫を話し合う中（10）、身体的な状況から入浴に困難を抱える利用者が4名いることが分かり、ワーカーを通じ地域包括支援センターに介入依頼し、介護保険申請を進めることとなった。また、3名の利用者から不眠の訴えが部員にあり、ワーカーから区保健師へ相談の結果、精神科受診が調整され、部員の中でワーカーへの信頼が増していった。（11）また、部員からは自分達がボランティアとしてかかわることで、利用者と地域関係機関とのネットワーク構築への貢献を実感できたことや、地域包括支援センター運営会議にも活動が紹介されたことからモチベーションが高まっていった。そんな中、一部の会員から、「同じ市営住宅にボランティアを必要としている高齢者がいるが、今の利用者だけにかかわることで良いのか?」との問題提起があり（12）、数回部会で話し合いが行われた。（13）

終結期～期限の6ヶ月目となり、各部員からの評価、利用者から評価から目的は達成され、利用者の生活は安定しつつあり、地域関係機関とのつながりも強化されたとの評価が得られた。また、対

象拡大の件については、現在の大学のサークル活動としての取り組みではなく、地域のボランティア活動へと拡大の上対応してはどうかとする意見が出され、話し合った結果、その方向で進めることとなった。(14) その後のワーカーの調整により、同じ区内のボランティア組織と合併し、福祉のまち推進センターと連携のもと新たなボランティア活動を展開することとなった。

③ グループワークの原則について

記述できる： グループワークの原則を記述できる。

(解答例)：

1) ワーカーとメンバーの援助関係：

(1) 個別化の原則、(2) 受容・共感の原則、(3) 信頼関係(ラポール)形成の原則、(4) 制限の原則、(5) 直面化の原則

2) メンバー同士の相互作用：

(1) 参加の原則、(2) 相互作用促進の原則、(3) 「今、ここで」の原則、(4) 葛藤解決の原則

3) グループとその展開過程：

(1) 共通課題の特定の原則、(2) 目標の明確化の原則、(3) ルールづくりの原則、(4) プログラム計画と運営援助の原則、(5) 物理的条件の確保の原則

説明できる： 前述例の下線部分のワーカーの関わり方(下線部分)について、グループワークのどの原則に該当するかを説明できる。

(解答例)

(1) 共通課題の特定の原則、(2) 目標の明確化の原則、(3) 物理的条件の確保の原則、(4) 個別化の原則、(5) 受容・共感の原則、(6) 目標の明確化の原則、(7) プログラム計画と運営援助の原則、(8) ルールづくりの原則、(9) 参加の原則、(10) 相互作用促進の原則、(11) 信頼関係形成の原則、(12) 葛藤解決の原則、(13) 目標の明確化の原則、(14) 目標の明確化の原則

実行できる： 模擬事例のグループの担当ワーカーになったと仮定し、グループワークの「相互作用促進の原則」に基づいて展開できる。

【例】 A大学のボランティアサークル「あすなろ」では、一部の会員から「同じ市営住宅にボランティアを必要としている高齢者がいるが、今の利用者だけにかかわることで良いのか!？」との問題提起があり、対象拡大をテーマとする会議を開いたが、部員からの発言はなく静まりかえっていた。問題提起した会員からワーカーに対して同様の問いかけがあった。ワーカーは、以下のような働きかけを行った。

(解答例)

部員からの問いかけにすぐに回答せず、「他の部員のみなさんはどうですか」とメンバー・ワーカー間に偏りがちな働きかけやコミュニケーションの方向性をメンバー間に向かわせるよう働きかける。

④ グループワークに必要なプログラム活動を企画することができる

記述できる： グループワークに必要なプログラム活動の企画のポイントについて記述できる。

(解答例)

援助目的に合った適切なプログラム活動を選択する。グループ内の相互作用を促進し、目標を達成し、問題解決やメンバーの成長・変化につながるプログラムの立案を行う。

説明できる： グループワークに必要なプログラム活動の企画のポイントについて説明できる。

(解答例)

1) 援助目的や目標を達成できる適切なプログラムにする。2) メンバーの能力や年齢、経験や興味の違いにふさわしい内容にする。3) グループの発達段階やメンバーの交流状況に合った活動を選択する。4) 個々のメンバーの課題達成とプログラム活動をいかに関連させるかという視点を忘れない。

実行できる： グループワークに必要なプログラム活動を企画することができる。

<事例>50～60才代の片麻痺の後遺症を有する脳卒中患者8名。自ら車を運転し通院するものの、外出する機会はほとんどない。日々の会話する相手も家族しかいなく、家族とのストレス度の高いメンバーもいる。ワーカーは、このメンバーの社会参加を目的にグループのプログラムを企画した。

(解答例)

1. 目標を設定する。：「病院外でのリハビリテーションを体験することで、より自分らしく生きる。」
「取り組みを他の患者にも知らせ、役立ててもらおう」
2. 何を(活動)するかを決める。：メンバーで公の施設などに出かけ、障害を抱えていてもどのように工夫すると利用できるか(楽しめるか)を体験レポートし他の外来患者にも情報提供する。
3. どのように(方法)進めていくかを考える。：会員内での役割分担、施設の選考、事前の問い合わせや情報収集(障害者への配慮等)、場合により担当者に来てもらい打合せ、援助体制とスタッフの役割分担を行う。
4. 工夫すべきことや留意点を検討する。：月に2回の運営会議の定例化、会報は地域関係機関に配布する、パソコンでの会報作成に操作を指導するボランティアの強力を得る、ボランティア保険への加入、ボランティア車の借用調整、運営費に病院の補助を申請を行う。

⑤ グループワークに必要な運営のポイントを説明することができる。

記述できる： グループワークに必要な運営のポイントを記述できる。

1) 参加への動機づけを高める。2) プログラム活動の目的を共有する。3) メンバーのニーズとグループの目的とを統合する。4) メンバー間のコミュニケーションを促し、合意形成を図る。5) メンバーを主としてプログラム内容を決める。6) 少数意見をグループに反映させる。7) 予測されるリスクについて認識する。

説明できる： グループワークに必要な運営のポイントについて説明できる。

1) メンバーの興味・関心や問題・課題に沿ったプログラム活動を提供することによって、書くメンバーのプログラム参加への動機づけを高める。2) 何のためにこの場に集まっているのかというプログラム活動の目的をメンバー間で共有できるよう働きかける。3) 個別のニーズを把握するとともにグループの目的と結びつけるように働きかける。さらに、メンバー共通のニーズを発見し、

メンバー全員が取り組めるようなプログラム活動と結びつけて展開する。4) メンバー間で円滑なコミュニケーションがなされ、メンバー同士で合意形成が図られるように働きかける。5) メンバーがプログラム活動の内容について主体的にきめていくことができるように働きかける。6) 民主的なグループ活動を促進するために、メンバーの少数意見をお互いに尊重できるように働きかける。7) メンバーとともに予測できるリスク要因を事前に認識し、予防対策とともにリスクが生じた際の対応策を、あらかじめ立てておく。

⑥ グループメンバーの個別ニーズを理解し、援助関係を形成することができる

記述できる： グループメンバーの個別ニーズを理解し、援助関係を形成することのポイントを記述できる。

(解答例)

1) メンバー自身や問題の背景について理解する。2) メンバーのグループへの参加目的や参加意欲を理解する。3) メンバーの能力や興味・関心について理解する。4) メンバーとの信頼関係を形成する。5) プログラム活動を実施する前後に個別アプローチを図る。6) 必要に応じて、個別に相談にのる。7) グループ参加の障害となる感情を個別に理解する。

説明できる： グループメンバーの個別ニーズを理解し、援助関係を形成することのポイントを説明できる。

(解答例)

1) 各メンバーの生活歴や直面している問題、パーソナリティ、価値観等について理解する。2) 各メンバーのグループへの参加目的や動機、グループへの期待、参加意欲の程度を理解する。3) メンバー個々がもつ能力の程度や興味・関心の対象や範囲を理解する。4) グループワークの援助を展開するうえで必要となる各メンバーとの信頼関係を結ぶ。5) プログラム活動の開始前や終了後に、必要に応じて個別にメンバーに接する機会をもって援助を提供する。6) 個別アプローチの延長線上として、必要に応じて個別にメンバーの相談に応じ、個別の問題解決を図る。7) メンバーがグループに参加するにあたって障害となるアンビバレントな感情や抵抗感等を理解する。

実行できる： グループメンバーの個別ニーズを理解し、援助関係を形成することをシュミレーションできる。

<事例>

50～60 才代の脳卒中後遺症患者の会「希望」は、2か月に1回公共施設に出かけ、体験内容を広報誌として発行する活動を通じ、病院の外来患者や関係機関からのリアクションも増え活気づいてきた。そんなある日、定例会でメンバーの1人鈴木さんの表情が暗くいつもに比べ発言が少ないことにワーカーが気がついた。

鈴木さんは、52歳で2年前に脳梗塞を発症し、左片麻痺の後遺症がある。発病前は、夜遅くまで働く営業マンであった。趣味はなく、家族と鈴木さんとの会話はほとんどない。経済的には本人の障害年金と妻のパート収入。最近、18歳になった長女がアルバイトを始めた。

ワーカーは鈴木さんに以下の介入を行った。

(解答例)

定例会の終わりに個別にワーカーから鈴木さんに声をかけ、今日の活動の感想から問いかけ抱える問題に介入していった。

Wr:「鈴木さん、今日、定例会に参加していかがでしたかなんか。何かいつもと違うようで気になったのですが。」

鈴木:「そう... そうみえる」

Wr:「何か心配なことでもあるのですか」

鈴木:「実は... ここに来ていていいのかと思ってさ...。家族は働いているのに俺ばかりがね」

Wr:「あ... そうだったんですね。ご家族は、鈴木さんの会での活動のことをなんと...。」

鈴木:「会でのことはほとんど話してない。疲れているのに話しかけても悪いと思ってさ。」

Wr:「そうでしたか... 私からすると会の活動で鈴木さんは変わられたと思いますけど... 一度、会のことをご家族に話してみるか... 会報を見せて感想を聴けると良いのですかね。」

鈴木:「自分でもこの会に入って以前より気持ちが前向きになったと思うけど... 家族に私のことなんか気にしている余裕があるかな... でも一度、会報ぐらい見せてみるか...。」

Wr:「見せてみますか... それでどうだったかまた教えてもらえますか。」

鈴木:「うん。」

⑦ グループ・ダイナミックスを説明できる。

記述できる: グループ・ダイナミックスを活用することのポイントを記述できる。

(解答例)

1) グループの共通基盤をつくる。:

(1) メンバーのグループに対する期待を明らかにする。(2) グループの存在意義を共有する。(3) メンバー自身で問題を解決していく意識をつくる。(4) 仲間意識を高める。(5) 助け合いの意識を高める。

2) グループの規範を活用する。:

(1) グループのルールを確立する。(2) ルールを遵守するよう働きかける。(3) グループの規範に気づく。(4) グループの圧力を援助に向けて活用する。(5) グループの圧力を弱める。

3) グループの構造を活用する。:

(1) メンバー間で情報を交換できるように働きかける。(2) メンバーの気持ちを相互に通わせるように働きかける。(3) メンバーに役割を与える。(4) リーダーシップを分かち合う。(5) サブグループを適切に取り扱う。(6) 孤立するメンバーを適切に取り扱う。(7) グループ内の葛藤を適切に取り扱う。

4) グループを活性化する。:

(1) メンバーからのフィードバックを促す。(2) グループの規範やルールを変える。(3) プログラムを工夫する。(4) 小物や道具の使い方を工夫する。

説明できる: グループ・ダイナミックスを活用することのポイントを説明できる。

(解答例)

1) グループの共通基盤をつくる。:

(1) 個々のメンバーがもつグループへの期待についてグループの場で言語化し、メンバー間で擦り合わせができるように働きかける。(2) 個々のメンバーがグループに参加している意味について伝え合う場を提供することである。ワーカーはグループの存在が有意義であることを認識できるように促し、さらにそのことをグループメンバーで確認し合うことができるように働きかける。(3) メンバーが自らを問題解決の主体者として自覚し、問題解決の方法についてワーカーに答えを求めたのではなく、自分たちで考え答えを見つけ出すようにする。メンバーが、ときには他のメンバー

やワーカーに対して依存的になったり、その反対に自立的になったりすることを認識するようにする。メンバーが自分の問題解決能力に関して過小評価もしくは過大評価することなく、現実を直視できるように働きかける。(4) 必要に応じてメンバーがグループ自身について意識を向ける機会をつくり、場合によっては仲間意識を高めるうえでの促進要因と阻害要因の両方について取り扱う。

(5) グループ存在の意義の1つにメンバーによる助け合いがあることを示し、その具体的な言動に対しては支持的な対応をとる。また、そうした取り組みの工夫をプログラム活動の工夫によって提供することが大切である。

2) グループの規範を活用する。:

(1) ワーカーが決めておく場合とグループで決定をする場合がある。前者はメンバーとの予備的接触の段階で説明ないしは、開始時点で提示する。後者は、グループが開始されて間もない段階やワーカーが必要だと判断したときに、メンバーの話合い等によって十分な合意のうえで決定する。

(2) 言葉や文字にして伝える、ルールに合った言動に対して効果(逆の場合は消去)する反応を示す、ワーカー自らルールを遵守するモデルとなり、ルールに沿った望ましい行動や発言をワーカーが率先して行う。(3) メンバーの言動やグループの雰囲気の特徴からグループ規範の存在を探り、グループ規範が誰によってどのように維持強化されているかを探り、グループ規範が及ぼす影響を評価する。(4) グループの圧力(メンバーに対する一定の考え方や価値観・標準的な行動を迫る力)を援助に向けて活用するために、グループの圧力が意識されるようにかかわり、グループの圧力がかかっている状況をつくる。(5) グループの圧力が、グループの目的からはずれた作用をしており、プログラム活動の支障になっていると判断できる場合に、それを弱める介入を行う。

3) グループの構造を活用する。:

(1) メンバー間で情報を交換できるように、グループの目的を十分伝え開示された情報を丁寧に扱い受容的に対応し、話したくなる刺激や誘いかかけの工夫をする。(2) メンバー同士で交わされる会話やかかわり方を注意深く観察しながら、そこで生起するメンバーの気持ちがグループの中でとりこぼしなく大切に扱われるように、側面的にサポートする。(3) メンバーに新しい役割を経験する機会を提供し、メンバー自身の気づきや新たな行動を試す場を設定する。(4) グループ過程に影響を及ぼす働き(リーダーシップ)が集中せずに多くのメンバーに分ち合われるようにかかわる。リーダーシップを分かち合うことはグループおよびメンバーの発達を促し、グループの目的を遂行していくうえで大切な作業となる。(5) サブグループが生まれた背景や理由を十分に考慮しながら、新しい相互作用やグループの成長を生み出すために、サブグループに対して適切な介入を行う。(6) 個別に関わり、グループ全体に働きかける。また、孤立した原因やグループの状況に応じたかかわりをする。(7) グループ内の葛藤をみはからったうえで必要に応じてとりあげ、グループが協力して解決するようにサポートしていく。葛藤解決を通じてメンバーが自らの問題に気づいたり、関係を深めることをめざす。

4) グループを活性化する。:

(1) メンバーからのフィードバックを必要に応じて、グループや個別の場面で尋ねたり、振り返り用紙・アンケート用紙などを使って促す。(2) グループの規範やルールがマイナスに働いていると判断できるときには、それを変更して新しいルールを設定したり規範を変える。(3) メンバーの反応を参考にしながら、より効果の上がる形でプログラムを柔軟に用いたり、必要な変更を加える。

(4) ワーカーの役割や能力を補助したり、効果を意図的に上げる小物や道具の用い方を工夫する。

⑧ 相互支援システムを形成し、それを問題解決に向けて活用することができる。

記述できる: 相互支援システムを形成し、問題解決に向けて活用するにあたってのポイントを記述できる。

(解答例)

1) 「相互援助システム」を形成する。:

(1) 問題の同質性と異質性をメンバー自身に認識させる。(2) 問題の事情や背景をメンバー相互に個別化する。(3) 「今、ここで」の人間関係を強化する。(4) メンバー間のコミュニケーションを高める。(5) 柔軟なグループ構造を構築する。(6) ワーカーの役割を変える。

2) 「相互援助システム」を問題解決に向けて活用する。:

(1) 個人情報の分かち合いと受容を促す。(2) 共通する問題の見方や解決策について考察を深める。(3) 自分の問題に対する気づきを深める。(4) 各メンバーの問題解決に向けた考察を深める。(5) 実際の取り組みについてグループへフィードバックを促す。

説明できる: 相互支援システムを形成し、それを問題解決に向けて活用することのポイントが説明できる。

(解答例)

1) 「相互援助システム」を形成する。:

(1) グループの場で取り扱うテーマ(問題)について、各メンバーに共通にする部分と異なる部分があることをメンバー自身が認識できるように働きかけ、共通部分を相互援助システム形成の基盤とするとともに、差異を問題解決の手段として活用する。(2) ワーカーだけでなくメンバーが個々の問題の事情や背景、感情等を個別化して認識できるように働きかける。(3) メンバーそれぞれが個人的な生活や体験での人間関係(「あのとき、あそこで」)をグループの場に持ち込むのではなく、グループ内での新たな人間関係(「今、ここで」)を深めていけるように働きかける。(4) 各メンバーが伝えたいことをきちんと伝え、受けとめることができるように、言葉だけでなく表情や態度からもメンバーの心情を察して応答していけるように働きかける。(5) 柔軟なグループ構造を構築するために、メンバーの役割の融通性を高めたりリーダーシップのあり方を変えたり、サブグループの構造を変化させる。(6) グループが成熟し、相互援助システムの域に近づくにつれ、グループづくりに向け積極的にグループに働きかけるワーカーから、メンバー自身が主体的にグループを運営し、問題解決に向けて取り組んでいけるように働きかけるワーカーへと役割を変化させる。

2) 「相互援助システム」を問題解決に向けて活用する。:

(1) 問題に関する個人的な事情や状況といった個人情報をメンバーと共有する。メンバーは自分のことをオープンにするとともに、自分以外のメンバーの事情をしっかりと受けとめる。(2) 共通する問題の見方や解決策について考察を深め、現実的な方策を導きだせるように働きかける。社会資源の一つとしてワーカーから専門的な情報を提供する。(3) メンバー間の共通基盤を前提として、メンバー相互の働きかけによって個々のメンバーが自分自身の問題に対する気づきを深める。

(4) 各メンバーの問題解決に向けた考察を深めるために、問題解決に向けて具体的にシュミレーションしたり、ほかのメンバーの問題の深化が自分にも役立つことに気付かせる。(5) グループで提示された具体的な問題解決のための対応策に実際に取り組んでみて、それをグループに持ち帰って評価し、再度議論する。

実行できる: 相互支援システムの形成と問題解決に向けての活用を具体的にシュミレーションすることができる。

<事例>

50～60才代の脳卒中患者の会「希望」で最近発行した「障害者雇用特集～障害者職業センター訪問」が地域の中で反響を呼んだ。特集号作成責任者の鈴木さんは、普段、家族との会話はほとんどなかったが、今回、思い切って会報を見せその記事の中にあった「適職検査」を自分も受けてみたいと相談してみた。家族からは暖かいサポートの言葉が返ってきて、自分のことを心配してくれていた

ことや最近の自分の変化に気づいていたことを知り、「家にも笑顔でいられる」とワーカーに報告があった。ワーカーも鈴木さんの1つの課題が解決されたことを受け止め、ガッツポーズを返した。また、「適職検査」を受けるにあたり医療情報を職業センターへ提供することや、検査後の個別指導に本人・家族と一緒に同行するなど協力していくことを伝えた。

そんな折、新しいメンバーが入会してきた。中村さん50歳、3年前に脳出血を発病しリハビリ病院を退院後、家に閉じこもりがちになっていたが、外来看護師に紹介され入会した。軽度の右麻痺。表情は暗く言葉数も少ない。

ワーカーは、中村さんへの介入について、直接かかわるのではなくグループの相互援助システムを活用しようと考え以下の介入を行った。

(解答例)

ワーカーは、リーダーの加藤さん、特集担当者3名(サブグループ)と今後の活動展開について会議を開いた。その中で、中村さんのサポートについてどうしたら良いか4人に問いかけた。

リーダーの加藤さんも「どうしたらよいか気になっていた」と発言された。鈴木さんからは「以前の自分をみているようだ」、他の2名も「会でできることはないだろうか」と、中村さんを会で支えようとする発言が続いた。具体策として、中村さんが会のメンバーの体験を参考にできたり、会の中で役割をもつことなどが提案された。検討結果、①『障害と付き合いしてきた自分』をテーマにメンバーが自身のことを語る機会を設定する。②次回の「特集」は『語る会～障害と付き合いしてきた自分』をテーマとし患者会「希望」発足から今までのメンバーの変化をまとめる。③特集担当メンバーも1名増員する。この3つを次回の定例会でリーダーが提案することとなった。また、責任者の鈴木さんから事前に中村さんに特集メンバーになってもらうことを打診することも決まった。

⑨ グループワークにおける評価について

記述できる：グループワークにおける評価の主な留意点を記述できる。

- 1) ワーカーは、問題解決過程の評価をメンバーの視点から行うこと、あるいは、可能であれば、メンバーと共に行うこと。
- 2) 問題解決はどの程度達成されたのか。
- 3) 援助プロセスでメンバーの権利が守られていたかどうか。
- 4) 援助についての感想や気づき、疑問点はなかったか。
- 5) プログラム活動やワーカーの援助行動は効果的であったのか。
- 6) 問題解決のためにあらたに活用すべき有効な社会資源はほかになかったか。など

説明できる：グループワークの質的評価の方法としての「事例研究」の意義について説明できる。

(解答例)

1) 事例を深める：メンバー(もしくはグループ)およびメンバーの置かれている状況を理解し、メンバー(もしくはグループ)の理解を客観的に深めることができる。2) 実践を追体験する：参加者は事例提供者(発表者)と同じ立場から事例について共感的に理解し、かつ他者の実践を知ることが可能になる。3) 援助を向上させる：最終的には援助を向上させる方向性や指針がもたらされることが目的である。事例提供者自身の実践を振り返り、新しい見方が可能となる。4) 援助の原則を導きだす：一つの事例を深く掘り下げることによって、ほかの事例にも応用できる共通原則を導きだすことが可能である。5) 実践を評価する：援助プロセスや援助結果を掘り下げることで、援助の在り方を評価することができる。6) 連携のための援助観や援助方針を形成する：地域における福祉・保険・医療の連携が重要になってきたが、事例研究をともにすることによって、メンバーにかかわる援助機関がそれぞれの立場から何を援助するのかという援助目標の理解を共有

することができる。7) ワーカーを育てる：ワーカーが自分の考えをまとめ、言語化し、他者の意見を傾聴し、さらに自分の考察を深めていくプロセスは、ワーカーの力量を高めていくことにつながる。(スーパービジョンの重要な場になっている。) 8) 組織を育てる：メンバーの問題解決のための組織的対応と課題が発見され、取り組まなければならない必要性が出てくる場合もある。また、既存の援助機関の連携のあり方が問われることになる場合もあるし、新しい援助機関の必要性が出てくるかもしれない。援助機関全体で取り組んでいく環境づくりのためにも意義を見いだすことができる。

実行できる： 模擬事例の佐藤君(実習生)になったと仮定し、事例研究で評価する準備ができる。

<事例>

A 大学福祉学科の佐藤君(3年生)はB病院での実習5日目を迎え、実習スーパーバイザーと事例研究のケースについて相談中だった。(実習前の打ち合わせで、実習最終日に相談課ワーカー3名と事例研究を実施する計画を立てた。)佐藤君は、大学ではボランティアサークル「あすなろ」のリーダーを務め、グループの「不思議な力」を感じグループワークに興味を持っていた。ケース研究の事例は患者会「希望」のメンバーである鈴木さんに決まり、バイザーからは事例研究の目的・方法・留意点などを週明けまでに簡単にまとめてくるよう指示があった。佐藤君は事前学習した「事例研究」の講義内容をもとに、以下のレポートを作成した。

(解答例)

目的：利用者個人とグループへのワーカー介入(技術)と変化についてプロセス評価する。

方法：1) 対象：鈴木さん個人とグループの両方を対象とし、過去からのデータと、来週実施される『語る会～障害と付き合ってきた自分』の内容を対象とする。2) 情報収集：ワーカーの個人記録及びグループ記録、障害者職業センターからの適職検査結果・職業評価報告、メンバーの活動記録、会報などの記録物の観察及び、『語る会～障害と付き合ってきた自分』に参加観察。(患者会では、ボランティアに録音・逐語録を依頼するのでそのデータも使用させて頂く。)3) 事例の分析・考察：ワーカーの介入からメンバーとグループの相互作用と変化をプロセス評価する。

留意点：鈴木さん、鈴木さんのご家族、患者会「希望」に研究協力依頼を文章で行うこととする。(個人情報保護の徹底)

7. 地域の視点から実践できる

十分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

① 地域の特性を描くために必要な諸要素を頭に描くことができる。

記述できる： 地域の特性を把握するためのポイントを記述しなさい。

(解答例)： 地域特性は地域の面積、地形、気候、人口構造(世帯の構成、男女及び年齢別人口、外国人登録者数、児童数、障害者数、高齢者数、生活保護者数等)、産業構造、労働力人口と就業率、失業者数と失業率、首長の所属政党、公約や重要政策、支持団体、議会の党派構成、行政組織と財政、住民の意識や価値指向、地域の福祉問題の種類と属性、サービスの実績と課題、住民組織とその活動、インフラ整備状況(道路、上下水道、消防、救急体制、病院、学校等)、地域福祉活動、ボランティア活動等の実態や諸指標を指す。また地域特性(特に地域住民の関係特性)を理論的に把握するモデルとして地域共同体モデル、伝統的アノミーモデル、個我モデル、コミュニティモデルがある。

説明できる： 地域の特性を把握するためのポイントを説明しなさい。

(問題1)： 地域の特性を把握する目的は何か

(解答例)： 地域福祉実践において地域特性、地域分析が重要になる。自治体や市区町村社会福祉協議会は、計画を策定する場合、必ず地域を基盤とする「現状把握、課題や問題の整理」を行う。また地域福祉を推進するために調査を行う場合、必ず既存のデータと以前の調査結果が活用されるからである。

(問題2)： 把握した地域特性のデータは何に活用されるか

(解答例)： 「地域カルテ」や「地域マップ」として、計画策定組織、住民懇談会、地域ワークショップ等における話し合いに活用できる。また当事者を含むさまざまな立場の者が現実をめぐる多面的なデータを持ち寄り、それらについて対等に意見交換し、現状分析→将来像や目標体系の構築→事業案の企画→行動計画に関する合意形成、と進むことができる。

実行できる： 地域事例をもとに、地域特性について分析し説明することができる。

② コミュニティワークの過程（段階）を頭に描くことができる。

記述できる： コミュニティワークの過程と視点を記述しなさい。

(解答例)： 過程は、問題を把握する（アセスメント）→ 活動主体の組織化 → 計画の策定→ 計画の実行 → 活動の評価 というように展開される。展開過程の視点としてICFの枠組みを活用して課題を捉え、ストレngths、エンパワメントの視点から利用者を捉えフォーマルとインフォーマルの社会資源を組み合わせることが重要である。評価はタスク・ゴール、プロセス・ゴール、リレーションシップ・ゴールから行う。

説明できる： コミュニティワークの過程（段階）と視点を説明しなさい。

(問題1)： 福祉組織化とは何か

(解答例)： サービスなどの社会資源を効果的・効率的に提供するため、生活に関連する社会資源のシステム化、ネットワーク化によって、社会福祉機能の向上を図ることである。つまり地域社会における要援護者に共通するニーズを充足するため、福祉・保健・医療関係者・機関などに広く働きかけ、その協働活動を組織化することである。

(問題2)： 地域組織化とは何か

(解答例)： 要援護者とその家族が地域社会で生活していくために、住民の福祉への参加や協力、意識と態度の変容を図り、福祉コミュニティづくりをすすめることである。例として小地域ネットワークづくり、ボランティア活動の促進、当事者・家族の組織化などが上げられる。

(問題3)： 地域のエンパワメントとは何か

(解答例)： 地域自立支援とは「自分たちの地域で自分らしく暮らすために、さまざまな支援を必要とする人と人が、ともに創り出す支援」のことである。地域自立支援は自力生活支援、地域生活支援、地域（共感力）支援の3要素からなる。この3要素から確立されてくる力が、地域のエンパワメントである。

(問題4)： ICF とは何か

(解答例)： 1980年の国際障害分類 (ICIDH) といった、ニーズ把握の基点を身体的機能障害 (impairment) におく医学モデルから捉えるのではなく、その人の人生活上の機能障害を明らかにすることに重点をおく生活モデルの視点と枠組みを WHO が 2001 年に国際生活機能分類 (International Classification of Functioning Disability and Health) として策定した。ICF では、従来のような自立生活の捉え方ではなく、その人がどれだけ能力を活かした活動を展開しているのか、社会・経済・文化その他においてどれだけ多様な参加をしているかといったストレングスアプローチやエンパワメントアプローチからの支援のあり方が重視される。

実行できる： コミュニティワークの事例を読んで援助過程について分析することができる。

③ コミュニティワークの技術を頭に描くことができる。

記述できる： コミュニティワークの過程におけるワーカー技術を記述しなさい。

(解答例)： コミュニティ・ワーカーは①連絡調整・住民参加の促進、②社会資源の開発と動員、③ソーシャルアクション、④ソーシャルサポートネットワーク、⑤ケアマネジメント、等の技術を用いながら展開する。

説明する： コミュニティワークの過程におけるワーカー技術を説明することができる。

(問題1)： コミュニティワークとは何か

(解答例)： 一定の地域社会で生じてくる生活問題を地域住民が主体となって解決していけるよう、コミュニティ・ワーカーが側面的援助を行う過程及びその方法・技術のことである。

(問題2)： ソーシャルアクションとは何か

(解答例)： 社会的に弱い立場にある人の権利擁護を主体に、その必要に対する社会資源の創出、社会参加の促進、社会環境の改善、政策形成等のソーシャルワーク過程の重要な援助及び支援方法の一つである。ソーシャルアクションには二つの流れがあり、一つは社会的発言力が弱く、身体的・精神的ハンディのある対象者に代わって、対象者と関わるソーシャルワーカーが中心に活動する活動形態、もう一つは対象者自らを主体として、ソーシャルワーカーがそのニーズの実現のためにさまざまな社会資源を組織化し、対象者の自立生活を支援する活動形態である。

(問題3)： ソーシャルサポートネットワークとは何か

(解答例)： 個人をとりまく家族、友人、近隣、ボランティアなどによる援助 (インフォーマルサポート) と、公的機関やさまざまな専門職による援助 (フォーマルサポート) に基づく援助関係の総体を指す。

(問題4)： ケアマネジメントとは何か

(解答例)： 複雑・多様化したニーズに対応し、その充足を図り、生活の質の向上と自立を支援するために、専門分化した諸サービスと地域における共助と私的な関わりを総合的・効果的に調整し提供する専門的援助技術のことである。

(問題5)： 住民とは誰か

(解答例)： 地域福祉における住民参加の主体として次のような個人・団体を指す。地域住民、当事者団体、自治会・町内会、社会福祉協議会、地縁型の組織、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、ボランティア団体、NPO、住民参加型在宅サービス団体、農協、生協、社会福祉事業者、企業、商店街等

(問題6)： コミュニティ・ワーカーの役割は何か

(解答例)： 小地域福祉活動ではオーガナイザー、ファシリテーター、ボランティア・市民活動ではコーディネーター、計画づくりではリサーチャー、プランナー、マネージャー、プログラム開発ではプランナー、マネージャー、スポークスマン、ソーシャルアクションではアドボケーターなどの役割がある。また住民参加からの視点では広い情報や知識を期待される部分では情報提供者、また協議や関与により住民の理解を深める。住民との市民活動ではコーディネーター、意思決定に関与する場合はスーパーバイザーの役割がある。住民参加の企画・運営からの視点ではプロセス・マネジメント、プログラム・マネジメント、参加形態・手法のマネジメントなどがある。

(問題7)： コミュニティ・ソーシャルワークとは何か

(解答例)： 福祉サービスの利用者である個を大切にしながら、個を支える社会システムを形成すること、利用者が自ら社会システムを活用できるようになることをめざした、地域における統合的なソーシャルワーク実践モデルである。特徴は①地域基盤のソーシャルワーク実践、②援助の個別化と脱個別化の統合、③パーソナルアセスメントとコミュニティアセスメントの結合、④専門職と非専門職の結合によるチームアプローチ、⑤地域ネットワークの形成と地域における総合的なケアシステムの構築などが挙げられる。

(問題8)： 住民組織とは何か

(解答例)： 一定の区域を単位として、地域住民が地域ニーズに基づいて地域のことを自ら決め実行するためにつくられた組織であり、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などの役割が期待されるものである。

(問題9)： 地域福祉の推進組織、団体を上げて説明しなさい。

(解答例)： 社会福祉協議会～社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人。全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会に分けられ、市区町村社会福祉協議会は社会福祉を目的とする事業の企画・実施、住民の活動参加のための援助、社会福祉事業に関する調査・普及・宣伝・連絡調整及び社会福祉事業の健全な発達を図るための事業等を行うこととされている。主な活動として小地域福祉活動、総合的な相談事業、ボランティアセンター活動の推進、福祉課題を持つ当事者活動の組織化、食事サービス、訪問介護などがある。また市町村自治体が策定する地域福祉計画が行政計画であるのに対し、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は住民や民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動・行動計画である。

生活協同組合～一定の地域や職域を単位に、消費者自らが生活の安定と生活文化の向上を目的として、出資・運営・利用する相互扶助の組織。消費生活協同組合法に基づき、店舗や共同購入による生活物資の供給をはじめとして、災害・事故の共済、医療、住宅、教育文化等、さまざまな事業を行っている。近年では組合員による互助的なボランティア活動から福祉施設の運営まで幅広い福祉活動が行われ、地域社会の再生への貢献が期待されている。

民生委員・児童委員協議会～民生委員法に基づき設置されている組織で、市においては市域を

数区域に分け、町村においてはその区域を一区域としている。2000年の民生委員法の改正により、民生委員・児童委員協議会の任務は①民生委員が担当する区域または事項を定めること②民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること③民生委員の職務に関して連絡調整をすること④必要な資料及び情報を集めること⑤民生委員にその職務に関して必要な知識及び技術を習得させることなどが定められている。

特定非営利活動法人（NPO）～NPOとは利潤追求を目的とせず行政から独立して運営される組織の総称である。福祉NPOの地域福祉における意義は、法人格を持たなければ提供できないと法律で定められているサービスを提供しながら、その一方で組織本来の目的である福祉の増進のための活動も地域で自由に、法律でしばられない活動として展開できるという点がある。これにより利用者のニーズに合わせて、法定サービスと法外サービスを一体として提供したり、法定サービスの矛盾をアドボカシーやソーシャルアクションにつなげたりしていくことができる。

④ 地域が抱えている問題を把握できる。

記述できる： 地域課題を把握するポイントや方法について記述しなさい。

(解答例)： ポイントとして地域住民から表明されたもの、地域の出来事が物語るもの、地域のマスコミが報道するもの、各指標が物語るもの等。方法として統計調査、各種聞き取り調査、各種話し合い等。

説明できる： 地域課題を把握するポイントや方法について説明しなさい。

(解答例)： 視点として以下の4つが挙げられる。

- ① 問題の背景に経済環境の変化、家族の縮小、都市（地域）の変化
- ② 問題の基本的性格に心身の障害や疾病、社会関係上の問題、貧困や低所得
- ③ 社会との関係における問題の深まりでは社会的排除・摩擦、社会的孤立
- ④ 制度との関係における問題の放置では制度に該当市内、制度はうまく運用されていない、制度にアクセスできない、制度の存在を知らない。

また方法として5つの仕組み、機能が上げられる。

- ① 情報の共有： 福祉課題を緩和・解決していくためのさまざまな制度、サービス、市民運動などの情報を必要としている市民に届けること。課題・問題を抱えている市民は、出来る限り身近なところで情報の入手ができ、相談できる場を切望している。
- ② 総合相談： 地域の中で相談し合えるような仕組みで、専門性と総合性を有し、地域住民の安心の拠点となる小地域福祉拠点において、総合相談を行うことが必要である。
- ③ 課題発見： 課題、問題を抱えている市民が自分から申し出なくても、地域の中でそれを把握することができる仕組み。一人ひとりの地域からの孤立という現象から完全解消に向けた、地域社会と行政等との協働による取り組みが重要な課題である。さまざまな機関、組織、人の活動の深まりと広がりが必要。
- ④ 新たなサービスの開発・拡大： 課題を解決していくための直接的なサービス・活動に取り組んでいくための仕組みが、今後とも必要になってくる。(虐待、ホームレス等)
- ⑤ 共同性の再構築： 市民同士が集まり、交流、活動をしたりして、市民間の共同性を再構築することができるような仕組み。地域福祉の拠点があり、そこに気軽に出かけられ、相談やふれあいが生まれ、生活支援や総合相談や市民活動の拠点として発展していく可能性がある。

実行できる： 地域事例を読み、実習地域が抱えている課題について分析し、説明することができる。

⑤ コミュニティワークの評価ができる。

記述できる： コミュニティワークの評価の視点と方法を記述しなさい。

(解答例)： 評価にはタスク・ゴール、プロセス・ゴール、リレーションシップ・ゴールがある。それぞれ①対象、②目的、③立場・角度、④手順・方法、⑤結果の活かし方の視点がある。また事前評価と事後評価に大別され、事後評価は事業評価、援助活動評価、専門的評価に分かれる。

説明できる： コミュニティワークの評価の視点と方法を説明しなさい。

(問題1)： 事前評価と何か。

(解答例)： 事前評価は情報の的確性、整理・分析・判断の過程、また問題点と目標の妥当性、援助方法の記述について、事業評価は機関として役割を果たしたかというアカウントビリティ、ニーズ充足の観点からのアドボカシー、ソーシャルワークの専門性からプロフェッショナルリズムを評価する。また方法は地域住民の意欲・能力に視点を置いたプロセス・ゴール、住民の意見や活動の反映の度合い等を評価するリレーションシップ・ゴールがある。

(問題2)： 事後評価とは何か

(解答例)： 実行された計画が、活動の指針として十分なものであったかを評価する。次のことが評価されなければならない。①収集した情報の適切性、②情報の整理・分析・判断の過程、③引き出された問題点の妥当性、④設定された目標の妥当性、⑤援助の方法の記述は、それを読んだ人が誰でも同じ行動を起こすことが可能な表現になっているか。

事後評価は事業評価、援助活動計画、専門的評価が含まれる。事業評価は、機関、施設がその機能・役割を果たしたかというアカウントビリティ、クライアントの問題解決、ニード充足をどれほどなしたかを評価するアドボカシー、そして専門職としてソーシャルワークの専門性を高めたか、プロフェッショナルリズムである。

(問題3)： 具体的な評価の内容は何か

(解答例)： **プロセス・ゴール**は、地域住民が主体的に自らの地域問題を解決しようとする意欲や能力をどれだけ身につけたかという評価で、場合によっては意図した目標が達成されなかったとしても、そのような成果があれば次の活動に期待することができる。

タスク・ゴールは、地域社会の問題解決がどの程度なされたか、住民のニードがどの程度充足されたかを評価する。しかし設定された目標がどの程度達成されたかを評価することは、必然的に目標の設定が妥当であったかどうか、計画の良し悪しを問うことになり、必然的にフィードバックすることになる。

リレーションシップ・ゴールは、地域社会の民主化の課題、行政への参加機会の保障、情報の公開などによって、全住民の活動への参加の度合い、住民の要求や意見の活動への反映の度合いなどを評価する。

実行できる： コミュニティワークの事例を読んで、それぞれの評価の視点から評価することができる。

⑥ 社会福祉分野における権利擁護システムを挙げることができる。

記述できる： 個人と施設・機関に分けてそれぞれの権利擁護システムを上げなさい。

(解答例)： 個人には成年後見制度、日常生活自立支援事業、施設・機関には運営適正化委員会第三者評価、オンブズマン活動などがある。権利侵害から利用者を守るシステムには児童相談所、地域包括支援センター、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センターなどがある。

説明できる：

(問題1)： 成年後見制度について説明しなさい。

(解答例)： 成年後見制度は民法に規定される制度で、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度である。高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念を旨として、柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度とするための民法の一部の改正が1999年に行われた。新しい後見制度では禁治産・準禁治産の制度を各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため①補助、②保佐、③後見の3種類の制度とされた。また福祉制度としての福祉サービス利用援助事業との関連を尊重することになっている。

(i) 後見制度の種別を説明しなさい。

(解答例)： 後見制度は成年後見制度と未成年後見制度に分かれている。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の二つがあり、法定後見制度は成年後見、保佐、補助の三種類がある。

(ii) 成年後見人の仕事について説明しなさい。

(解答例)： 成年後見人の仕事は、財産管理と身上監護にかかる法律行為を代理、同意、取り消しをしたりすることである。食事や入浴等の世話、手術の同意、遺体の引き取りなどは、成年後見人の本来の仕事ではない。

(iii) 成年後見制度における家庭裁判所の役割について説明しなさい。

(解答例)： 法定後見開始の審判は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対する申し立てによって行われる。家庭裁判所は基本的には、本人の資力を基準に成年後見人等の報酬を決めるので、成年後見制度を利用し、第三者の専門職を成年後見人等に選んだとしても、それによって本人の財産がなくなってしまうことを心配する必要はない。また申立人や本人に資力がないために申立費用や成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合は、成年後見制度利用支援事業などがある。

(iv) 成年後見制度利用支援事業について説明しなさい。

(解答例)： 認知症、知的障害、精神障害等のために成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、家庭裁判所への申立をする親族がいない、申立費用（診断書料、鑑定料、登記費用等）がない等の理由で、この制度を利用できない高齢者、障害者の方々を支援するため、親族の代わりに地方自治体の首長が家庭裁判所への申立人になる制度である。地方自治体が要綱を定めており、障害者自立支援法地域生活支援事業では任意事業だったが、平成24年4月の施行から必須事業に格上げされ、同制度の利用拡大が見込まれている。

(問題2)： 日常生活自立支援事業について説明しなさい。

(解答例)： 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分である人が地域において自

立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業。2006年（平成12年）6月の社会福祉事業法改正で第二種社会福祉事業になった。民法の成年後見制度を補完する仕組みとして、都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会等において実施されていたが、2007年（平成19年）より称が地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業に変えられた。

具体的内容は認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者かつ、この事業の契約内容について判断し得る能力を持つ者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスの利用に関する相談、助言、必要な手続き、費用の支払いに関する便宜の供与、その他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う。成年後見制度が代理権、同意見、取消権が付与されるのに対し、法的代理権はなく相談・助言・情報提供が基本になる。実施主体は都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会であるが、その事業の一部を市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等に委託できる。同事業の契約及び運営全般は契約適正化委員会や運営適正化委員会が監視を行う。

(i) 日常生活入津支援事業における福祉サービス利用援助事業の援助内容について説明しなさい。

(解答例)：福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助その他の福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助である。

(ii) 援助を行う職種について説明しなさい。

(解答例)：同事業を受託実施する都道府県社会福祉協議会や指定都市社会福祉協議会には専門員が置かれ、初期相談から支援計画の策定、利用契約の締結を担当する。一部の事業を委託された市町村社会福祉協議会には生活支援員が配置され、支援計画に基づいた具体的な支援を行う。生活支援員についての資格条件等は規定されていないが、専門員は常勤で高齢者、障害者の支援経験がある社会福祉士か精神保健福祉士等が望ましいとされている。

8. 事例研究を实践できる

充分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

① 事例の意味や目的をあげることができる

記述できる： 事例とは何かを記述することができる

(解答例)： ソーシャルワークにおける事例とは、クライアント（個人とは限らない）に対して、アセスメント・プランニングを通してクライアントとその環境に働きかけ、望ましい結果を生み出そうとするクライアントとソーシャルワーカーの援助関係を含んだ相互関係の全体をいう

説明できる： 事例の意味や目的、活用する場面を説明することができる

(問題1)： 事例の辞書的定義を説明しなさい

(解答例)： 辞書的定義（『広辞苑』）では、「1事件の前例。前例となる事実、2個々の場合における、それぞれの事実」を意味する。

(問題2)： ソーシャルワークにおける事例の意味を説明しなさい。

(解答例)： ソーシャルワークは、その実践の対象となる問題、課題、障害を理解し、それらを抱えるクライアント（人、家族、地域等）とソーシャルワーカーが支援関係を結び、課題や問題の解決・緩和を目指す。したがって、ソーシャルワークにおける事例とは、そうした実践の全体を意味する。

(問題3)： 事例の目的について説明しなさい

(解答例)： ソーシャルワーカーによる支援の展開は、個別性を重視しクライアントの最善の利益をクライアントの生活の中で追求する。その際、様々な事例を取り扱った学ぶことにより、そこから導かれる「普遍性」や「具体例」及び「一般知見」との応答作業がなされる。したがって、事例の目的とは社会福祉に関わる様々な場面（実践、教育、研究）において、クライアントとソーシャルワーカーの具体的な支援の全体から学び取り扱うことである。

(問題4)： 事例の活用場面について説明しなさい

(解答例)： ケースカンファレンスやスーパービジョン場面での事例検討、終結事例の振り返りによるソーシャルワーカーによる援助過程の評価、研究的目的をもっておこなう事例研究などである。

実行できる： 事例の種類や目的に合わせて、適切に活用することができる

(解答例)： ケースカンファレンスにおいて、進行中の「経過事例」を用い、支援過程の報告、現状の把握と問題点・課題の明確化、支援指針・方法の決定を行う。あるいは、スーパービジョンや事例研究において、「処遇困難事例」「倫理的ディレンマ事例」「成功事例」「失敗事例」などからの、いわゆる「一例からの学び」によって専門職者としての実践の展開過程における支援モデルや方法を学ぶ。

② 事例を読み解くことができる（ここでも事例は他者が記録したものを指す：他験例）

記述できる： 事例の概要を把握し、各種記録用紙に記入することができる

(解答例)： 事例の三層構造（問題像・対象者像・支援関係像）を整理する。具体的には事例に存在している人間、置かれている状況との関係性、抱えている問題状況についての理解を深めることである。

説明できる： 事例の概要を整理して他者に説明することができる

(問題1)： 問題像について説明しなさい

(解答例)： 問題像とは、社会福祉実践の対象となる課題、問題、障害を把握することである。これは、一般知見として、または課題等の具体的な状況を示すことである。

(問題2)： 対象者像について説明しなさい

(解答例)： 対象者像とは、上記の課題、問題、障害をもつ具体的な人や家族、地域等のことである。ここでは、対象者の具体的な情報や性質およびその関係性が整理される。

(問題3)： 支援関係像について説明しなさい

(解答例)： 支援関係像とは、上記対象者とソーシャルワーカーの具体的な支援関係を示すことで

ある。ここでは、支援の契機、開始、経過、変化、成果等に関する情報が整理される。

(問題4)： 概要整理の要点は何か

(解答例)： 事例の支援過程について、①問題把握からニーズの確定まで、②アセスメント、③支援標的・目標設定、④支援プログラムの作成、⑤プログラム実行、⑥モニタリング、⑦評価の項目に沿って事例を整理することである。また、各局面におけるソーシャルワーカーの視点、援助理論や方法について確認する必要もある。

実行できる： 事例の問題点や課題などを整理し、分析することができる

(解答例)： ソーシャルワーカーの具体的な支援内容について、援助理論・援助方法・援助過程について考察する。

③ 事例を記述し、報告することができる(ここでの事例は自己が担当した事例を指す:自験例)

記述できる： 関わりをもったケース(模擬面接等)について、記述し報告することができる

(解答例)： ①事例の概要(フェイス・シート)、②面接や関係者からの情報収集とアセスメントのまとめ、③計画立案(支援目標と目標達成のための具体的方法)、支援過程(本人の状況、支援者の働きかけ、分析・考察)そこでの気づきやクライアント理解での学び、④その他、インシデント場面を整理、逐語記録の分析、経過記録などを整理・報告することである。

説明できる： 関わりを持ったケース(模擬面接等)について要点を整理し他者に説明できる

(問題1)： フェイス・シートの内容について説明しなさい

(解答例)： フェイスシートは、利用者の氏名や性別、生年月日(年齢)、住所、家族状況、職業、健康状態、住宅状況、経済や社会保障の状況、紹介(利用)経路、主訴、生活歴、日常生活及びコミュニケーションの状態、当面の課題などの基本的な情報である。なお、記載に当たっては仮名を用いるなど匿名性を保つ必要がある。

(問題2)： 経過記録とは何か説明しなさい

(解答例)： 経過記録とは、問題把握からニーズの確定まで、アセスメント、支援標的・目標設定、支援プログラムの作成、プログラムの実行、モニタリング、評価の項目に沿って事例を整理することである。具体的には、以下の事柄について記録することである。

- ・面接や関係者からの情報収集とアセスメントまとめ
 - ①クライアントの問題とニーズ(問題の特徴)
 - ②クライアントの身体的・心理的・社会的側面の解明、問題解決能力と強さ
 - ③クライアントと家族の関係と力量
 - ④クライアントを取り巻く環境の能力と関係(環境システムの解明)
- ・計画立案(支援目標と目標達成のための具体的方法)
- ・支援過程(本人の状況、支援者の働きかけ、結果、クライアントに変容)
- ・支援の分析・考察とそこでの気づきやクライアント理解での学び

(問題3)： 模擬面接の逐語記録分析について説明しなさい

(解答例)： 逐語記録は模擬面接等を録音テープやビデオ、第三者の記録者の陪席などにより、クライアントとソーシャルワーカーが話したありのままを書き写すとともに、観察した様

子、声の調子などの状況を記録することを言う。

記録を基にしてソーシャルワーカーの関わりかたや、態度、面接技法などについて分析することができる。

実行できる： 課題やニーズなどを分析し、事例検討会などで報告することができる

(解答例)： クライアントに関する基本情報と経過記録から援助方針を導き、情報の分析・考察・学びについてのまとめを行う。

④ エコマップを描くことができる

記述できる： エコマップとは何かを記述することができる

(解答例)： エコマップとは、一般システム理論と生態学の理論的枠組みを基盤とし、クライアントの人間関係や支援機関・施設等に関する多量なデータを図式化し表現する方法である

説明できる： エコマップの作成手順や記号を説明できる

(問題1)： エコマップの効用について説明しなさい。

(解答例)： 簡便に作成でき、視覚的に人間関係や社会資源関係、つまり利用者のサービスのネットワークが把握できてわかりやすく利用者を取り巻く諸関係の現状を把握できるとともに欠如や不足などもわかる。また、利用者自身と作成することで利用者の参加が得られ、相互の認識が対照できることで状況の共有が得られやすい。

(問題2)： エコマップの作成手順について説明しなさい

(解答例)： エコマップは、中央の円内に家族関係(ジェノグラム)を示し、外側にクライアントや家族を取り巻く環境(職場、社会福祉機関・施設等、医療機関、学校、親戚、友人、その他)を示す。その関係性は、基本表記法を用いて表す。

(問題3)： エコマップの表記法(記号・凡例等)を示しなさい

(解答例)： <個人情報>

④0 男性(年齢) ③5 女性(年齢) △ 性別不明 ◎ (中心人物は2重)

■ ● 死亡

<婚姻関係>

□ — ○ —//— 離婚

<関係機関>

○ (外側) 関係機関
○ (内側) 関係部署・担当者

社会資源

<個人・各機関の関係>

——— 通常の関係 ——— 強い関係
+++++ 葛藤・ストレスのある関係
————→ 動きの方向

実行できる： 事例を適切にエコマップに示し、社会資源との関連性などを的確に把握できる

(解答例)： 上記作業を行い、クライアントの状況を示す。

⑤ 生活歴を分析することができる

記述できる： 事例について生活歴を書き出すことができる (ジェノグラム等も含む)

(解答例)： 家族歴 (ジェノグラムの作成)、成育史、学歴、職歴、婚姻歴、病歴などを含めて、人生の歩みを把握する。

説明できる： 事例について生活歴の要点を整理し、説明できる

(問題1)： 生活歴の意味について説明しなさい。

(解答例)： 生活歴は、クライアントとその問題の性質を知り、援助手段を見出すための重要な情報源である。

(問題2)： 生活歴からクライアントを理解する要点を説明しなさい

(解答例)： 把握された生活歴から、クライアントの生き方や考え方に強く影響したと考えられる出来事等 (結婚、親の死、病気の発症、退職等) を抽出することである

実行できる： 生活歴から、課題やニーズと関連づけて、事例について分析できる

(解答例)： 生活歴の要点と現在の生活上の問題・課題との関連を明らかにすると共に、問題解決に向けてのヒントを探る。

⑥ ケースカンファレンスの目的について理解している

記述できる： 目的を具体的に書き出すことができる

(解答例)： 社会福祉現場における事例の集積、対策樹立、組織としての共通認識の涵養、機関・施設間の相互理解の促進、同職種におけるスーパービジョン、異職種間の相互理解の促進

説明できる： 事例研究の目的を説明することができる

(解答例)：

- 1) 社会福祉現場における事例の集積：職員が経験した事例を整理し、カンファレンスを行うことによって、職務や対応に関するノウハウを蓄積すること。また、集積された事例から知見を得て一定の法則性を導き出す。
- 2) 対策樹立：短期・中期・長期の目標の設定、サービス内容、展開方法、担当部署・担当者、サービス提供の次期や頻度などを決定すること。また、具体的な支援の検討過程で、機関・施設の体制について評価し、対策を講じること。
- 3) 組織としての共通認識の涵養：ケースカンファレンス等をとおして、当該ケース担当者だけでなく、職員全員が情報を共有し、不測の事態に対応できるようにすること。また、組織としての支援の考え方を醸成していくこと。

- 4) 機関・施設間の相互理解の促進：個別ケースの支援について、複数の施設・機関が集まって検討することにより、それぞれの機関・施設の目的や機能を相互に理解すること。特に地域生活支援においては、多様な機関・施設の協働が求められるため、支援の調整は不可欠と言える。
- 5) 同職種におけるスーパービジョン：ケースカンファレンス等を通じて、新人や経験の乏しい職員の教育や資質向上を図ること。
- 6) 異職種間の相互理解の促進：施設・機関の多様な職種は、それぞれの専門職がアイデンティティをもち、所属する機関の理念に則って実践する。異職種とのケースカンファレンス等とおして、異なる専門職の考え方や価値観を知り、職務の遂行に活かすことが求められる。

実行できる： 目的に基づいた事例研究が実行できる

⑦ ケースカンファレンスの基本枠組みについて理解している

記述できる： 事例研究（ケースカンファレンス）の構成要素記述できる

(解答例)：構成要素とは、事務局（司会）、検討事例と事例提供者、参加者、助言者（スーパーバイザー）、展開過程である。

説明できる： 構成要素の内容を説明することができる

(解答例)：

- 1) 事務局（司会）：「事務局」は便宜的表現であり、実際は事例研究（ケースカンファレンス）を推進すべき位置にある部署や役職、研修担当者である。
- 2) 検討事例と事例提供者：事例研究（ケースカンファレンス）の目的に照らして検討が必要な事例を、役職者や研修担当者、またケース担当をしている援助者が検討事例を選定する。そして、ケース担当が事例提供者となるが、原則的に本人や家族の承諾を得ることになる。
- 3) 参加者：事例研究（ケースカンファレンス）の参加者は、施設・機関の同職者や異職種、他機関の援助者等である。参加者は一つの小集団としてとらえ、グループダイナミクスが活用できる。
- 4) 助言者（スーパーバイザー）：事例を深め、援助者としての支援の方向性を導き出すために、事例研究（ケースカンファレンス）におけるスーパービジョンは重要である。
助言者（スーパーバイザー）は、事例研究（ケースカンファレンス）の目的や全体の枠組みを組み立てる際に事務局の相談に応じる。また、事例研究（ケースカンファレンス）における論点の整理や焦点化が求められる。そして、客観的かつ専門的な視点からのコメントやまとめを行う。具体的には、事例の今後の援助方針や援助内容を具体的に提示することも求められる。
- 5) 展開過程：事例研究（ケースカンファレンス）の結論を創造的に導き出す「装置」であると考えられる。展開過程の例としては、開会→事例の提示→事例の共有化→論点の明確化→論点の検討→まとめ→閉会がある。

実行できる： 基本枠組みに則って事例研究（ケースカンファレンス）を設定することができる

⑧ 事例研究を行うことができる

記述できる： 事例研究とは何かを記述できる

(解答例)： 事例研究とは、解決すべき内容を含む事実について、その状況・原因・対策を明らかにするために、具体的な報告や資料・記録を素材として研究・学習する方法である。

説明できる： 事例研究のための資料を作成し、ケースの選択理由、ケースの要点を説明できる

(問題1)： 事例研究の目的について説明しなさい

(解答例)： 事例研究は、①ケースカンファレンス等の展開による支援過程における支援方針を検討する、②終結して支援過程を振り返りつつ評価し、問題像・対象者像・支援関係像の知見を蓄積する、③研究的な目的を持って一事例や少数事例を分析し、一般的なモデルや理論仮説を形成しようとするを目的とする。

(問題2)： 事例研究のプロセスを説明しなさい

(解答例)： ①事例を読み込むこと、②問題状況の発見と分析、③問題解決の方法を模索し、根拠を示すことである。

(問題3)： 事例研究の意義について説明しなさい

(解答例)： 事例研究は、専門職が①支援の質を向上させる、②支援原則に基づき実践を評価する、③チームアプローチの確認、④専門職や組織を育てるなどの意義がある

(問題4)： 事例研究の方法を説明しなさい

(解答例)：

- ① ヒストリカル・スタディ法： 事例の概要紹介から始まり、介入の時間的経過を追ってある程度の結果が見えた一連の過程を対象にして、それを記述した資料をもとに、事例の理解の仕方、ソーシャルワーカーによる援助計画や介入技術の可否についてグループ討議する。
- ② インシデント・スタディ法： クライアントとソーシャルワーカーをめぐるある出来事(インシデント)を材料として切り取って、その問題発生機の機序や処遇姿勢、今後の対応などについてグループで討議する研究法である。インシデントの内容提示を要約で述べるものと、シナリオなど会話体で述べるものがある。
- ③ ロールプレイ法： 一人がクライアントとなり、その他のグループメンバーがソーシャルワーカーや観察者となることで、場面の中でのロールプレイを行う。事例の情報を集団で集め合い、事例の理解やアセスメントの内容、介入の計画を話し合うことで、メンバー相互の視点や相違の気づきを求める。
- ④ Kawakita Jiro(KJ)法によるスタディ法： 川喜田二郎が考案した問題解決とそのプロセスを重要視した技法である。事例の問題点と解決に必要な事項、ニーズなどについてカードに書き出す作業を集団で行う。そして、類似した内容のカードを集め(グルーピング)タイトルをつける。そのうえで、グルーピングした島の関係性についての検討を行う。
- ⑤ アセスメントツールを使用したスタディ法： アセスメントツールであるエコマップ、ジェノグラム、またはケアマネジメントのアセスメントシートなどを使用品が整理し、アセスメントにつなげていく方式である。
- ⑥ スーパービジョンによる方法： 個別および集団に対する管理的・教育的・支持的機能をもつスーパービジョンとしての事例研究。例えば社会福祉援助技術現場実習などでおこなった事例研究では、実習指導者や指導教員と学生によって、スーパービジョンによる検討が行われる。

実行できる： ケースとの関わりから、必要な情報、課題、ニーズを捉え、適切に記録し、分析・報告できる

(解答例)： 対象者に関する基本情報、アセスメントから支援計画に関する情報、支援過程に関する情報、現在の課題などに関する情報を事実と価値判断情報に区別して整理する。その上で、ソーシャルワーカーが専門職としてどのような専門的（価値・機能・理論・モデル・技法）なかわりをしたのか、どのようなソーシャルワーク（人々に対して、制度に対して、人々と制度をつなぐ、政策に対して）を行ったのかを分析・報告する。

⑨ 事例研究における倫理について理解することができる

記述できる： 事例研究における守秘義務を記述できる

(解答例)： クライアントの個人情報などプライバシー保護に関するソーシャルワーカーの責任は、専門職の倫理に関わる問題であり、情報収集は必要な範囲にとどめ、原則として本人の同意なくして第三者への提供をしてはならない。

説明できる： 何が守秘義務かを説明できる

(問題1)： 何が守秘義務かを説明しなさい

(解答例)： 守秘義務とは、ソーシャルワークの基本原則のひとつである秘密保持のことである。クライアントに関して知り得た情報をクライアントの了承なしにほかに漏らしてはならない。したがって、クライアントの個人情報など守秘義務に関するソーシャルワーカーの責任は、専門職の倫理に関わる問題である。

(問題2)： 事例研究における守秘義務のあり方について説明しなさい

(解答例)： 事例研究においては、守秘義務の立場から適切な資料作成と報告が必要で、記録上も匿名化し個人を特定できないようにする。また、情報の公開が求められる場合は、公開されることに対する対象者の同意を、可能であれば文書で取る必要がある。

実行できる： 守秘義務に則ったまとめと報告ができる。

(解答例)： 守秘義務の立場から、適切な資料作成と報告が出来ること。また参加メンバーや事例の内容に応じた適切な対処ができること。事例研究においては、情報が公開されることに対する対象者の同意を、可能であれば文書でとる。また、外部での事例研究では、対象者や事例が特定できないように個人や関係者の名前を変えたり、違うイニシャルを用いることが肝要である。

⑩ 実習における事例研究について理解できる

記述できる： 実習における事例研究の意義について記述できる

(解答例)： 実習における事例研究は、関連科目で学習した内容について、実地で実践する機会である。自ら事例研究を行い、スーパービジョンを受け、事例作成の方法を理解することができる。同時に、資料のまとめ方や報告の方法について学ぶことができる。

説明できる： 実習における事例研究の実際を説明することができる

(問題1)： 対象者の選択方法を説明しなさい

(解答例)： 実習をとおして「気になる利用者」を見つけ、自らの問題意識や「実習計画書」に照らして対象者を決定する。

(問題2)： 事例研究のすすめ方について説明しなさい

(解答例)： 自ら作成した「実習計画書」には実習で何を学びたいのかが整理されるが、それを達成するための方法として事例研究がある。したがって、事前準備として教員や実習指導者の助言を得ながら実習目的を明確にする必要がある。

事例研究の対象とした契機について、関心をもったきっかけや自らの問題意識、実習目標、実習指導者の助言をもとに整理する。

「利用者が抱える課題」「問題に至る経過」「援助過程」「援助目標の設定」「援助計画の立案」「実施と評価」等について整理する

実行できる： 事例研究を含む実習計画書を作成することができる

(解答例)： 自らの問題意識、実習目標と想定される実習プログラムとの関係で、事例研究を含む実習計画を立案することができる。

「実行できる」に関する事例と問題

1) 事例の概略

- ・氏名：Dさん（女性）
- ・年齢：50歳
- ・生活歴：三人兄妹の末子、長女。結婚（夫52歳）し長女（18歳）・長男（14歳）をもうける。両親（父86歳、母79歳）は健在で、兄家族と同居していたが、兄が事業に失敗しDさん家族が引き取ることになる。しばらく両親と同居するが、生活のリズムが合わず、また長男が受験期を迎えたこともあり、同居生活の中で互いにストレスを感じるようになり、両親が突然家出をして別居となる。しかし、父が脳梗塞で倒れたことをきっかけに再度同居することを決意する。
- ・生活状況
 - Dさん…自宅から徒歩5分の距離にある職場で週3日勤務。更年期障害で体調がすぐれず気分がむらがある。夫と長男との三人暮らし、長女は大学生で市外に住む。
 - 父…2006年7月に脳梗塞で倒れ入院。9月にリハビリテーションを目的に転院。杖で歩行が可能、食事は自立、排せつは日中トイレ、夜間はポータブルトイレを使用、着脱衣は見守りが必要、入浴は一部介助。日常生活自立度A1-I、要介護1。
 - 母…座った状態で手だけで移動。外へ出てしまうことがある。食事は自立、排せつはオムツ使用で定時誘導も行う。着脱、入浴全介助。話の内容はすぐに忘れてしまう。父に入院で一人となることから老人保健施設に入所。日常生活自立度B1-IIIa、要介護4。

2) 援助の内容

(1) インテーク

2006年9月 Dさんが地域包括支援センターに来所。要介護状態の両親を引き取りたいと思うがどのようなサービスがあるのか知りたい。過去に相談できる場所はなかった。諸サービスの概要説明後、状況をみて改めて相談することとなる。

2006年11月 父の退院が決まったので、両親を引き取ることにしたため具体的な準備をしたいと来所する。

家族関係や別居に至った経緯、仕事、今後の生活への不安などを涙しながら話す。

夫は一度家出をした両親を快く迎えてくれるが、不況のため経済状況は厳しく、Dさんとしてはこれ以上迷惑を掛けたくない。

長男は受験を控えており、要介護の両親との生活が受験の邪魔にならないか不安である。

Dさん自身、最近更年期障害で体が思うように動かせず、倦怠感があると訴える。

(2) アセスメント (2006年12月)

- ・住環境：Dさん夫婦、長男は2階、両親は1階に住む。両親の寝室は和室で、玄関に段差がある。
- ・生活の様子：Dさんの勤務中は両親が二人だけになる。昼食は一時帰宅し、食事の介助をする。
- ・Dさんの思い：身体的、精神的、経済的に不安がある。仕事は続けたい。他の家族に迷惑を掛けずにうまくやっていきたい。
- ・父の思い：妻の面倒をみたいが身体が思うように動かない。そんな自分を受け入れられない。妻と二人でいると話が通じず苛立つ。
- ・母の様子：施設から在宅への環境変換に戸惑いがある。日中、夫と二人での生活のため、単調な生活になりがちである。

(3) 支援目標の設定

家族全体へのサポートをし、サービスを導入することを通じて「自分たちで生活をつくっていく」という見通しと気持ちを持ち、行動できるように支援する。

- ①Dさんに対して、休養を確保し、心身の安定を促す。
- ②Dさんに対して、必要な情報提供を行い介護の不安を軽減する。
- ③両親の残存能力を判断し、必要な介護のみ取り組めるようにする。
- ④父の障害の受容と残存能力の維持。
- ⑤住宅改修による両親の自立生活の確保。
- ⑥父に対して、母の認知症の理解を促す。
- ⑦母に対して、適度な刺激の確保による生活リズムの形成。
- ⑧母の認知症の進行予防のため精神化受信を行う。

(4) 支援計画の策定

- ・併設の居宅介護支援事業所との連携
- ・併設施設のショートステイの利用 (2ヶ月に1回、1週間)
- ・Dさんが仕事に行かない日に合わせ週2回両親が通所リハに通う
- ・Dさんに勤務日に合わせ、週3回訪問介護を利用、昼食の準備と介助、散歩介助、排せつの誘導と介助
- ・父の身体障害者手帳申請、車椅子使用
- ・浴室、トイレ、玄関の手すり設置

(5) モニタリング

住宅改修、車椅子の利用により住環境が整い、訪問看護、通所リハが軌道に乗る。それによって生活リズムが形成され、両親の居場所が確保できた。

Dさんは仕事が継続でき、両親の介護との両立ができたことにより自信を持てるようになる。

(問題1)： 事例の三層構造を整理しなさい

(解答例)：

- 1] 問題像： 更年期障害で体調がすぐれず、気分がむらがあり倦怠感もあるなかで、障害と認

知症のある両親との同居をすることになり、身体的、精神的、経済的な不安を抱えている。

- 2] 対象者像： Dさんは夫と受験を控えた長男と暮らしている。過去に両親と同居生活をしてきたが、両親の家出により別居となる。しかし父の病気（脳梗塞）をきっかけに再度同居を決意する。自らの体調と家族に迷惑を掛けたくないということから、身体的、精神的、経済的に不安がある。

父は、脳梗塞で入院し、リハビリテーション目的で転院。身体状況は杖歩行可、食事は自立、排泄は日中トイレ夜間ポータブル、着脱要見守り、入浴要介助である。妻の面倒をみたいが身体状況からできないことへの苛立ちを感じている。

母は認知症があり食事以外は要介助父の入院時老人保健施設に入所。

父の退院を機に再度同居することになった。

- 3] 支援関係像： 以下の支援過程によって理解できる

- ① インテーク： 地域包括支援センターへの来所。
- ② アセスメント

1. クライアントの問題とニーズについて

Dさんは更年期障害で体調がすぐれず、倦怠感を訴えることが多い。以前同居していた両親は、母は認知症であり要介護の状態、父は最近脳梗塞で倒れ入院し、一部介助を要する状況である。この父の病気が契機となり、再度同居する予定である。しかし、Dさんは両親を引き取るにあたり、身体的・心理的・経済的に不安がある。また、両親の身体状況・精神状態から介護・生活の場の確保のための住環境が未整備である。加えて、同居にあたって、家族に迷惑をかけたくないという思いがある。

2. クライアント像（基本情報、身体的・心理的・社会的側面、問題解決能力など）

・三人兄妹の末子で、長女として生まれる。結婚し、長男・長女をもうける。以前両親と同居していたが、生活リズムが合わず互いにストレスを感じるようになり、両親が家出をする形で別居となった。

・両親が要介護状態となったため同居を決意したが、その際に生じる問題への対処を自分なりに考えていこうとしている。一方で、同居に際して様々な困難を抱えている状況である。さらに、自身の体調もすぐれないため、以後の生活に不安を感じている。

3. 家族との関係と力量について

・夫は、家出をした両親を快く迎えてくれる状況であり、Dさんの考えを理解していると考えられる。しかし、Dさんは夫の仕事が不況であるため、迷惑をかけたくないという気持ちでいる。

・長男は受験を控えており、Dさんは同居することによって邪魔にならないか不安に思っている。祖父母に対して、どの程度長男が力になれるかについては不明。

・別居の長女がいるが、詳細は不明。

4. クライアントと環境との関係

・Dさんは、自宅から5分程度の職場に週3回勤務している。

・父は、7月に入院し9月にリハビリテーション目的で転院している。

・母は、老人保健施設に入所中。

・同居に際しての支援について、地域包括支援センターに相談。過去において相談できる機関等との接点は無かった。

・要介護状態の両親が生活する住環境は段差がある状況。

5. アセスメントのまとめ援助方針

同居にあたって家族全体の状況を把握しながらDさんの不安への対処を行っていく必要がある。Dさんの更年期障害からくる体調不良については、両親の介護が負担になることが考えられるため、休養を確保できる支援をおこなうと同時に適切な情報提供により心理的負担感を

軽減する必要がある。また、両親の身体状況・精神状態の把握に努め、父の残存機能維持や住宅改修、母の認知症に関する対処など自立生活支援を行う必要がある。

9. 記録を実践できる〔全体的に〕

充分できる 7-6-5-4-3-2-1 全然できない

① 記録の意味や目的をあげることができる

記述できる： 記録の意味や目的について記述できる

(解答例)： ソーシャルワーカーが記録を書く事は、社会福祉サービスの利用者が抱える生活問題の実態を知る事ができるだけでなく、専門職としての説明責任を果たし、自らの行動にも洞察が及び、優れた支援を展開する基盤づくりにつながる。

目的は以下の5つとされる。①社会福祉サービスを受けようとして来所したクライアントのニーズや具体的事実を把握するため、②クライアントのニーズに沿ってどのような具体的サービスが提供されたかを明らかにするため、③クライアントの生活背景を調査すると同時に、生活課題を抱えているクライアントの行動を記述するため、④クライアントとソーシャルワーカーの行動の双方を記述するため、⑤生活課題に直面しているクライアント・システムとクライアントに関わるワーカーシステムの相互作用を記述するため

説明できる： 記録の意味や目的について、他者に説明できる

(解答例)： 例えば、自らの実習において、実践の計画・実施・評価の基礎資料を作成し、専門職の立場で取るべき行動・対処・言語的表現を記録の目的に照らして説明する

実行できる： 記録の意味や目的を、直接的・間接的援助、職種や期間の証拠資料、評価などの場面に分けて捉えることができる

(解答例)： 直接的・間接的な支援に関する記録を、クライアントのニーズに応じた継続的なサービスを行うために記すことが求められる。また、ソーシャルワーカーの支援は社会的責任を自覚したものでなければならず、専門職として行った支援の内容を社会的に説明する責任がある。その意味で正確に「事実を記録」することが求められる。そして、ソーシャルワーカーは専門職としての向上が求められるため、クライアントと自分とのかかわりの記録から、自らの支援について評価することが重要となる。

② 記録の記述様式や形式をあげることができる

記述できる： 記録の記述様式や形式の種類を記述できる

(解答例1)： ソーシャルワークの記録様式は、①フェイスシート、②アセスメント記録、③支援計画の記録、④実施の記録様式、⑤評価の記録に分類できる。

(解答例2)： 記録の形式としては、①叙述体（逐語体・過程叙述体・圧縮叙述体）、②要約体（項目体・抽出体・箇条体）、③説明体がある。

説明できる： 記録の文体や記述様式の意義や役割について説明できる

(解答例)： 記録は実践を創造し構成する手段である。適切な文体や様式をもった記録は、提供され

るサービスと支援の連続性や品質管理を確保する。またソーシャルワーカーの思考を組織化し、教育・研究・調査の基礎資料の役割も果たす。更にソーシャルワーク活動（行為・機能）の証拠文書として活用できる

- (様式)・フェイスシート～基本的属性を示すもの：氏名、年齢、性別、紹介経路、主訴、家族構成・関係、生活・職業歴、経済状況、居住環境等
- ・ アセスメント記録：クライアントの様々な側面におけるニーズや支援の現状に対する解決すべき課題等
 - ・ 支援計画記録：アセスメント結果を下に長期・中期・短期目標からなる支目標と支援計画がまとめられる
 - ・ 実施記録：ワーカーとクライアントの相互作用が時間①系に記録される部分と、定期的。または随時記録される部分からなる。前者は叙述体、後者は要約体が多用される。
 - ・ 評価記録
 - ① モニタリング記録：アセスメント、プランニング項目ごとの変化について定期的、随時記録される
 - ② エバリュエーション記録：支援の終結後、支援全体を振り返り、アセスメント、プランニング、支援経過、モニタリングの適切性、目標達成の評価がされる
- (文体)・叙述体は、事実を時間の経過に従って記述する文体で、支援の過程や事実を他者に伝達する。
- ・ 要約体は、支援の過程や内容を選択し、ソーシャルワーカーの思考を通してクライアントとのかかわりを整理する。
 - ・ 説明体は、支援の過程やないようについて、ソーシャルワーカーの解釈や分析・考察結果を説明する。

実行できる：記録の文体や記述様式の意義や役割に基づいて、事例を適切に記録できる

(解答例)：記録様式別に適切な文体を用いて記録できる。

問題

この記録はある面接場面での逐語記録です。記録を読んで以下の設問に答えなさい

C 1

ものすごく腹が立って（沈黙10秒くらい、うつむいて身体を震わせている）どうしようもない気持ちになってつい「いい加減にして」と大声をだしてしまうのです。自分でも考えてみるのだけど（沈黙10秒くらい、天をあおいでいる）よくわからないのです。あんなに好きだった母を今は「憎たらしい」とさえ感じてしまうのです。だって、そうじゃないですか？あんなにまでして母を介護してきたのに、それなのに突然「あなた誰ですか？出てって下さい」なんて私には理解できません（声を震わせながら、涙ぐんでいる）しまいには「あなたが出ていかないのなら、私が出ていくって」一体、母になにが起こっているのか、私には理解できないのです。（ため息をつく）さっきは「憎たらしいと感じるなんて言ったけど、でもたった一人の母なのです。これまで2人で生活してきたのです。これからもずっと一緒に生活していきたいのです」

設問1 C1の記録を要約体で書きなさい

解答例 クライアントは身体を震わせながら怒りの感情をぶつけてきた。大変な思いをしながら介護を続けてきたにもかかわらず、母親のクライアントに対する言動を理解できないようである。しかし、クライアントの希望は2人の生活を続けたいということである。

※解答のポイント

- ・単に短くしたということではなく、ポイントが明記されているか問点である

設問2 C1の記録を説明体で書きなさい

解答例 クライエントの怒りは、懸命に母親を介護してきたにもかかわらず、その事に対するお礼どころか、自分を「知らない人」と認識する母親への怒りがある半面、今後も介護をしながら2人の生活を続けていく上での大きな不安要素がその背景にあるのであろう。その背景には母親を大事にしたい、娘として何とかしたいという思いが強くなるのであろう。

※専門的な価値観と知識に則り、判断、分析したことがポイントとなる

③ 6W1Hに沿って、適切な記録ができる

記述できる： 6W1Hが何かを記述できる

(解答例) : who (誰が)、whom (誰に)、when (いつ)、where (どこで)、why (なぜ)、what (何を)、how (どのように)

説明できる： 記録の留意点について説明しなさい

(解答例) : 6W1Hに沿って、視点を明確にした記録であることが求められる。また、記録はソーシャルワーカーの思考を通してまとめられる事が多いが、主体者であるクライエントの語った言葉を明確に記録する事も重要である。

(解答例) : 記録する際の留意点として

- ・正確に書く： 記録はソーシャルワークの証拠であるため、客観的、主観的事実であれ、ワーカーの解釈であれ全て正確に書かれなければならない。そのために支援直後に記録することが望ましい。また出来事そのものと解釈は分けて記載する
- ・わかりやすく書く： 記録は活用するためあるのだから内容が自他共にわかりやすく理解できるように記録されなければならない。簡潔、明瞭、適切な字体、段落、主題、表題、主語と述語の関係を明確に、俗語は避ける等
- ・必要な情報のみを書く： 目的は情報収集ではないため、ソーシャルワークに活用されることであるから必要な情報のみを記録すればよい。しかし、必要、不要の判断、選択はワーカーの専門性が問われるところである。項目式の場合、あらかじめ設定されていない項目は遺漏しやすいことも知っておかななければならない
- ・参加と協働を促す： 支援過程にクライエントの参加と協働を促す意味でもフェイスシート等を本人に記載してもらうことも重要である

実行できる： 6W1Hに沿って各種記述様式や形式に適切な形で記録を残すことができる

(解答例) : 文体(叙述体・要約体・説明体)を適切に用い、「出来事そのもの」と「出来事に対する解釈・分析」の記述を区別して記録することが出来る。

④ 記録を活用できる

記述できる： 記録を残すことで有効な活用方法を記述できる

(解答例1) : 例えば実習記録の場合、利用者や実習施設・機関への理解を深める、施設における生活の基本的な流れの把握と特徴的な事象等の抽出、自らの体験の振り返りと実習内容の反省・考察、自らが持つ知識・技術・倫理の吟味と発展に向けての課題整理等に活用する。ま

たケース記録は、クライアントの現実の把握とクライアント理解、支援計画の策定、支援の品質やソーシャルワーカーの行動評価、支援全体の評価、チームアプローチの支援内容の継続と一致、ケースカンファレンスの基礎資料、調査研究の基礎資料、後継者教育や現任訓練等に活用する

説明できる： 残された記録を分析し、評価する観点を説明できる。記録の活用目的を説明できる。

(解答例1)：上記の記録の役割に照らして分析の観点を明確にし、それに応じる内容の抽出や関係性について整理する

- (解答例2)：① クライアントのニーズの明確化
② サービスを文書化すること
③ ケースの継続を維持すること
④ 専門職間のコミュニケーションを促進すること
⑤ クライアントと情報を共有すること
⑥ スーパービジョン、コンサルテーション、同僚間の再検討を促進する
⑦ サービスの過程とその影響をモニターすること
⑧ 学生と他の専門職を教育すること
⑨ 管理上の課題に関してデータを提供すること
⑩ 調査・研究のためにデータを共有すること

実行できる： 残された記録を分析し、評価し、援助に活用できる

(解答例)：記録に基づいた評価を支援活動にフィードバックできる。

⑤ 記録の適切な管理ができる

記述できる： 個人情報保護やプライバシーの管理方法について記述することができる

(解答例)：個人情報保護とは個人の権利・利益を保護する事を意味する。従って、専門職倫理であるプライバシー保護に則って記録を管理することが求められる。ソーシャルワーカーには守秘義務があり、適切なプライバシー情報の管理をする事が求められる。しかし、プライバシーを保護する事と記録の関連は、記録が様々な形で活用されることを考えると、クライアントの了承なしには困難となる。従って、記録の扱いにクライアントをどのように位置づけるかが課題である。記録の活用と守秘義務の関係においてソーシャルワーカーを含めた社会福祉施設・機関でのルール作りが必要である。具体的な管理方法は、施錠が出来る場所に記録を保管し、鍵の管理責任者を決め、自由な持ち出しを禁止するなどである。

説明できる： 個人情報保護やプライバシーに基づいた記録の管理の仕方を説明することができる

(解答例1)：専門職倫理との関係で、管理の必要性と具体的な方法について説明できる。

- ・プライバシーの保護～第三者に対して個人を特定化できないようにする
- ・制限の原則～個人情報の収集や文書化、その保管期間を制限すること
- ・アクセスの原則～当事者が記録にアクセスできるようにすること
- ・匿名性の原則～教育、研究等の特定の目的に使用され場合、個人を特定できないようにする

(解答例2)：個人情報保護法(目的) この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用

が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業所の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(解答例3)：守秘義務について：社会福祉士に課せられた義務の1つであり、社会福祉士法においては介護福祉士と共に「正当な理由がなく、その業務に関して知りえた人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士でなくなった後においても、同様とする」としている。

実行できる： 個人情報保護やプライバシーへの配慮や、記録の正確性を保つための更新などの必要な手続きをとり、適切に記録を管理することができる

(解答例)：上記の記録の管理を徹底することが出来る。また、新たな情報や経過記録について適宜更新を図ることが出来る。

事例記録の分析のチェックポイント (例示)

記録の種類		
記述様式		
6W1H		
正確さ	事実	
	解釈	
わかりやすさ	簡潔	
	明瞭	
	字体	
	段落	
	表題	
	箇条書	
	主語述語	
情報	必要	
	不要	

事例記録の分析の問題例

※ (CBT) 事例研究の質問において「フェイスシート記入」「エコマップ」「ジェノグラム」の作成や事例研究問題での支援経過記録を活用した問題も考えられる。

※ (OSCE) 「記録の適切な管理が出来る」の「個人情報保護やプライバシーの管理方法」

例題1 以下の「施設サービス計画書第1表」をマスキングしなさい

・チェック項目

マスキング項目	氏名
	電話番号
	住所
	緊急連絡先
	家族氏名

例題2 以下の支援経過記録の個人情報に関する部分をマスキングしなさい
(記録～略)

10. スーパービジョンの意味を理解していますか

充分理解している 7-6-5-4-3-2-1 全然理解していない

① スーパービジョンの機能を挙げることができる

記述できる： スーパービジョンの機能の種類を記述できる

(解答例)：管理的機能・教育的機能・支持的機能・評価的機能・相談的機能

説明できる： スーパービジョンの各機能を説明できる

(解答例)：管理：スーパーバイザーが組織規律を逸脱しないか・利用者へ不利益を与えていないかを監視しつつ、適正な組織管理の視点から行う。さらに、適切な実践活動が出来るようにソフト・ハードの面を整備する事も含まれている。

教育：スーパーバイザーの知識・技術・価値の側面で実践上の不足がある場合に教育的見地から行う

支持：スーパーバイザーのストレス・燃え尽き等に注意を向けながら精神的サポートを行う。

評価：スーパーバイザーの実践状況を常に評価しつつスーパービジョンの必要性を判断する

相談：スーパーバイザーの方から、自分の実践（実習）遂行上の困難をスーパーバイザーに相談する

※ 但し、代表的な機能といわれるのは、管理的・教育的・支持的の3つである。

実行できる： スーパービジョンの場面において機能の点から分析できる

② スーパービジョンの種類を挙げるができる

記述できる： スーパービジョンの種類を記述できる

(解答例)：個人スーパービジョン、グループスーパービジョン、ユニットスーパービジョン、ピアスーパービジョン、ライブスーパービジョン

説明できる： 各スーパービジョンの特徴を説明できる

(解答例)：

個人スーパービジョン：1対1でスーパーバイザーのスーパーバイザー課題を巡って行う。秘密保持をしやすく、スーパービジョンの深まりを期待できる。

グループスーパービジョン：複数の（同じような状況にある）スーパーバイザーを対象にグループワーク手法を用いて行う。効率的に実施できることや、集団力学の効果で新たな気づきが促進される等の展開が期待できる。

ユニットスーパービジョン：グループスーパービジョンとは逆に、スーパーバイザーが複数で1人のスーパーバイザーに対して教育的機能を高める展開が期待

できる。

ピアスーパービジョン：スーパーバイザー間で実施されるもので、上司一部下の権威関係をなくして対等の関係を展開することができ共感・サポート力の向上が期待されるが、卓越性において期待できない場合がある。スーパーバイザーは状況の把握が必要になる。

ライブスーパービジョン：スーパーバイザーの実践場面にスーパーバイザーが同行・同席する中で、その場で即行う。即効性・具体性に富み実践力向上に貢献する。

実行できる： 場面に応じてスーパービジョンを遂行できる

<事例>：特養ホームに就職したばかりの新任ワーカーは、毎朝朝礼前に、全ての居室へ朝の挨拶に行くことを日課としている。毎日続けることで、自分の名前を覚えてもらえるようになり、そのことをうれしく思っていました。ところがBさんとだけはいつまでもうまく挨拶が出来ません。話しかけても無視されたり「うるさい」と暴言を発したりします。初めのうちは「いろんな利用者があるし、日々、状態も変わるのだから」と気にはしていませんでした。しかし、他のワーカーがCさんと和やかに話をしている場を見たり、介助の様子を聴いたりしているうちに「どうして自分だけに冷たい態度をとるのだろう・・・」と不安になってきました。毎日の日課にしていたあいさつ回りもやめてしまい「Cさんにいじめられて困っています」と打ち明けられました。

(問題)：あなたがワーカーから打ち明けられ、スーパーバイザーとして関わる時、まずどのような言葉を返しますか。

(解答例)：

- ・Cさんとの関係がうまくいなくて困っていたのですね(気持ちを受止める支持的機能)
- ・Cさんは本当にあなたをいじめようと思っているのでしょうか(自分の気持ちを捉えなおし)
- ・あなたの声のかけ方、介助の仕方にまずい点は無かったのでしょうか(自分の気持ちの捉えなおし)
- ・もっと早く、あなたの気持ちに気づけばよかったですね
- ・できるだけ相談にのりますので、じっくり話をきかせてくれますか

③ スーパーバイザーの役割を挙げることができる

記述できる： スーパーバイザーの役割の種類を記述できる

(解答例)：○モニターと評価機能～会議の議長的役割

スーパーバイザーは何をしているか、関わりの実践はどのように行われているかを見極める。バイザーの技術的レベルを評価し、それによってバイザーに何をどのように援助するのかを組み立てる。

○情報提供と教示の機能～教師的役割

モニターと評価の結果から得られたバイザーへの援助の構想にしたがって、実際にそのクライアントについてバイザーの理解、かかわりに関する問題を指摘する。そして必要な情報、読書リストを提供する。技術的なアドバイスをミクロ的に行う

○モデリングの機能～バイザーがバイザーを見習う

バイザーはバイザーの態度や姿勢に接して見習い学習していく。モニターと評価、情報提供と教示という2つの段階のやり方はバイザーが実際に行っている自分の臨床活動の実践そのものであるような形をとることができる(パラレルプロセス＝バイザーがクライエ

ントとの関係をスーパービジョンの中に持ち込み、バイザー＝バイジー関係がクライアント＝バイジー関係と類似の関係構造を示すことを言う。ここではバイザーのかかわり関係がスーパービジョンの中に表現されることを言う)

○カウンセリング機能～治療者的役割

バイジーの内的問題が専門的關係を困難にしていることがわかる場合、バイジーの内的な問題にバイザーが関与する

○問題解機能～指示的、関与的役割

すべての問題をスーパーバイザーのみで解決することは困難である。解答のないスーパービジョンはスーパーバイジーを混乱させる場合があり、状況に応じてスーパーバイザーは、スーパーバイジーに対して関与を強め、指示的に関わる必要がある。

説明できる： スーパーバイザーの重要な役割を説明できる

(解答例)：スーパービジョンは、スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係の中で展開される。二者の関係の中には構造的に権力・上下関係が含まれており、その構造を理解して関わらなければならない。スーパーバイザーは専門職上の正論、組織運営管理上の正論、スーパーバイザー自身の考え方や感じ方をバイジーに押し付けてはならない。スーパービジョンでのスーパーバイザーの役割は、スーパーバイジーの代りに問題解決するものではないし、解決の仕方を一方的に指南するものではない。バイジー自身が問題解決できるように側面から支える役割である。スーパーバイザーがスーパーバイジーに対して指示的・共感的に関わる事により、あるがままの姿をスーパーバイザーの前で表現し、自分を客観視することができるようになり、自信をもって利用者を受容することができるようになる。

④実習におけるスーパーバイジー（学生）の役割を上げることができる

記述できる： スーパーバイジー（学生）の役割の種類を記述できる

(解答例)：

- 事前課題・実習計画書の内容について口頭説明できるように準備しておく。
- 実習生として、利用者や職員等に対して真摯な態度で実習に臨む。
- 実習指導者から実習スーパービジョンを展開するために必要な材料（実習日誌、ケース記録、ケース研究記録等など）の提示を求められた場合は、早急に提出する。
- あらかじめ予定された定期的なスーパービジョンの機会のもとより、実習中に臨時にスーパービジョンを希望する事態に至った場合は、実習指導者にスーパービジョンの機会の設定を依頼する。
- スーパービジョンの際には、積極的に実習指導者からの指導を仰ぐとともに、疑問点については的確に理解できるまで指導を求める。
- 訪問指導・帰校日指導の際、指定された素材を用意し、実習内容についての成果・課題を整理し報告できるように準備すること。
- オムニバス型の実習プログラムを組む場合には、個別の実習経験を統合するような実習スーパービジョンの機会の設定を依頼すること。
- 実習中に遭遇した諸問題・疑義については、状況に応じてスーパーバイザーや担当教員に相談する。
- 実習終了時には実習評価表との関連の中で実習到達度を明確化し、成果・課題を整理する。

説明できる： スーパーバイザーの各役割を説明できる

(解答例)：実習生としてみれば、事前学習をできる限り行うことが先ず要求され、その学習成果と実習の現実を照合することによって現実理解が深まると同時に理論・知識が結びついてくる。この際、現実経験の中で分からなかったこと、分かった(つもり)のこ、とを現場の先輩(特にスーパーバイザー)に確認することが大切で、この確認によって理解が確実になる。実習の現場世界へ傾注して入り込むことによって現実が向こうのことではなく、こちらの事柄として見えて(たち現れて)くる。これらの経験を振り返りつつスーパービジョンの素材をスーパーバイザーに提供する必要がある。

実行できる： スーパービジョンの場面においてスーパーバイザーの各役割を実行できる

11. 基本的人権について考えることができる [全体的に]

充分理解している 7-6-5-4-3-2-1 全然理解していない

① 基本的人権の概念を理解している。

記述できる：基本的人権の概念を記述できる。

(解答例)：人がただ人間であるがゆえに当然に有する権利の意味であり、単に人権・基本権とも呼ばれる。この観念は、自然権思想や社会契約説の影響を受けて市民革命によって成立したものである。この観念は、①固有性：国家や憲法によって与えられるものではなく、人間であることによって当然に有すること、②不可侵性：原則として公権力によって侵されないこと、③普遍性：人種・性・身分などの区別に関係なく、人間であることに基づいて共有できること、の3つの特徴を有する。根拠としては、かつては自然法が挙げられたが、今日では「人間の固有の尊厳」や「個人の尊厳」に言及されることが多い。

説明できる：

(問題1)：基本的人権の内容はどのようなものか

(解答例)：近代初期の人権宣言では、人権の国家的性格が強調され、財産権と自由権だけが人権として理解された。これを「国家からの自由」という。その後、自由権を実効的に保障するために参政権(国家への自由)や個人の生存を確保するための社会権(国家による自由)もまた含まれるとされた。今日のわが国では、国家賠償請求権・刑事補償請求権のような、憲法が国民に保障する諸権利をも含めてとらえるのが一般的である。

(問題2)：基本的人権の観念が成立する際の土台となった権利宣言を挙げよ。

(解答例)：これには、イギリスの権利章典(1689)、ヴァージニア権利章典(1776)、フランス人権宣言(1789)などがあげられる。

(問題3)：日本国憲法が謳っている権利の種類を列举せよ。

(解答例)：先ず、前文において「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」が謳われている。そして、第3章が国民の権利および義務となっており、以下、第11条で「国民の基本的人権の永久不可侵性」、第12条で「自由及び権利の保持責任、濫用の禁止、利用責任」を謳った後に、幸福追求権(13条)、平等権(14条)、国民の公務員選定罷免権(15条)、請願権(16条)、公務員の不法行為に対する損害賠償請求権(17条)、奴隷的拘束及び苦役からの自由(18条)、思想及び良心の自由(19条)、信教の自由(20条)、集会・結社・表現の自由、検閲の禁止(21条)、居住、移転、職業選択、外国移住、国籍離脱

の自由 (22 条)、学問の自由 (23 条)、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等 (24 条)、国民の生存権 (25 条)、教育を受ける権利 (26 条)、勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止 (27 条)、労働者の団結権・団体行動権 (28 条)、財産権 (29 条)、納税の義務 (30 条)、法定手続きの保障 (31 条)、裁判を受ける権利 (32 条)、逮捕に対する保障 (33 条)、抑留・拘禁に対する保障 (34 条)、住居侵入・捜索・押収に対する保障 (35 条)、拷問及び残虐な刑罰の禁止 (36 条)、刑事被告人の権利 (37 条)、黙秘権、自白の証拠能力 (38 条)、遡及処罰の禁止、二重処罰の禁止 (39 条)、刑事補償 (40 条) と列挙されている。この他に、13 条の幸福追求権を基礎に新しい権利として、プライバシー権、環境権・自己決定権等が生まれている。

(問題 4) : 上記の諸権利を分類するとどうなるか

(解答例) : 一つの考え方によれば、①包括的基本権 (13 条・14 条)、②精神的自由権 (19 条・20 条・21 条・22 条)、③人身の自由および刑事手続き上の諸権利 (18 条・31 条・33 条・34 条・35 条・36 条・37 条・38 条・39 条)、④経済的自由 (22 条)、⑤財産権 (29 条)、⑤社会権 (25 条・環境権・26 条・27 条・28 条)、⑥参政権 (15 条)、⑦国務請求権 (16 条・17 条・32 条・40 条)、の 7 分類になり、そして、⑧国民の義務 (26 条・27 条・30 条) を別建てとしている。

実行できる : 具体的事例・社会事象を題材として、基本的人権の観点から分析せよ。

(解答例) : 虐待事例、生活保護事例、施設処遇事例、等

② 秘密保持義務 (守秘義務) を理解している

記述できる : 秘密保持義務 (守秘義務) を記述できる

(解答例) : 専門職は、業務上知りえた対象者及び関係者に関する個人情報・プライバシー情報の漏洩を防止し、秘密保持・守秘する義務があるが、この義務は法令上の義務と倫理上の義務の 2 側面から規定されている。根本的な義務付けは、人権としてのプライバシー権によるが、法令上では他に「個人情報保護法」「社会福祉士及び介護福祉士法」その他の福祉関連法によって規定され、その漏洩に対しては罰則を課せられる規定もある。倫理上は、人と人との相互作用における礼節としての秘密保持の他に、対人援助専門職が特に対象者 (利用者) の個人情報 (特にセンシティブ情報) やプライバシー情報の開示を求めなければならないことから、開示された情報が守秘されることが援助の上で必須の基本的信頼関係を醸成することが根拠となる。

説明できる : 秘密保持の根拠・重要性を説明できる

(問題 1) : 秘密保持義務 (守秘義務) の根拠は何か

(解答例) : 法令的には、憲法 13 条の幸福追求権から派生したプライバシー権が基底にあるが、個別法では、ソーシャルワーカーが事業体に帰属することからその事業所に課せられる「個人情報保護法」の規程の順守が必須の根拠となる。また、社会福祉士とすれば、「社会福祉士及び介護福祉士法」第 46 条 (秘密保持義務) が法的根拠となり、この義務の違反に対しては第 50 条に罰則を科す規定がある。第 46 条の規定の特徴は、社会福祉士でなくなった後においてもこの義務が課せられることである。また、倫理的には、専門職倫理綱領がその根拠となるが、

社会福祉士の場合には「社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領」内の、倫理基準 I—7 に「プライバシーの尊重」、I—8 に「秘密の保持」、I—9 に「記録の開示」、I—10 に「情報の共有」が規定されている。これらは更に「社会福祉士の行動規範」において詳細な規定がなされている。

(問題 2) : 秘密保持義務の重要性とは何か

(解答例) : 秘密保持義務は人権の一環としての「プライバシー権」を根拠に置くわけであるから、人権に深く関わる専門職としての社会福祉士にとって、人権擁護の視点から自らこの権利侵害を防止することは必然となる。また、法的規定はその義務の重要性に基づきつつ、現実にはこの侵害が多々あることへの規制であるから、個の順守は当然と言える。また、対人援助専門職としてのソーシャルワーカー（社会福祉士）は、まさに対象者（利用者・クライアント）のプライバシー情報（生活の状況、対人関係の状況等々）の開示を前提に援助を進めることになるのであるから、この漏洩は利用者の信頼を裏切り、援助に必要な信頼関係を崩壊させ、結局のところ利用者の不利益を招来することになる。

(問題 3) : 秘密保持義務には具体的なケースではどのような留意点が必要か

(解答例) : 具体的ケースに秘密保持義務が関連する局面は、大きく分けて 3 つがある。一つはその情報への接近の局面であり、利用当事者や他の情報源へ接近して情報を取得する際に、情報を得る承諾を得ることや得る情報内容が必要以上に拡散しないこと、情報獲得媒体（口頭・記録閲覧・電話・ファックス・電子媒体等）の失敗に注意すること等がある。二つは情報の記録の局面であり、どこまで具体情報を記録するか、匿名化するか、どのような記録媒体とするか（紙媒体・音声媒体・映像媒体・電子媒体等）といった点での失敗を防止することである。三つは情報の開示の局面であり、開示場面に関して当事者の同意をどこまで得るか、開示内容の精選、相手方への秘密保持義務の要請、開示の際の漏洩防止等である。

実行できる : 模擬的事例や日常生活において秘密保持義務を実行できる

(問題 1) : 模擬的事例を使って、その情報を他者に伝達する際の仕方を学習し、秘密保持義務に則った伝達になっているかをチェックする。

(問題 2) : 模擬事例の記録の仕方において、秘密保持義務に則った記録の仕方ができているかをチェックする。

(問題 3) : 日常生活において、他人の噂話をどのように受けているか、行っているかを振り返ってみる。

③ プライバシーの権利を理解している

記述できる : プライバシーの権利の概念を記述できる

(解答例) : 特定の業務には、職務上知りえた情報・秘密を他者に提供することを禁ずる規定が法律上明記されている。プライバシーは私的自由、私生活と訳され、一般には一人になることの権利や個人情報の自己コントロール権として定義される。サービス利用の制度化においてはサービス提供者に必要な個人情報は事業者が個別に収集し、管理することを前提として、情報使用時の利用者の同意等が義務付けされている。

説明できる : プライバシーの権利の根拠・重要性を説明できる

(解答例)： 「日本国憲法第 13 条：すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(通称、幸福追求権)を根拠とする。社会福祉関係法では、個別対象法に守秘義務規定があるほか、「社会福祉士及び介護福祉士法」にも「業務上知りえた人の秘密を漏らしてはならない」(第 46 条)とされている。また、精神保健福祉士法にも同様の規定がある(第 40 条)。また、個人情報保護法によってもプライバシー権の重要性が明示されている。法的根拠に加え、社会福祉など対人援助専門職の倫理上の要請があり、これが利用者との信頼関係援助の基本となる。

実行できる： 模範的事例や日常生活においてプライバシーの権利を尊重して行動することができる

(解答例)： 利用者の情報への、①接近ルール(利用者への直接的接近、利用者への情報への間接的接近)、②記録のルール、③開示のルール(逆に見れば守秘のルール)等を理解し実践できること。単に秘密を守るのみではなく利用者の名誉やプライバシーを尊重する必要があること、研究発表や事例検討に際しても利用者を特定できる情報の公表を考慮すること等を、社会福祉従事者は留意する必要がある。

④生存権(生活権)を理解している

記述できる： 生存権(生活権)の概念を記述できる

(解答例)： 肉体を維持できるギリギリの最低限の暮らしとレベルの「最低限の暮らし」のみに着目ではなく、社会や人の生活習慣が異なれば生活に必要となるものも異なるという社会の大多数の人々の生活との比較で捉えると考える「相対的貧困」に着目することが重要となる。

説明できる： 生存権の法的根拠及びその重要性を説明できる

(解答例)： 憲法は、**生存権、教育権、勤労権、労働基本権**という社会権を保障している。社会権は、20 世紀になって、社会福祉国家の理想に基づき、とくに社会的・経済的弱者を保護し、実質的平等を実現するために保障されるに至った人権であり、その内容は、「国民が人間に値する生活を営むことを保障するもの」である。国は社会国家として国民の社会権の実現に努力すべき義務を負う。日本国憲法第 25 条第 1 項において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、第 2 項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定する。この趣旨から、国に生存権の具体化について努力する義務を課し、それを受けて、各種の社会保険立法等の社会保障制度や公衆衛生のための制度が置かれている。もっとも、生存権は、国の積極的な配慮を求める権利であるが、「具体的な請求権」ではないとされる(プログラム規定説)。

実行できる： 事例を生存権の観点から分析できる

(解答例)： 事例に描かれる「人の生活」の現状が、「健康で文化的な水準」と捉えることができるかという分析視点をもつことができる(「健康で文化的な水準」どのように位置づけるかの課題は残る。)

⑤幸福追求権を理解している

記述できる： 幸福追求権の概念を記述できる

(解答例)： 日本国憲法 13 条後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。一般的には、これを幸福追求権とよぶ。高度成長期以降の激しい社会の変容によって生じた諸問題に対し、日本国憲法第 3 章の「国民の権利及び義務」に列挙されていない新しい人権の根拠となしうる包括的基本権である。

説明できる： 幸福追求権の内容の構成を説明できる

(解答例)： 14 条以下に列挙されている個別の人権に加えて、プライバシーの権利 (学説上は、自己に関する情報を積極的にコントロールする自由と解される)、肖像権 (容貌・姿態を撮影されない自由)、環境権 (国民が良好な自然環境・文化環境を享受できるとする主張)、自己決定権 (人に迷惑をかけない限り、自分のことは自分で決定することができる**権利/患者**の自己決定権、**自傷・自殺**、**安楽死**、**ポルノ鑑賞**、**ニート**、**バイク**、**同性愛**など)、みだりに指紋押捺を強制されない自由、名誉権 (名誉権を 13 条が保障する権利であると明言した判例はないが、憲法上の保護を受けるに値する具体的権利であるとするのが通説)、その他の新しい人権 (「エホバの証人」不同意輸血事件/どぶろく裁判/在監者の喫煙の制限)

実行できる： 事例や社会事象を幸福追求権の観点から分析できる

(解答例)： 事例に描かれる「人の生活」の現状が、「幸福追求権」を侵害する状況が生じていないか捉えることができるか。また、そこに「公共の福祉」との対立状況が生じているかを分析できる

1 2. 実践の評価に関する理解

○ 実践というものは「評価される」・されなければならないことを理解している。
十分に理解している 7-6-5-4-3-2-1 全く理解していない

① 実践の評価におけるソーシャルワークの実践理念を理解している

記述できる： 評価の視点となる実践理念を記述できる。

(解答例)： アドボカシー、エンパワメント、ストレングス視点、自立支援。

説明できる： これらの実践理念について説明できる。

(解答例)： 以下の通り。

- ①アドボカシー：社会的・法制的に自己の人生の主体者としての位置づけが奪われ、権利侵害行為の対象となったり、困難な生活環境に置かれたりしている人たちの復権を目的として生まれた実践理念であり、他者の代弁や弁護を直接行うこと、直接の支援及びエンパワメントを通して、個人やコミュニティの権利を守ることである。
- ②エンパワメント：社会的相互作用の過程で行使されるパワーに着目し、パワー、パワーの欠如、抑圧の問題を取り上げ、それらがいかに個人、家族、地域、社会の問題、援助関係に影響を与えているかを扱うものである。ソーシャルワーカーによるエンパワメントとは、クライアント、クライアント集団やコミュニティに対して、実際的な権利等のパワーを付与するための社会的

活動を行ったり、彼ら自身が自ら内包するパワーを自覚して行動できるようになるための援助活動のことをいう。

- ③ストレングス視点：ワーカーがクライアントを支援する際に、個人、家族、そして地域の問題ではなく、それらが持っているストレングス（強さ・強み：能力、意欲、自信、志向、資源など）に焦点をあてることである。
- ④自立支援：多様な福祉ニーズをもつ人々が、サービスを利用する主体として、社会の中で自立した生活を支援することである。その際、“自立”とは、身体的、経済的な自立に基づく“自助的自立”ではなく、「自己決定」に立脚した“依存的自立”への着目が重要となる。

実行できる： これらの実践理念に基づいて自らの実践を評価できる。

② ソーシャルワークの評価の考え方について理解している

記述できる： ソーシャルワークの評価項目を記述できる。

(解答例)： 人々への関わり、社会システムへの関わり、人々と社会システムをつなぐことへの関わり、社会政策への関わり。

説明できる： これら項目の内容を説明できる。

(解答例)：以下の通り。

- ①人々への関わり：クライアントが生活の中で、問題を解決し、困難に対処できるように関わることである。
- ②社会システムへの関わり：フォーマル、インフォーマルを含めた社会支援や各種制度など広い意味で社会システムに対し、それらの機能を改善するため関わることである。
- ③人々と社会システムをつなぐことへの関わり：とは、人々と、それらの人々が必要とする社会システムとを適切に結びつけるための働きかけである。
- ④社会政策への関わり：上記の社会システムに影響を与える国・地方公共団体の政策に対して、人々のウェルビーイングの達成に向上に向けて関わることである。

実行できる： ソーシャルワークにおけるこれらの関わりを評価できる。

③ 利用者に対する実践の効果を図る代表的な方法を理解している

記述できる： ソーシャルワーク評価における代表的な評価方法を記述できる。

(解答例)：単一事例実験計画法（シングル・システムデザイン、シングル・ケースデザイン、シングル・サブジェクトデザイン）、集団比較実験計画法（無作為割り当て法、二重盲検法）。

説明できる： これらの実践の効果を図るための方法について説明できる。

(問題1)：単一事例実験計画法による評価方法を説明しなさい。

(解答例)：支援の開始前（ベースライン期）に利用者の状況を測定し、一定のデータを収集する。支援開始後（インターベンション期）も一定のデータを取り続け、どのように変化したのかを時系列で追跡する。このように支援を行いながら継続的に利

用者を観察し、利用者の思考や感情を数量化して、支援の開始前・開始後の状況を測定することにより、支援による効果を評価する。

(問題2) : AB デザインについて説明しなさい。

(解答例) : 単一事例実験計画法において最も基本的な方法である。ベースライン期を A、インターベンション期を B とし、支援の開始前 (A) と開始後 (B) の状態を比較し、支援の効果を測定する。

(問題3) : ABAB デザインについて説明しなさい。

(解答例) : AB デザインを 2 回繰り返す方法である。2 回目のベースライン期 (A) に一旦支援を止め、その状況による利用者の状態の変化を測定した上で、再度支援を行う (インターベンション期 : B) ことによって、状態の変化と支援との関係性についてより精緻に評価する方法である。

(問題4) : B デザインについて説明しなさい。

(解答例) : 緊急に支援を必要とした場合に用いられる方法であり、支援後の状態を測定することにより支援の効果を評価する。ベースライン期の状態観察を行えていないため、利用者の変化が支援による効果なのかその他の要因によるものなのか確認することが難しいという課題がある。

(問題5) : BAB デザインについて説明しなさい。

(解答例) : 緊急に支援したのち、一度支援を止めてベースラインを確認した上で、再度支援を行い、支援の効果を評価する方法である。

(問題6) : 集団比較実験計画法による評価方法について説明しなさい。

(解答例) : 同じ問題を抱える複数名の利用者を、無作為に支援を実施する集団 (実験群) と支援を実施しない集団 (統制群) に割り当て (無作為割当 : ランダムアサイメント)、支援開始後の両集団の状態を比較することで、支援内容と問題の解決・軽減との因果関係を調べ、支援の効果を評価する方法。

④ ソーシャルワーク実践の評価の過程を理解している。

記述できる : 評価の種類及び評価の過程を記述できる。

(問題1) : 評価対象によって分類される 2 つの評価方法を記述しなさい。

(解答例) : サービスを提供しているプログラムが効果的に機能しているかを評価するプログラム評価と、特定の利用者の問題の変化及びニーズ及び援助者による援助が効果的かつ効率的に行われたのかを評価する実践評価がある。

(問題2) : 評価項目によって分類される 2 つの評価方法を記述しなさい。

(解答例) : 援助の介入期において具体的な経過目標が達成できているかを評価し、より効果的な援助を可能にすることを目的とするプロセス評価と、援助の終結期に、利用者がその最終目標を達成し問題解決に成功したかどうか、あるいは成功の要因は何かを評価する結果評価 (効果測定) がある。

(問題3) : 実践評価の過程を記述しなさい。

(解答例)：①評価対象の選択－②問題把握－③目標の設定－④援助方法の決定－⑤測定方法の選択－⑥評価デザインの選択－⑦測定の実施－⑧データ分析

説明できる： 実践評価の過程におけるポイントを説明できる。

(問題1)：実践評価における問題把握のポイントを3点説明しなさい。

(解答例)：①いつ、どこで、誰が、何を、どうしたのか、を具体的に把握する。②問題の頻度、継続時間を把握する。③問題の起きている原因を想定し、その因果関係を過程として立てる。

(問題2)：実践評価における目標の設定のポイントを4点説明しなさい。

(解答例)：①具体的な経過目標と最終目標を設定する。②評価対象の「何が増加するか」「何が減少するか」を具体的に設定する。③定量的に確認できる回数・時間を具体的に設定する。④具体的な目標達成時期を設定する。

(問題3)：測定方法の選択に必要な信頼性と妥当性について説明しなさい。

(解答例)：信頼性とは、その測定方法を用いて評価を行う場合に、だれが測定しても、その結果が一定であるかどうかを表している。また妥当性とは、それらの評価項目によって、測定したいものを正確に測定できることを表すものである。

(問題4)：評価における測定方法の一つである行動観察法を2つ説明しなさい。

(解答例)：①他者がクライアントの行動を直接観察する直接観察法と、②クライアント本人が自分自身の行動を観察するセルフ・モニタリング (セルフ・レポート)。

(問題5)：行動観察法において、対象者の観察すべき行動 (ターゲット行動) を抽出する方法 (行動抽出法) を2種類説明しなさい。

(解答例)：対象者のすべての行動を継続的に観察し、記録する継続記録法と、すべての行動を観察するのではなく、時間 (タイム・サンプル)、場所・状況 (状況サンプル)、クライアント (クライアント・サンプル) によって、それぞれの行動を抽出する標本記録法がある。

(問題6)：行動観察法において、信頼性・妥当性を高めるために必要な事柄を、ターゲット行動、観察者、測定方法の3点に分けて説明しなさい。

(解答例)：以下の通り。

【ターゲット行動】

- ① ターゲット行動が、問題を直接表すものかどうか、クライアント自身に確認する (表面的妥当性の確保)。
- ② ターゲット行動が、問題を直接表すものかどうか、その領域の専門家によって確認する (内容的妥当性の確保)
- ③ ターゲット行動が明確に定義されているかチェックする。

【観察者】

- ① 観察者のトレーニングを行い、観察者がターゲットについて十分理解し、どのように観察し記録するかを明らかにすることによってエラーを少なくする。
- ② 観察者のモニタリング、測定について、もう一人の観察者を加えることで信頼性のチェックを行う (測定者間の信頼性の検証)。
- ③ 2人以上の観察者がいる場合は、互いに影響しないよう違う場所で観察する。

【測定方法】

- ① 測定方法、記録方法は分かりやすいものにする。
- ② 観察時間がクライアント・観察者双方にとって適切な長さであるか検討する。
- ③ 観察者のバイアスが入るのを防ぐために、クライアントに期待される行動の変化をあらかじめ伝えないようにする。
- ④ リアクティビティ（クライアントが自分の行動を観察されていることを知っているために、いつもと違う反応をすること）を最小限にする。

(問題 7) : 単一事例実験計画法、集団比較実験計画法以外の評価デザイン法を説明しなさい。

(解答例) : ケースの様々な側面のデータを、あらゆる手法で収集・分析し、そのケースの実態を把握するケーススタディー、各々の目標にどれだけ接近したかを測定する目標達成スケールがある。

(問題 8) : 概念化と操作化について説明しなさい。

(解答例) : 概念化とは、評価すべき問題に対して、具体的・観察可能な意味を付与することであり、操作化とは、概念化された定義を測定可能な項目に分類していくことをいう。

(問題 9) : データ分析の方法である、視覚分析法について説明しなさい。

(解答例) : 測定された量的データをグラフに表し、単純な目測によって変化が確認できるかを判断する方法。

(問題 10) : データ分析に用いられる 3 つの代表値について説明しなさい。

(解答例) : 以下の通り。

- ①中央値：全ての測定値を大きさの順に並べた時に真ん中にくる値 (median)。
- ②最頻値：測定値の中で、最も出現数が多い値 (mode)。
- ③平均値：すべての測定値の総和を、測定値の数で除して得られる値 (mean)。

(問題 11) : 測定データが、どの程度散らばっているのかを測定する際に用いられる 3 つの統計量について説明しなさい。

(解答例) : 以下の通り。

- ①範囲：測定値の最大値から最小値を減じて得られる値。
- ②分散：測定データの平均値と各測定値との差の 2 乗和を、測定データ数から 1 減じた値 (N-1) で除した値。
- ③標準偏差：分散の平方根であり、測定値が平均値からどの程度の距離に分布しているのかを示す値。

⑤ 事業者が第三者評価を受けなければならないことを理解している。

記述できる： 都道府県推進機構が用いる第三者評価用紙の 3 つの大枠を記述できる。

(解答例) : 福祉サービスの基本方針と組織、組織の運営管理、適切な福祉サービスの実施

説明できる： 第三者評価について実施内容と方法を説明できる

(問題 1) : 全国社会福祉協議会が第三者評価において実施しなければならない業務を説明しなさい。

(解答例) : 全国の推進機構として、各種ガイドラインの策定・更新や普及・啓発などの業務を実施

する。

(問題2) : 都道府県が第三者評価において実施しなければならない業務を説明しなさい。

(解答例) : 都道府県推進組織を設置し、評価機関の認証、評価の基準等の設定、評価調査者の研修の実施、評価結果の公表など。

(問題3) : 第三者評価機関が行う調査方法を説明しなさい。

(解答例) : 都道府県推進組織がガイドラインに基づいて定めた評価基準に則して書面調査と訪問調査の両方を行う。その際に、利用者調査を実施して、利用者の意向を把握することが望ましい。

⑥ 社会福祉施設・機関の苦情解決システムを理解している。

記述できる : 厚生労働省「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に述べられている苦情解決のプロ説を記述できる。

(解答例) : 利用者への周知－苦情の受付－苦情受付の報告・確認－苦情解決に向けての話し合い－苦情解決の記録及び報告－解決結果の公表

説明できる : 苦情解決の仕組み及び運営適正化委員会について説明できる。

(問題1) : 厚生労働省「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」にある施設・機関が苦情解決システムを構築する際に行わなければならないことを3点説明しなさい。

(解答例) : ①施設長・理事長を苦情解決責任者とする事、②苦情解決担当者を任命すること、③第三者委員会を設置すること。

(問題2) : 運営適正化委員会の構成メンバーの条件を説明しなさい。

(解答例) : 人格が高潔であって、社会福祉に関する意見を有し、かつ、社会福祉、法律または医療に関し学識経験を有する者（社会福祉法第83条）。

⑦ リスクおよびリスク・マネジメントについて理解している。

記述できる : 社会福祉に関するリスクおよびリスク・マネジメントを記述できる

(問題1) : 「ひやりはっと」について記述しなさい。

(解答例) : 利用者の身体的危機などの事故につながる状況が発生すること。

(問題2) : リスク・マネジメントの過程を説明しなさい。

(解答例) : 経営トップの意思表明－委員会の設置－リスクの把握－リスクの分析－予防策の実行－リスク・マネジメント対策の評価と体制の見直し

説明できる : リスク・マネジメント及びリスク・マネジャーについて説明できる。

(問題1) : リスク・マネジメントについて説明しなさい。

(解答例) : 組織が、その資産や活動へ及ぼすリスクの影響から組織を守るためのプロセスであり、利用者の介護事故の予防（事前対応）と事故対策（事後対応）の2つがある。リスク・

マネジメント委員会やリスク・マネジャーの設置、リスク情報の定期的分析とフィードバックの実施を行う。

(問題2)：リスク・マネジャーの条件を説明しなさい。

(解答例)：以下の7点

- ①リスク・マネジャーに必要な職務権限を行使できること
- ②職場においてリーダーシップをとれる人格であること
- ③経営層と直接コミュニケーションが図れる立場であること
- ④部門間の調整を行える立場であること
- ⑤問題提起・分析・解説する能力を有すること
- ⑥リスク・マネジメント、社会福祉関連制度について幅広い知識を有すること
- ⑦現場実務に精通していること

(問題3)：リスク・マネジャーの具体的業務を説明しなさい。

(解答例)：以下の7点

- ①リスク・マネジメントの計画立案、取り組み状況の指揮・監督
- ②リスク・マネジメント委員会の運営
- ③職員教育の計画・運営
- ④手本としての業務の実践
- ⑤必要な情報収集
- ⑥事故防止策の検討
- ⑦業務の見直し

(問題4)：事故報告書・ひやりはつと報告書記載における注意点を説明しなさい。

(解答例)：以下の6点

- ①様式を統一し、記入方法を職員に周知徹底させること
- ②事実に基づく記載を徹底すること
- ③第三者が読んでも分かるように書くこと
- ④「反省文」にしないこと
- ⑤事故の起こったプロセスの把握に努めること
- ⑥負担感軽減に努めること

1 3. 専門職倫理に関する理解

社会福祉専門職に必要な倫理及び関連する綱領について理解している

十分に理解している 7-6-5-4-3-2-1 全く理解していない

① 社会福祉専門職に関する倫理、倫理綱領と行動規範を理解している

記述できる

(問題1)：専門職における倫理の概念を説明しなさい。

(解答例)：職務の目標を遂行してゆく際の専門職としての行動規範と責務

(問題2)：専門職に倫理綱領が必要な理由を記述しなさい。

(解答例)：個人の生活や精神・身体や財産・権利に深くかかわってゆく専門職には、相手を侵さない決意を表明した倫理が必要なため

(問題3)：専門職の倫理綱領の性格を記述しなさい。

(解答例)：以下の6点

1. 基盤となる価値観を掲げる
2. 専門職の基本姿勢・あるべき姿を掲げる
3. 行動の指針・努力目標を示す
4. 禁止事項を示す
5. 最小限の行動準則を教える
6. 倫理綱領にそむいたメンバーに断固たる姿勢を組織としてとるための根拠となる

(問題4)：専門職の倫理綱領が持つ機能を記述しなさい。

(解答例)：以下の4点

1. 価値志向的機能
2. 教育・開発的機能
3. 管理的機能
4. 制裁的機能

(問題5)：以下の文章は日本社会福祉士会の倫理綱領の前文である。空欄に入る語を答えなさい。
「われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり(1)であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、(2)と(3)の原理にのっとり、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の(4)をめざす専門職であることを言明する。われわれは、社会の進展に伴う(5)が、ともすれば(6)及び(7)をもたらすことに着目する時、この専門職がこれらの(8)にとって不可欠な制度であることを自覚するとともに、専門職ソーシャルワーカーの職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。」

(解答)：1. 平等 2. 人権 3. 社会正義 4. 自己実現 5. 社会変動
6. 環境破壊 7. 人間疎外 8. 福祉社会

(問題6)：以下の文章は日本社会福祉士会の倫理綱領におけるソーシャルワークの定義である。空欄に入る語を答えなさい

「ソーシャルワークの専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の推進を目指して、社会の(1)を進め、(2)における問題解決を図り、人々の(3)と解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と(4)に関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響しあう接点に介入する。(5)と社会正義の原理は、ソーシャルワークのよりどころとする基盤である。」

(解答)：1. 変革 2. 人間関係 3. エンパワメント 4. 社会システム 5. 人権

説明できる 以下の文章に記された社会福祉士の行動を、日本社会福祉士会の「社会福祉士の行動規範」に沿って、その正誤を説明しなさい。

(問題1)：社会福祉士は、自分が特定の宗教を信仰している場合、援助を通じて知り合った利用者に対して、それらの活動への参加を促すことができる。

(解答例)：誤り。

1) 利用者に対する倫理責任の中の「1. 利用者との関係」で、1-4「社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。」とあり、自分の信仰、あるいは政治的活動を利用者に勧めることはできない。

(問題2)：社会福祉士は、利用者の家族や友人、あるいは近隣住民が援助に対して協力を拒否した場合には、援助を中止しなければならない。

(解答例)：誤り。

1) 利用者に対する倫理責任の中の「2. 利用者の利益の最優先」で、2-3「社会福祉士は、援助が継続できない何らかの理由がある場合、援助が継続できるように最大限に努力しなければならない。」とあり、利用者の周囲の人間の協力を得られない場合でも、援助を中止してはならない。

(問題3) : 社会福祉士は、仲間の社会福祉士が利用者に対して虐待等の非倫理的な行動を行っていると知った場合、関係機関や社会福祉士会に連絡し、適切な行動をとるように働きかけなければならない。

(解答例) : 正しい。

4) 専門職としての倫理責任の中の「3. 社会的信用の保持」3-2に同様の記述がある。

(問題4) : 社会福祉士は、同僚が不当な差別、批判などを受けた場合には、あくまで本人の個人的責任として、それに関わってはならない。

(解答例) : 誤り。

4) 専門職としての倫理責任の中の「4. 専門職の擁護」で4-1「社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、その不当性を明らかにし、社会にアピールするなど、仲間を支えなければならない。」とあり、不当な批判や差別などから、仲間を守らなければならない。

(問題5) : 社会福祉士は、利用者がケース記録等の閲覧を希望した場合、特別な理由がない場合には、閲覧させてもよい。

(解答例) : 正しい。

1) 利用者に対する倫理責任の中の「9. 記録の開示」で9-3「社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。」とある。

(問題6) : 社会福祉士は、いかなる場合でも利用者の自己決定を尊重し、それに則した援助を行わなければならない。

(解答例) : 誤り。

1) 利用者との関係の中の「5. 利用者の自己決定の尊重」で5-3「社会福祉士は利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。」とある。

(問題7) : 社会福祉士は、ごく親しい友人や家族に対しても、援助を通して知りえた利用者の情報を話してはならない。

(解答例) : 正しい。

1) 利用者に対する関係の中の「8. 秘密の保持」で8-3「社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。」とあり、いかなる場合でも、利用者の秘密の保持に努めなければならない。

(問題8) : 社会福祉士は、突発的な地震等の災害が起こった場合、その被災者に対しても可能な限りの専門職としてのサービスが提供できるように心掛けなければならない。

(解答例) : 正しい。

3) 社会に対する倫理責任の中の「2. 社会への働きかけ」で2-4「社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスが提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができなければならない。」とあり、通常の利用者への援助だけでなく、公共の緊急事態に対しての貢献も心掛けなければならない。

(問題9) : 社会福祉士は、専門とする社会福祉学、ソーシャルワークだけでなく、それに関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。

(解答例) : 正しい。

4) 専門職としての倫理責任の中の「5. 専門性の向上」で5-2「社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。」とある。

(問題10) : 社会福祉士は、現在、援助を行っている利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。

(解答例) : 正しい。

3) 社会に対する倫理責任の中の「1. ソーシャル・インクルージョン」で1-3「社会福祉士は、専門的な方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。」とある。

実行できる 以下の事例を読んで、問題に答えなさい。

S市の障害者支援施設に勤務する社会福祉士のTさんは、これまで主に中途失明者の社会復帰に関わる仕事をしてきた。最初から目が不自由な人々と違って、中途失明者は小さいころからの訓練がないので、視力を失ってから一人で街を歩くことがとても難しくなる。そのため、彼らの多くが障害を有してからは、部屋の中に閉じこもり、社会との接点を失う。Tさんは歩行訓練を積極的に行い、障がいがあっても、これまでどおり地域に気軽に出てゆけるように支援を続けてきた。ある日、Tさんは駅前の商店街を歩いてみて、所せましと放置された自転車に愕然とした。視覚障害者の安全を憂慮したTさんは、その日から地域への働き掛けを始めた。駅や商店街の責任者を訪ね、放置自転車について話を聞いてみた。責任者たちは「非常に困っている。片づけても、すぐに別の自転車が放置される。」と話した。地元の警察、自治会、消防の責任者からも同じような話が聞かれた。Tさんは、地域に放置自転車の危険性を知ってもらうことが最優先と考えた。

(問題) : 社会福祉士の行動規範3) - 1 - 3に「社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。」とある。事例にある放置自転車が視覚障害者の社会復帰の妨げになっていることを、S市民に伝達するために、上記行動規範に沿ってTさんがとるべき行動を答えなさい。

(解答例) : 地域で協力してくれる人やボランティアと連携し、視覚障害の疑似体験(アイマスク、白状を使用し、誘導する人の声を頼りに指定された場所を通る)を自転車が放置された商店街で行い、視覚障害者にとって放置自転車がいかに危険かを知ってもらい、その後、希望者を集めて視覚障害者体験を定期的に行う。

② ソーシャルワークの価値に関連する倫理上のディレンマを理解している

記述できる

(問題1) : ソーシャルワーク実践において必要な3つの価値を記述しなさい。

(解答例) : 1. 根本的価値 2. 中核的価値 3. 手段的価値

(問題2) : 問題1で記した3つの価値をそれぞれ具体的に記述しなさい。

(解答例) : 1. 根本的価値…人間の尊厳、人権(自由権、生存権)、社会正義など
2. 中核的価値…主体性、自己実現、エンパワメント、ノーマライゼーション、共生、インクルージョン、自立生活、QOL、アドボカシー、権利・人権擁護など
3. 手段的価値…自己決定、参加、プライバシーなど

(問題3) : 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の「価値と原則」の5つの原則を、問題1で示した3つの価値の中に分類しなさい。

(解答例) : 1. 根本的価値…人間の尊厳、社会正義
2. 中核的価値…貢献
3. 手段的価値…誠実、専門的力量

(問題4) : 「ディレンマ」の意味を記述しなさい。

(解答例) : 「2つ以上の異なる価値がぶつかり合い、選択が困難な状況にあること」

(問題5) : 実践現場において、ソーシャルワーカーが倫理的ディレンマに陥る状態は、ソーシャルワーカーの価値観と他のどのような価値との対立で起こるのか、「SWの価値観 vs ○○」という形で7つ記述しなさい。

(解答例) : ①SWの価値観 vs 一個人としての価値観
②SWの価値観 vs クライエントの価値観
③SWの価値観 vs クライエントの家族の価値観
④SWの価値観 vs 同僚のSWの価値観
⑤SWの価値観 vs 他職種の価値観
⑥SWの価値観 vs 所属する組織の価値観・方針
⑦SWの価値観 vs 地域社会の社会環境

(問題6) : 実践現場において、ソーシャルワーカーが倫理的ディレンマに陥る原因として「理想」と「現実」のギャップがある。その、理想と現実のギャップを4つ記述しなさい。

(解答例) : ①「社会全体」と社会福祉実践のギャップ
②「社会福祉制度」と現場実践とのギャップ
③「教育・学問・研究の成果」と現場実践とのギャップ
④「社会福祉の実践理念」と現場実践とのギャップ

説明できる 以下の事例を読み、文中のソーシャルワーカー(以下SW)がディレンマに陥っている原因は、SWの価値観と他のどのような価値が対立しているのか答えなさい。

(問題1) : 高齢者施設で働くSWのCさんは、昼夜を問わず徘徊したり大声を出したりする利用者の対応に苦慮していた。「なぜこんな人をうちの施設に入れたのか。精神科に入れるべきだ。」と介護職は主張する。Cさんは、利用者には精神障害の兆候はなく、精神科に移すことはできないと介護職に説明したが、「他の利用者と一緒に介護することはできない。」と強く迫られ、Cさん自身が精神的に追い込まれていった。

(解答例) : SWの価値観 vs 他職種の価値観

(問題2) : 公立の児童養護施設で働く E さんは、子どもというものは自分の成長を長い目で見守ってくれて、そばで支えてくれる大人の存在が絶対に必要だと感じていた。しかし、施設においては、勤務シフトにより、担当する職員が時間によって交代する。また、公立施設であるこの児童養護施設では、職員が人事異動により 3 年ごとに転勤する。このような体制では、虐待や親子分離などで心に深い傷を負った子どもたちに十分な対応ができないのではないか。長期的に子どもを育ててくれる里親に預けるなり、せめて職員が 1 年でも長く勤務できるような体制を作るなり、何らかの改善策を講じるべきではないか、E さんは現状の矛盾に苦しむようになった。

(解答例) : SW の価値観 vs 所属する組織の価値観・方針

(問題3) : 主に知的障害者を対象とした就労支援事業所で働く F さんは毎週 1 回、利用者のパートタイム労働に付き添っていた。M 市のデパート内にあるクリーニング店や喫茶店などは定期的に知的障害者をパートタイムで雇用してくれていた。しかし、今年から M 市にある某企業で大量のリストラが行われ、その対象者たちを M 市内の他の企業がパートタイムで雇用することが決定され、F さんの働く事業所の利用者たちの雇用場所が激減していった。昨今の不況により、利用者の就労場所を確保することは極めて困難である。F さんは、利用者の自立を促進したいが、就労場所がないという現状に次第に無力感を感じるようになった。

(解答例) : SW の価値観 vs 地域社会の社会環境

(問題4) : MSW の D さんが働く病院では、医療制度や介護保険制度の改正により、療養型病院の経営安定のために「介護度が高く、かつ医療依存度の高すぎない患者」の受け入れが求められるようになってきていた。D さんは、この病院の方針に対し、病院は患者を選ぶのではなく、地域のニーズに応じていくべきだと考えていた。しかし現実には、D さんの仕事はベッドコントロール的な業務が多く、D さんが考えるような地域のニーズを把握する時間的・精神的余裕を持つことはできなかった。D さんが地域のニーズを把握できないでいる間に、地域の状況が変化して、入院待機者が減ってきてしまった。D さんは、経営陣からの「病床を空けてはいけない」というプレッシャーに悩まされるようになった。

(解答例) : SW の価値観 VS 所属する組織の価値観・方針

③ 倫理上のディレンマの解決方法を理解している

実行できる 以下の事例を読んで、問題に答えなさい。

(事例1)

介護支援専門員で社会福祉士の A さんは、多くの利用者から信頼され、慕われていた。そんな A さんが高齢者宅を訪問すると、A さんのために茶菓子を準備して待っている利用者がいた。時には手土産まで持たせようとする人もあった。その度に A さんは丁重にお断りしようとするのだが、ある日、利用者から「あんたはいつだって食べてくれない。年寄りが出すものは汚くて食べられないのか!」と攻撃的な口調で言われてしまった。A さんは自分の職務上の立場を説明して理解を求めた。しかし、「いつまでも他人行儀な人には来てもらいたくない。」と言われ、なんと返答してよいかわからなかった。正規の報酬以外に物品などを受け取るべきでないと考えた A さんは、利用者から菓子や手土産を受け取ってほしいといわれ、混乱してしまった。

(問題) : 上記事例は利用者の要望と SW の立場の間で葛藤が生じ、ディレンマに陥った事例であ

る。このような状況を打開するために、SW がとるべき行動を優先順位1から3に分けて、その理由とともに説明し、合わせて、その基準となる行動規範と倫理基準を、それぞれ「社会福祉士の行動規範」「社会福祉士の倫理綱領」から選び出し、答えなさい。

(解答例)

【優先順位1】利用者の気持ちの理解・傾聴

(「年寄りが出すものは汚くて食べられないのか」と攻撃的に話していることから、利用者は自分が受け入れられないと不安や孤独を感じていると考えられる。利用者がどんな想いで茶菓子や手土産を準備しているか、その思いを傾聴し、利用者の気持ちを理解することが最優先)

行動規範…1) - 3 - 1 「社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。」

倫理綱領…1 - 3 (受容)

「社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。」

【優先順位2】茶菓子・土産を受け入れないことの説明

(利用者の思いに耳を傾けるからといって、実際に茶菓子を受け取ることは倫理上問題である。正規の報酬以外に物品を受け取ることは、私的な関係を築いてゆくことになりかねない。その結果、専門的援助関係を築くことはできない。)

行動規範…1) - 1 - 2 「社会福祉士は、利用者との私的な関係になってはならない。」

1) - 2 - 2 「社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受け取ってはならない。」

倫理綱領…I - 1 (利用者との関係)

「社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。」

I - 2 (利用者の利益の最優先)

「社会福祉士は、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。」

【優先順位3】利用者との関係の説明

(本来なら、支援開始当初に利用者との専門的援助関係について、利用者きちんと説明し、理解してもらうべきであった。今からでも説明し、理解を求める。)

行動規範…1) - 1 - 1 「社会福祉士は、利用者との専門的援助関係について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。」

倫理綱領…I - 1 (利用者との関係)

「社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。」

(事例2)

社会福祉士のFさんは、主に知的障害者を対象とした入所施設の支援員として働いていた。Fさんは、利用者の中には、施設で生活しなくても、地域で生活できそうな人が多数いるのではないかと疑問を感じていた。わずかな支援と安全確認さえあれば、地域で、自分の好きな日程で、好きな食事を取ったりすることができるのではないかと。実際に、利用者の中には、「もう一度家族と暮らしたいけれど、迷惑をかけるから…」「施設を出て、仲間と暮らしたい…」とらす者もいた。しかし、Fさんには、彼らの要望を実現するだけの支援や資源が地域に十分そろっていないように思われた。

(問題) : 事例1同様に、SW がこのような状況に陥ったとき取るべき行動を、優先順位1～4にわけて、その内容を説明し、合わせて、その基準となる行動規範、倫理基準を「社会福祉士の行動規範」「社会福祉士の倫理綱領」から選び出し、説明しなさい。

(解答例)

【優先順位 1】 利用者の目標設定支援

(社会福祉士としては、まず「施設を出て生活してみたい」という思いを受け止め、利用者自らが具体的な目標を設定できるように支援することを考える)

行動規範…5) - 5 - 1 「社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。」

倫理綱領…Ⅰ - 5 (利用者の自己決定の尊重)

「社会福祉士は利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。」

【優先順位 2】 アドボカシー

(利用者の意思決定能力の状態を判断して、その能力に応じて代弁したり、利用者が自ら決めていけるように励ましたりする)

行動規範…6) - 6 - 1 「社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。」

倫理綱領…Ⅰ - 6 (利用者の意思決定能力への対応)

「社会福祉士は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。」

【優先順位 3】 他職種・機関との連携の検討

(既存の社会資源をネットワーク化することにより、利用者が地域で暮らしていくことを支援できないかどうか、他機関と連携していくことを検討する)

行動規範…2) - 2 - 3 「社会福祉士は、他機関の専門職と連携し、協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。」

倫理綱領…Ⅱ - 2 (他の専門職との連携・協働)

「社会福祉士は、相互の専門性を尊重し、他の専門職と連携・協働する。」

【優先順位 4】 社会への働きかけ

(利用者が望む生活を実現していくために、地域の理解や新しい社会資源の創設を求めて、地域社会に働きかける。)

行動規範…2) - 2 - 1 「社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受け入れられるように権利を養護し、代弁活動を行わなければならない。」

倫理綱領…Ⅲ - 2 (社会への働きかけ)

「社会福祉士は、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連携し、効果的な方法により社会に働きかける。」

実行できる 事例から実際の実践現場で起こっているディレンマを読み取り、解決方法を考察できる

(事例 1)

就労支援事業所で、利用者の就労支援を行っている C ワーカー (25 歳 : 男性 : 在職 2 年) は、利用者の D さん (28 歳 : 女性 : 軽度の知的障害、言語・日常動作は問題なし) の就労訓練を続けていた。一通りの過程を終了し、D さんに希望職種を尋ねたところ「多くの人と接する接客業に就きたい」ということであった。D さんは明るく、素直な性格で他の利用者や職員からも評判が良い。また、D さんの訓練の様子及び普段の人との接し方をつぶさに観察していた C ワーカーは、D さんの希望をかなえても問題はないと判断した。就職先には知的障害者の雇用を積極的に行い、利用者の家族からも好評を得ている S 区民会館の喫茶室を候補にあげ、店長及び施設長からも、「問題はない」と太鼓判を内々にもらっていた。ところが、D さんの家族からは「娘を多くの人目に触れ

させたくはない。単純作業でいいから人目に付かない仕事に就かせてほしい」という申し出を受けた。C ワーカーは、D さんの自己実現をかなえさせてあげたいが、D さんの家族の気持ちも考えたい、という SW の価値観と利用者の家族の価値観との間でディレンマに陥った。

(問題) : C ワーカーは、ディレンマを解消するためにどのような行動を取るべきか、事例の中に与えられている情報を読み取り回答しなさい。

(解答例) : D さんの家族、施設長、喫茶室の店長を集めて、会議を行い、D さんの希望通りにしても問題ないことを、家族に説明する。

*D さんの訓練の様子、及び施設内での人との接し方には問題が無く、それは C ワーカーだけでなく施設長も認めていること、また、雇用先に選んだ喫茶室も、これまで知的障害者を雇用している実績があることを、施設長と雇用先の店長を交えて説明することにより、D さんの自己実現をかなえることに問題が無いことを家族に説明する。

(事例 2)

F ワーカー (男性 : 24 歳 : 在職 1 年) は、G 市の子ども家庭支援センターで非常勤相談職として働いている。G 市子ども家庭支援センターは、2005 年の児童福祉法改正により、子ども相談の第一義的機関が市町村になったことにより開設された。初めての試みということもあり、G 市内の社会福祉協議会、保育所、児童養護施設、児童関係のボランティア団体や NPO 法人、児童相談所と連携してネットワークを作り、研究会なども他機関主導で積極的に開催されているが、センター長はソーシャルワーク職の経験のない市役所からの出向職員であり、もともと児童福祉に関心の薄かった人物であることから、そういった研究会へ自発的に参加することはなかった (他の職員の参加は認めている)。また、肝心の相談職は G 市の保育所で長年保育士として勤めていた退職 OG や、保育士の資格を持っている人間が独占して行っており、社会福祉士の資格を持つ F ワーカーには記録等のアシスタント業務を任せることはあっても、窓口に来た相談者に直接接することはさせなかった。子どもや家族に関わる相談業務に就きたくて国家資格を取得した F ワーカーであったが、相談業務どころか、G 市内の子どもの持つ家庭の現状さえ知ることができない。他の児童機関への転職も考えたが、求人はいわれていなかった。児童に関して人一倍熱心だった F ワーカーは、相談に参加したくても他職種に独占されているという現状 (実践したくてもその場が無い) というディレンマに陥り、無気力にルーティンワークを繰り返すようになった。

(問題) : F ワーカーがディレンマを解消するにはどのような行動を取るべきか答えなさい。

(解答例) : 他の機関が行っている研究会に積極的に参加し、G 市内の他機関・組織の児童福祉に関するソーシャルワーク内容と、G 市内の児童・家庭問題の現状を知る。

*在職 1 年ということから、G 市内の児童・家庭問題の現状を広く知ることが第 1 と考える。また、他のソーシャルワーク職との交流の場を持つことによって、自分の職域を拡大してゆくことにもつながる。

14. 実習委託契約について

① 実習が関係 3 者の契約によるものであることを理解している。

十分に理解している 7-6-5-4-3-2-1 全然理解していない

記述できる : 北海道ブロック研究協議会の実習契約書の仕組み (三層構造) を記述できる

(解答例) : 北海道ブロック研究協議会の実習契約書は、正式には「相談援助実習委託契約 (協定)

書」と呼ばれ、この契約書と本契約書第3条の規定に基づく「相談援助実習教育と指導に関する合意書」及び本合意書第7条の規定に基づく「相談援助実習教育・指導に関する指針」の3種の文書から成り、いわば三層の構造を持っている。

説明できる： 実習委託契約（協定）書の概要・仕組みを説明できる

(問題1)： この契約書は誰と誰の間で結ばれるか（締結されるか）

(解答例)： この契約書は、相談援助実習を受け入れる組織を甲とし、その実習を依頼する養成校を乙として、この両機関間で結ばれる。この場合、実習生は契約当事者にはならず、契約書の条文でその権利・義務が規定されている。

(問題2)： この実習委託契約の目的は何か

(解答例)： 乙から甲への実習指導委託の内容、即ち、実習期間・実習場所・実習生の員数及び時期・双方の実習の進め方等を明らかにし、実習を適切に進めるために必要な連携と協力・事故の責任・緊急時の対応・実習生の権利義務・費用負担・実習指導料等を定めるものである。

(問題3)： その実習生の権利義務とは何か

(解答例)： 実習生の権利としては、甲が実習生の権利を侵害しないための適切な配慮をすること、乙から甲へ提供される実習生の個人情報への範囲と甲の守秘義務が規定されている。他方、実習生の義務としては、実習中に知りえた事柄への守秘義務、実習機関の勤務日及び勤務時間に準ずること、また甲の実習指導者の指示に従うことなどが規定されている。

(問題4)： 契約書上の損害賠償はどのような仕組みになっているか

(解答例)： 一つは、実習生が（過失等によって）加害者となって甲または甲の利用者及び第三者へ何らかの損害を与えた場合には、乙もしくは実習生がその損害賠償の責任を負い、その賠償の範囲は乙が加入する損害賠償保険によることとなっている。二つは、実習生が実習中に何らかの事故・災害等の被害者になった場合は、それが甲の故意もしくは過失がある場合を除いて、実習生もしくは乙がその責任を負うというものである。

(問題5)： その乙もしくは実習生はどのような損害賠償保険に加盟しているか。

(解答例)： 加害の場合・被害の場合の具体的な保険名を答える。

② 実習合意書の仕組みを理解している。

記述できる： 北海道ブロック研究協議会の実習契約書の「相談援助実習教育と指導に関する合意書」の目的について記述できる。

(解答例)： 専門職養成としての社会福祉士教育は、養成校、学生（実習生）、実習施設・機関の三者の協力と連携の下で、その目的を達成することができるものであるが、本合意書は、北海道ブロック研究協議会の実習契約書は、正式には「相談援助実習委託契約（協定）書」第3条の規定に従い、社会福祉士実習場面を巡って養成校・学生（実習生）・実習指導者が、それぞれが目指すべき最低基準を明らかにするものである。特に、「実習フィードバック・システム」「実習中止の措置」等が規定されており、実習展開上の重要な事項が含まれている。

説明できる：

(問題1)： 実習合意書の目的は何か

(解答例)： 実習合意書は、専門職養成のための社会福祉教育が、養成校、実習生、実習施設・機関3者の協力と連携の下で達成されることから、これら関係3者がそれぞれに目指すべき最低基準を明らかにすることを目的としている。

(問題2)： それでは、その関係3者の最低基準の骨子は何か

(解答例)： 先ず、養成校側は、実習教育体制の整備が中心であり、そこには、実習前・中・後の一貫した方針、実習関係科目と他の科目との整合性、実習にかかわる教員の相応しい要件の保持と向上が含まれている。また実習指導施設・機関側は、実習指導体制の確立が中心であり、そこには、実習指導職員に相応しい要件の保持・向上、役割分担と責任範囲の明確化等が含まれる。そして実習生側は、実習教育・指導に要求される資質と能力を事前にできる限り学習し身につけること、実習指導者の指導のもとに真摯に実習に取り組むこと、関連する法に規定されている諸義務を果たすこと等が要求される。

(問題3)： 実習フィードバックシステムの意義と仕組みはどのようなものか

(解答例)： 実習フィードバックシステムとは、実習関係3者が実習展開中に抱く疑問と評価を相互に率直に伝え、回答することによってその後の実習や実践を向上させるという意義がある。仕組みとしては、先ずフィードバック事項として、実習生やスーパーバイザーのディレンマ経験、スーパーバイザーと実習担当教員の共同スーパービジョンが必要な事項、実習中止が考えられる事項、相互の疑問、情報提供の要請等があり、それらの事項に関して日誌・文書・口頭で相手に伝えられ（その際、この伝えたこと自体で不利益を受けないことを相互に保証するということが重要とされる）、相互に回答の義務を負うという仕組みになっている。但し、実習生が伝えるべき相手がスーパーバイザーであることが馴染まない場合は、他のルート（例えば、その上司や教員へ）をとることができる。

(問題4)： 実習中止の意義と仕組みはどのようなものか

(解答例)： 実習中止とは、実習関係3者それぞれの何らか不適切な対応による事由が生じたときに、そのまま実習継続をすることが難しい、もしくは中止をすることが望ましいと判断される事柄について、実習指導者と実習担当教員の協議によって何らかの結論を出すものである。実習中止の事由としては、3者において種々のものが考えられるが、例えば、実習生側の重大なルール違反、利用者への加害・人権侵害行為、心身の事由による継続困難、法規定への違反等があり、養成校側の実習契約違反、事前教育の不適切・不十分、不適切な訪問指導等があり、実習施設・機関側の実習生への各種権利侵害、施設・機関内の人権侵害行為、実習スーパービジョンの不履行、実習プログラムの不履行等がある。そして、実習中止後の対応は養成校の責任となる。

(問題5)： 実習生のフィードバック・ルートはどのような仕組みになっているか。

(解答例)： 例えば、現場において利用者への「人権侵害」の疑いを発見した場合に、先ずはその状態を観察や記録閲覧、聞き取り等を通して確認し、日誌や口頭でスーパーバイザーに報告する。それに対するスーパーバイザーからの説明によって何らかの回答があり納得できた場合はそれで終了する。しかし、その説明で納得できない場合は、スーパーバイザーの上司や教員へ通報する。上司の説明で納得できればそれで終了となるが、それでも納得できない場合は教員へ通報する。また、最初の報告によって何らかの不利益を受けたと思う場合や、報告に何の回

答や説明もない場合は、上司もしくは教員へ通報する。なお、スーパーバイザーから何らかのハラスメントを受けたと感ずる場合は、直接上司や教員へ通報する。

③ 実習指針の仕組みを理解している

記述できる：

(問題1)： 実習生が実習前に準備しなければならないことを列挙できる。

(解答例)： 実習教育によって、実習の意義・目的・方法・義務・ルール等を明確に把握する。実習契約の仕組みを理解する。

事前学習によって、実習施設・機関に関する基本的知識（法的根拠・目的・組織等）、利用者（その家族）のニーズ、関連する制度等、を把握する。

事前訪問によって、実習施設・機関のスーパーバイザーと関係作りを行い、そこからの事前学習課題・実習の留意事項・実習プログラムを確認し、その学習と準備を進める。

実習計画書の作成を行い、教員・スーパーバイザーとの打ち合わせを何度か重ねて完成させる。

(問題2)： 実習生が実習中に実施しなければならないことを列挙できる。

(解答例)： 実習に要求される義務・ルールを順守し、実習に向かう姿勢を適切なものに保つ。

実習プログラムを確認しつつ毎日の実習展開を確実なものとする。

スーパーバイザーとして、スーパービジョンの機会を活用し、そのための素材を提供する。

実習日誌を必要な形式を保持して的確に記録し、提出する。

教員の訪問指導の意義を理解し、その機会を活用するとともに、必要な素材を提供する。

(問題3)： 実習生が実習後に実施しなければならないことを列挙できる。

(解答例)： 実習全般を振り返りながら、実習成果を自己評価する。同時に施設・機関側の評価を参照しつつ比較検討を行う。

実習中に生じた問題意識を継続研究へ発展させ、問題解決を行う。

実習施設・機関への謝意を表する。

実習教育・指導への評価を行い提言があれば伝える。

説明できる：

(問題1)： 実習指針の構成はどのようになっているか。

(解答例)： 実習指針は、合意書第7条の規定によって実習関係3者の実習前・中・後の展開の細部を決めたものであり、3者はこれを真摯に履行することが期待される。縦軸は実習時期が実習前・実習中・実習後の3期に区分され、その時期ごとに3者がそれぞれどのような事柄を実行しなければならないかが細かく規定されている。その中項目は、ほぼ3者に共通するものとして設定されている。たとえば、実習前においては、養成校側は、①実習施設・機関に対する事前準備、②養成校内における事前準備、③実習教育プログラムの作成、④実習生に対する事前指導の4項目であり、施設・機関側は、①養成校に対する対応、②実習受け入れのための体制整備、③実習指導プログラムの作成、④実習生に対する事前指導の4項目であり、実習生側は、①事前学習、②実習計画書の作成、③事前訪問の3項目である。

(問題2)： 実習生の事前準備で行なわなければならないこと及びその準備方法を説明せよ。

(解答例)： 実習指針での事前準備の3項目は、①事前学習、②実習計画書の作成、③事前訪問である。まず、①事前学習については、学習項目の整理とそのために必要な資料類を取りそろえる。この学習項目は、「実習前コンピテンス・アセスメント」用紙の「Ⅲ実習で必要な知識の側面」に全20項目として列挙されているので、それらの項目に答えられるような学習を行う。②実習計画書については、自分自身の実習へ向かう問題意識を明確にするとともに、これまでその施設・機関で先輩が行った実習報告を参照にして自分の問題意識に対応する実習が可能かどうかを確認する。また実習計画書が要求する形式に相応しい書き方を順守し、スーパーバイザーが明確に理解できるような記述に心がける。③事前訪問については、スーパーバイザーとの関係形成の絶好の機会であるので、礼儀をもち、且つこちら側の問題意識が十分に伝わるように面談する。また、上記①②を作成する上でも事前訪問での情報収集や面談が重要であるので、この点に心がけて訪問の機会を活用する。必要があれば複数回の訪問を行う。

実行できる： 次の場面で実習生はどのような行動をとるべきであろうか。

(事例1)： 実習生の現状。「実習が始まって1週間過ぎたが、スーパーバイザーが忙しく、ほとんど会う機会がない。指導プログラムも全くなく、その日に行って初めて今日の行事予定を知らされる状態である。何をしてもよいかもわからないので、介護職員の様子を見よう見まねで手伝っている。目標を持って実習に臨んだが、このまま4週間が過ぎてしまうのではないかと心配である。」

(解答例)： フィードバックシステムを活用して、以下の手順で対応してみる。

- ① 実習日誌に現状の困っている状態を記し、スーパーバイザーに伝える。
- ② スーパーバイザーの比較的時間のありそうな時を見計らって、思い切って声をかけ、現状を話して対応を求める。
- ③ 他の職員(例えば介護職員)に現在の困っている状態を話し、スーパーバイザーに伝えてもらう。
- ④ その施設でのスーパーバイザーの上司に対して現状を伝え、スーパーバイザーに伝えてもらう。
- ⑤ 実習担当教員へ現状を伝え、訪問指導を依頼する。

(事例2)： 事例1の状況で実習担当教員の訪問指導が実現した。そこで実習生はどのような行動をとるべきであろうか。

(解答例)： 以下の手順で対応してみる。

- ① 先ず、訪問した担当教員と2者で話し合い、現状を詳しく伝える。その時に実習日誌を提示する。
- ② 実習生は、スーパーバイザーとの関係のみでなく、それまでの実習の成果と未充足分を伝える。
- ③ 続いて担当教員がスーパーバイザーと2者面談を進める可能性があるので、そのときには待機する。
- ④ 続いて、スーパーバイザーを含めた3者面談では、スーパーバイザーにこれまでの成果と未充足分を伝えるとともに、今後の希望を伝える。

15. 福祉実践の施設と機関

記述できる： 社会福祉の実践が行われる場としての施設と機関を区別できる。

(解答例1)： 社会福祉の実践の場は、施設と機関に分類される。施設とは、主に社会福祉の利用者が入所や通所の形で居住する場から離れて利用する場所のことをいう。それに対して機関とは、典型的には福祉事務所、各種センター、各種相談所のように、そこでの相談機能を利用する目的で行く場所をいう。これらの施設・機関は、社会福祉に関する法律に規定されているものであり、およそはその施設・機関に必要な建物・設備・人員・運営に関する基準（いわゆる差別的準）を基礎として実践が行われている。

(解答例2)： 社会福祉の実践の場は、その施設・機関が社会福祉関連の法律に規定されて設置されている社会福祉専門のものと、他の制度に規定されて設置されている（必ずしも必置ではないが）ものと分類され、前者は第一次分野、後者は第二次分野と呼ばれる。第二次分野には、医療ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカーを代表的なものとして、他に司法・労働等の分野に配置されている。

記述できる： 社会福祉施設・機関の設置経営主体について記述できる。

(解答例1)： 社会福祉施設・機関を設置するということと経営するということは別次元のことであり、一致する場合もあるが一致しない場合もある。大きくは公的・私的（民営）によって区分され、公立公営、公立私営（設置は公であるが経営を委託されたもの）、私立私営という区分がある（私立公営というのはいない）。公的主体には、国と地方公共団体があり、私的主体には、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO）、公益法人、営利法人等がある。

(解答例2)： 社会福祉法第2条の社会福祉事業の定義では、大きく第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されているが、同法第60条（経営主体）では、「第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体、社会福祉法人が経営することを原則とする」となっており、特に利用者の人権問題につながりやすい入所型施設等がこれに含まれているところから、経営主体を限定して責任を強調している。

説明できる： 社会福祉法人の運営管理について説明できる。

(質問1)： 社会福祉法人の設立の条件について説明できる。

(解答例)： 社会福祉法人の設立には、社会福祉法第31条に規定されている要件を満たして、定款をもって所轄庁の認可を受けなければならない。この定款には、施設の「目的」「名称」「社会福祉事業の種類」「事務所の所在地」のほか、「役員に関する事項」「会議に関する項目」が必須の項目となっている。役員については、理事（必置）、評議員会（置くことができる）、監事（必置）が置かれている。

(質問2)： 機関・施設の組織形態(機構)について説明できる。

(解答例)： 機関等の組織形態として代表的なものに「ライン組織」「ライン・アンド・スタッフ組織」がある。ライン組織は、いわゆるピラミッド型組織で意思決定はトップダウン型である。ライン・アンド・スタッフ組織は、ライン組織を基本としてライン組織のトップや各組織を補佐する専門家組織を位置づけるものである。昨今は、サービス業を中心に「バックアップ型組織(逆ピラミッド型)」があり、利用者に向き合う第一線の担当者の役割を重要視する組織形態である。機関・施設の事業内容や種別の違いにより、どのような組織形態で運営されているかは、その機関等の方針や

考え方が浮き彫りになるものである。

(質問3)： 機関・施設内の組織構造と意思決定過程について説明できる。

(解答例)： 機関等では、多職種が縦系列・横系列で働いているため、それぞれの専門職や役職者の業務内容や役割等が分掌化されている。また、権限と責任が一致し、命令が一元化され、指示系統を統一するのが原則である。会議を開く手間を省いて、主な担当者が案を作成し関係者に承認を得る(稟議書)手順も意思決定の手法として一般的に行われている。

また、意思決定のために議論を行う会議やサーブिस・業務などの改良改善のための委員会を開催する。会議・委員会等は、召集権限・開催頻度・出席者の範囲・議事の特定・議事録や報告書の作成と開示などが要綱で定められている。関連各法の運営基準等で義務付けられている委員会等や機関等で必要と判断している会議など、組織決定及び利用者支援の合意がそれらの機会で行われている。

(質問4)： 法人の理事会(会)・監事・評議員(会)の役割について説明できる。

(解答例)： 社会福祉法人の場合、理事会が法人の重要事項を決定する「議決機関」として位置づけられ、評議員会は、法人の業務決定に当たり重要事項について意見を聴く「諮問機関」となっている。理事は6名(審査基準)以上で評議員は理事定数の2倍を超える数が必要である。理事は、親族等の特殊関係者の制限、学識経験者や地域の福祉関係者、施設長等が構成員となり、評議員は、地域の代表や利用者の家族等が選任されている。

2006年の公益法人制度改革により、一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人に再編されたこともあり、昨今では社会福祉法人改革の中で、理事(会)・評議員(会)・監事の位置づけや権限と責任が見直される方向が予測できる。

(質問5)： 社会福祉法人の財源について説明できる。

(解答例)： 社会福祉法人の設立時や設備改修等については法的・行政的補助金がある。社会福祉施設整備については「施設整備補助金」があったが、2005年度からは「地域介護・福祉空間整備等交付金」「次世代育成支援対策施設交付金」となっている。運営については、いわゆる措置施設では「措置費(措置委託料)」、介護保険施設では介護保険法による「介護報酬」、心身障害児者施設では自立支援法による「自立支援給付費」が主な財源である。このほか、利用者からの利用料(自己負担・利用者負担)、法人の収益事業による収益、寄付金等が財源となる。

(質問6)： 社会福祉法人の経営タイプを説明できる。

(解答例)： 社会福祉法人が経営する施設や事業との関係で、経営タイプを3つに分類することができる。従来からの代表的なタイプである一つの法人が一つの施設を経営する「一法人一施設型」、一つの法人が複数の福祉施設を経営する「一法人複合施設型」(例えば入所施設に通所施設、短期入所等の福合)、そして、より安定的な経営を目指して福祉事業だけでなく営利的施設(有料老人ホームや高齢者住宅等)や専門学校などの事業にも経営を広げる「一法人多業種型」の3つである。

(質問7)： 社会福祉法人の職員管理の仕組みを説明できる。

(解答例)： 法人も含めた広い組織での職員管理に共通することであるが、職員管理は労務管理と人事管理の2側面から捉えられる。労務管理とは、経営目的実現に向けて高い生産性をもった組織を作り、職員が意欲を持って業務に取り組めるような仕組みであるが、①法定の労働力が確保されているか、②役割分担や指示命令系統の体制が整っているか、③適正な労働時間管理、④給与、⑤健康管理、⑥福利厚生等の要素が含まれる。また、労働基本権が保障されているかも重要な視点である。これらの要素を実現する基本は法令遵守(コンプライアンス)である。他方、人事管理の側

面は、組織の理念・経営戦略、事業方針、事業計画が策定され、その下で組織の構造化がなされ、そこで働く職員の人事システムが構築される。人事システムの要点は、①採用・配置・異動・昇進・昇格の規則、②能力開発・人材育成、③給与その他の報酬等の労働条件、そして④人事の評価（人事考課）であり、これらの要素が相互に関係する。

（質問8）： 社会福祉法人の人材養成の仕組みを説明できる。

（解答例）： 法人を含む社会福祉関連の施設・機関には多種多様な職員が働いているが、概して次第に各職種の専門性が求められてきており、その人材確保・養成が大きな課題となっている。このために、職員採用時にどのような人材を求めるか、採用後にどのような養成をしていくかが重要な観点となる。採用時には、その職種に相応しい国家資格を有する職員を採用することで基本的な専門力量を期待するが、採用後には以下のような養成・育成の手段を用意するようになっている。①OJT (On-the-Job Training)：職場において実際の職務を遂行しながらその場で様々な訓練を行うもの。②Off-JT(Off-the-Job Training)：職場以外での研修体制であり、職場内での集合研修と職場外研修に分かれる。③SDS(Self Development System)：自己啓発援助制度と呼ばれ、職員の自主的な能力開発活動を職場として認知し、経済的・時間的援助を行うこと。④スーパービジョン体制：特に個別ケースの援助過程に対して先輩・上司等がその職員の援助能力を向上させるために管理的・教育的・支持的に始動するもの。④プリセプション (Preception)：特に新人職員に対して半年・1年と長期にわたって指導する先輩職員をつけて、職務内容・態度等を指導すること。

（質問9）： 社会福祉法人制度改革について説明できる。

（解答例）： 平成26年7月、厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」その後8月からの社会保障審議会福祉部会で社会福祉法人制度の見直しが検討された。平成27年に法改正が予定され、平成28年からの改正施行が見込まれる。

昭和26年に制度化された社会福祉法人は、措置事業を担う公共的な性格をもち、我が国の社会福祉を支えてきたが、人口構造の高齢化、家族や地域社会の変容等に伴い多様化する福祉ニーズへの対応が政策課題となった。

この度の改正の主な内容は、①経営組織の在り方の見直し(理事・理事長・理事会の権限・義務・責任や諮問機関から議決機関としての評議員会の位置づけ、会計監査人の設置義務など)②地域における公益的な取組みの責務(地域社会への貢献の強化)③内部留保の明確化と福祉サービスの再投下(利益剰余金から必要な資産・資金を控除した再投下財産額による投資)④行政の役割と関与の在り方(指導監督の機能強化、国・都道府県・市の役割と連携)などがあり、他の経営主体とのイコールフットイング等の観点から制度改革を求めたものとなる。

実行できる：

（質問1）： 実習先の施設・機関の組織の法令上の最低基準に基づいて実態を分析できる。

（質問2）： 実習先の施設・機関の法人経営タイプを理解し分析できる。

（質問3）： 実習先の施設・機関の理念・経営戦略・事業方針・事業計画を関連付けて分析できる。

（質問4）： 実習先の施設・機関の財源及び会計の状況を分析できる。

（質問5）： 実習先の施設・機関の職員管理の仕組みを理解し分析できる。

（質問6）： 実習先の施設・機関の人材養成の仕組みを理解し分析できる。

Ⅲ 実習で必要な知識の側面

この項目は、実習生の事前学習課題となり、事前訪問・事前学習等を経て、「事前学習報告書」として報告されることで、この側面を充足することが望まれる。この報告書は、実習生及びスーパーバイザー・担当教員に共有される。事前学習報告書の到達点として、以下の項目が評価されることで充足される。

1. 実習機関の法的根拠、設置基準等の知識を持っていますか〔全体的に〕
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
2. 実習現場の性格・特徴・現状等に関する知識を持っていますか〔全体的に〕
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
3. 実習現場の利用者に関する知識を持っていますか〔全体的に〕
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
4. 実習現場の職員構成に関する知識を持っていますか〔全体的に〕
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
5. 実習現場の組織・機構に関する知識を持っていますか〔全体的に〕
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
6. 実習する職種に要求される知識を持っていますか〔全体的に〕
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ① 実習の知識〔理論〕に関する知識
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ② 実習の技術〔技能〕に関する知識
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ③ 実習の価値〔理念〕に関する知識
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ④ 実習領域や実習職種に関する関連法令に関する知識
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ⑤ 実習領域に関する社会保障制度に関する知識
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ⑥ 組織の運営管理に関する知識
十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない
 - ⑦ 実習職種がし用意している各種ツールに関する知識

十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない

⑧ 実習職種における記録の方法に関する知識

十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない

⑨ 実習職種が使用している調査の方法に関する知識

十分に持っている 7-6-5-4-3-2-1 全然持っていない

7. 実習現場で実際にどのような援助理念を掲げているかを知っていますか

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

8. 実習現場でどのような援助方法が採られているかを知っていますか

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

9. 実習機関が立地する地域の特性を知っていますか。

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

10. 実習現場の現状の課題について知っていますか。〔全体的に〕

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

① これまでにその現場にはどのような課題があったのか。

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

② 現在、その現場にはどのような課題があるのか。

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない

③ 今後、その現場はどのような方向に向かわなければならないか。

十分に知っている 7-6-5-4-3-2-1 全然知らない